

平成 20 年 10 月 27 日
官民競争入札等監理委員会
配 布 資 料

国土交通大学校（小平本校）の施設管理業務
民間競争入札実施要項（案）

国土交通大学校の施設管理業務民間競争入札実施要項 (案)

平成20年10月

国土交通省 国土交通大学校（小平本校）

国土交通大学校（小平本校）の施設管理業務民間競争入札実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、国土交通大学校（小平本校）（以下、「大学校」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成１９年１２月２４日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された本校の施設管理業務（以下、「管理業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要領を定めるものとする。

１．対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

１．１ 対象公共サービスの詳細な内容

（１）対象施設の概要

<施設概要>

施設名称	国土交通大学校（小平本校）
所在地	東京都小平市喜平町２－２－１
敷地面積	６１，９２０㎡
建物	

管理厚生棟（地上３階建）		研修棟（地下１階地上４階建）	
竣工年	平成１２年	竣工年	平成１１年
建築面積	２，２７５㎡	建築面積	２，４６８㎡
建物面積	５，０２８㎡	建物面積	９，７９８㎡
構造	鉄筋コンクリート造	構造	鉄筋コンクリート造
宿泊棟（地下１階地上５階建）		大会議室（地上２階建）	
竣工年	平成１０年	竣工年	平成１３年
建築面積	２，５３２㎡	建築面積	４５６㎡
建物面積	１１，３８７㎡	建物面積	６７４㎡
構造	鉄筋コンクリート造	構造	鉄筋コンクリート造
図書館（地上２階建）		体育館（地上２階建）	
竣工年	平成１３年	竣工年	平成１１年
建築面積	４９０㎡	建築面積	１，６９３㎡
建物面積	６５９㎡	建物面積	２，０５９㎡
構造	鉄筋コンクリート造	構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

<施設目的>

国土交通省の総合的な研修機関として国土交通省の職員その他の者に対し、国土交通省の所掌事務に関し、職務を遂行するために必要な知識及び技術を習得させるとともに、能力・資質等の向上を図り、もって国土交通行政の円滑な運営に資することを目的とする。（別紙１参照）

（２）業務の対象と業務内容

以下の対象業務について、大学校の職員、研修員が快適に業務及び研修を行えるよう適切に行うこととする。

<対象業務>

①点検等及び保守

大学校の各設備、建築物について、その性能及び状態を常時適正な状態にしておくため、適切な管理運営を行う。

1) 定期点検・臨時点検及び保守

- ・建築物点検業務
- ・自家用電気工作物保守・点検業務
- ・エレベーター保守・点検業務
- ・電気通信設備点検業務
- ・空調設備等保守・点検業務
- ・自動制御機器点検業務
- ・自動扉保守・点検業務
- ・厨房排水処理設備保守・点検業務
- ・消防設備点検業務

2) 運転・監視及び日常点検・保守

- ・運転監視及び日常点検・保守業務

②清掃等業務

大学校の清掃、除草を行う。

1) 清掃業務

- ・清掃業務

2) 除草業務

- ・除草業務

③警備等業務

大学校の職員、研修員、来校者の安全確保及び案内、宿泊棟の管理運営を行う。

1) 守衛業務

- ・守衛業務

2) 管理人業務

- ・宿泊棟管理人業務

④執務環境測定業務

大学校施設における環境衛生管理を行う。

1) 環境衛生管理業務

- ・環境衛生管理業務

1.1.1 点検等及び保守

(1) 用語の定義

①点検

「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

②定期点検

「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を

有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めている。

③臨時点検

「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。

④日常点検

「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。

⑤保守

「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

⑥運転・監視

「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。

(2) 定期点検、臨時点検及び保守

①定期点検及び臨時点検の保守の範囲

定期点検及び臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- 1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- 2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- 3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- 4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ・グリス、充填油等
 - ・ランプ類、ヒューズ類
 - ・パッキン、ガスケット、Ｏリング類、ベルト
- 5) 接触部分、回転部分等への注油
- 6) 軽微な損傷がある部分の補修
- 7) 塗装（タッチペイント）
- 8) その他これらに類する軽微な作業

②点検の実施

- 1) 点検を行う場合には、あらかじめ大学校の定める施設管理担当者（以下、「施設管理担当者」という。）から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
- 2) 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
- 3) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- 4) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

なお、法令等に定めがある場合には、これに従うこととする。

③消耗品等の支給

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、本業務を実施する者（以下、「落札事業者」という。）の負担外とする。

- 1) ランプ類

- 2) ヒューズ類
- 3) 発電機・原動機用の燃料

④応急措置等

- 1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- 2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- 3) 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

⑤点検の省略

法令等で定めのあるものを除き、次に掲げる部分の点検を省略できる。

なお、点検を省略した場合は、保守点検報告書等に省略部分及び理由を記載すること。

- 1) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの。
- 2) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの。
- 3) ロッカー、家具等があり点検不可能なもの。

⑥注意事項

- 1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- 2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部を撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- 3) 点検及び保守の実施にあたり、事務室、講義教室、宿泊室において立入点検等を行う場合は、施設管理担当者へ連絡のうえ指示を受けること。

⑦点検機器、点検内容及び周期等

別紙 2 及び別紙 3 - 1 から別紙 3 - 9 のとおり。

(3) 運転・監視及び日常点検・保守

①適用

本業務は、中央監視室等に常駐して実施する運転・監視及び日常点検・保守に適用する。

②業務の条件

- 1) 平日（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第一条第 1 項各号に掲げる休日を除いた日をいう。）（以下、同じ）の 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分は最低 1 名を中央監視室に常駐させる。
- 2) 設備の運転・監視時間は 2 4 時間とし、冷暖房の運転時期は以下のとおりとする。
 - 冷房：6 月頃～9 月頃
 - 暖房：1 1 月頃～4 月頃

③運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は以下のとおりとする。

- 1) 設備機器の起動・停止の操作
- 2) 設備運転状況の監視又は計測・記録
- 3) 室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、測定値調整

- 4) エネルギー使用の適正化
- 5) 季節運転切替え、本予備機運転切替え
- 6) 運転時間に基づく設備計画保全の把握

④点検の範囲

- 1) 日常点検の対象部分、数量等は別紙 2 及び別紙 4 を参照のこと。
- 2) 電気室、機械室等の主要な設備機器の設備は、1 日 1 回巡視して機器等の異常の有無を点検する。なお、定められた対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、施設管理担当者へ報告する。

⑤保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

- 1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- 2) 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- 3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- 4) 次に示す消耗部品の交換及び補充
 - ア. グリス、充填油等
 - イ. ランプ類（高さ3.5m以下に限る）、ヒューズ類
 - ウ. パッキン、Ｏリング類、ベルト
 - エ. フィルター類
- 5) 接触部分、回転部分等への注油
- 6) 軽微な損傷がある部分の補修
- 7) 塗料、その他の部品補修（タッチペイント）
- 8) 消耗品の在庫管理
- 9) 保守で生じた廃棄物処理
- 10) その他これらに類する軽微な作業

⑥消耗品等の支給

保守で用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き落札者事業の負担外とする。

- 1) ランプ類(照明用ランプ、表示灯を含む)
- 2) ヒューズ類
- 2) フィルター類

⑦定期点検時の立ち合い

当該施設の管理業務に関し、別途の契約により関連業者が行う定期点検がある場合には、これに立ち会う。

⑧運転・監視の記録及び報告

- 1) 日常業務における業務日報を作成し、記録管理する。
- 2) 業務日報には、次の事項を記載する。
 - ア. 記録者
 - イ. 機器の運転開始時刻及び終了時刻
 - ウ. 熱源機器運転中の外気温湿度
 - エ. 冷暖房運転中の設定温度
 - オ. 電気、ガス、水道、下水道等の光熱水の使用量
 - カ. その他保守業務内容及び異常発生の有無並びに措置内容
- 3) 業務の報告は、本実施要項 8（1）による。なお、業務において、正常でないこと（異常の発生又は発生が予想される状態）が認められた場合は、直ちに施設管理担当者に報告する。

⑨臨機の措置等

- 1) 災害発生時の措置について、施設管理担当者と協議の上、次の事項をまとめた防災マニュアルを作成し、内容について施設管理担当者の承諾を受ける。
 - ア．緊急事態への準備
 - イ．緊急事態発生後の対応・連絡体制等
 - ウ．業務の早期復旧
- 2) 災害発生に伴う重大な危機が認められる場合には、直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合は、直ちに施設管理担当者に連絡すること。

⑩機器等に異常を認めた場合の措置

業務責任者は、機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応法について、施設管理担当者と協議の上、内容についての承諾を受ける。なお、緊急を要する場合は、落札事業者は必要な措置を直ちに講じる。

⑪資料等の整理、保管

業務期間中は、次に示すものの保管を行う。

- 1) 機器の取扱説明書等
- 2) 機器台帳等
- 3) 工具、器具とその台帳

⑫諸室の清掃

電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及び掃き掃除程度の清掃を行う。

⑬障害等の排除

設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検する。

⑭点検機器、点検内容及び周期等

別紙 2 及び別紙 4 のとおり。

1.1.2 清掃等業務

「清掃等」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上材を保護すること及び大学校敷地内の雑草を定期的に刈ることにより快適な環境を保つための作業をいう。

(1) 清掃業務

業務内容及び周期

別紙 5 - 1、別紙 5 - 2、別紙 6 のとおり。

(2) 除草業務

業務内容及び実施時期

別紙 7 のとおり。

1.1.3 警備等業務

「警備等」とは、大学校内における盗難等の事故の発生を警戒し防止すること及び来校者、研修員への日常的な対応等を行うことをいう。

(1) 守衛業務

①勤務時間

平日（土曜日、日曜日、祝日を除く日） 7 時 0 0 分～13 時 0 0 分

②業務室
守衛室

③業務内容
別紙 8 のとおり。

(2) 宿泊棟管理人業務

①勤務時間
1 年間 (3 6 5 日) 2 4 時間体制

②業務室
宿泊棟管理人室

③業務内容
別紙 9 のとおり。

1.1.4 執務環境測定業務

「執務環境測定」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等に基づく業務

(1) 環境衛生管理業務

業務内容
別紙 10 のとおり。

1.1.5 設備更新計画書の作成業務

中・長期的な施設の管理からの視点による設備更新計画書の作成を行うこと (1 回 / 年)

1.2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、最低限満たすべき水準及び達成すべき質は以下のとおりとする。

1.2.1 管理業務の質

管理業務に関する包括的な質

基本的な方針	主要事項	測定指標
管理業務を通して、快適な施設利用を可能とするとともに大学校における研修の円滑な実施を可能とすること。	快適性の確保	管理業務に係る満足度について、のアンケート調査を施設利用者である研修員を対象として研修毎に行い、修了時に職員へ提出。(各項目「普通」以上 70 % 以上)
	品質の維持	管理業務の不備に起因する当施設における研修の中断回数 (0 回) ※研修の中断とは、研修 (講義等) が中断することにより、研修目的が達成されない場合をいう。 管理業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生回数 (0 回)

	安全性の確保	管理業務の不備に起因する施設利用者の怪我の回数（０回） ※怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。
--	--------	---

1.2.2 各業務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、各業務における最低水準は、各業務の最低水準として示された仕様書（別紙３から別紙１０）とする。

ただし、各業務における最低水準は、企画書において改善提案を行うことができる。

（１）点検等及び保守

①点検等

指定された業務内容を実施し、建築物等の機能及び劣化の状態を調査し、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置を判断し実行すること。

②保守

建築物等の点検を行い、点検等により発見された建築物等の不良箇所の修繕や部品交換等により建築物等の性能を常時適切な状態に保つこと。

（２）清掃等業務

①清掃

指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防することにより、快適な環境を保つこと。

②除草

指定された業務内容を実施し、敷地内の雑草等を除草し、快適な環境を保つこと。

（３）警備等業務

①守衛業務

来校者の受付・案内、不審者の発見及び措置等を行うことにより施設利用者（職員、研修員、来校者等）の安全かつ円滑な執務環境の確保や保全を図るとともに、安全を守ることを目指し、誠意をもって行うこと。

②宿泊棟管理人業務

研修員の宿泊棟内での生活面に関する管理、入寮受付事務、宿泊棟内の巡回等を行うことにより、研修員が適切な生活を維持出来るよう勤めること。

（４）執務環境測定業務

①関係法令等に基づき適切な検査・測定等を行い、管理基準に適合しない場合には、その原因を推定し、大学校の施設管理担当者へ報告を行うこと。

②検査・測定等を行う際は、施設利用者（職員、研修員、来校者）の事務等に支障がないようにすること。

（５）施設管理者への報告

各業務の実施にあたり、機械・設備等の不具合などが発生した場合には、速やかに施設管理者に対して報告を行い指示を仰ぐこと。

1.2.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から落札事業者の創意工夫を反映し、研修実施の質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費削減等）に努めるものとする。

（１）管理業務の実施全般に対する提案

落札事業者は、別途定める様式に従い、管理業務の実施全般に係る研修実施の質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

（２）各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

落札事業者は、各業務の最低水準として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示すること。

（３）管理業務に関するコスト低減に関する提案

落札事業者は、コスト低減に関する提案が有る場合は別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、仕様書で示す最低水準が確保できる理由等を明記すること。

1.2.4 委託費の支払い方法

大学校は事業期間中の検査・監督を行い、質及び最低水準の確保の状況を確認した上で、委託費を支払う。検査・監督の結果、質及び最低水準が確保されていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、落札事業者は業務改善計画書を施設管理担当者へ提出することとする。遂行後の確認が出来ない限り委託費の支払いは行わない。

委託費の支払いにあたっては、落札事業者は当該月分の業務の完了後、大学校との間であらかじめ定める書面により当該月分の支払い請求を行い、これを受領した日から30日以内に支払うものとする。

1.2.5 費用負担等に関するその他の留意事項

（１）消耗品

管理業務を実施するにあたり、本実施要項等に記載のあるものを除き、各業務の支給材料については、全額大学校の負担とし、落札事業者からの請求に応じ支給するものとする。

（２）光熱水費

大学校は、落札事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水料を無償で提供するものとする。

（３）法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により落札事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③のいずれかに該当する場合には大学校が負担し、それ以外の法令等変更については落札事業者が負担する。

①本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設

②消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

③上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第10条各号（第11号を除く）に該当するものでないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しないこと。
- (4) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、AまたはBの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- (5) 国土交通省の各機関において、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 各業務を行うにあたり、必要な資格は以下のとおり。
 - ①点検及び保守
 - 1) 別紙3-1 : 以下のいずれかの資格を有する者
 - ・一級建築士
 - ・二級建築士
 - ・特殊建築物等調査資格者（建築物の敷地及び構造の点検）
 - ・建築設備検査資格者（昇降機以外の建築設備の点検）
 - ・昇降機検査資格者（昇降機の点検）
 - 1) 別紙3-2 : 電気事業法第43条に基づく主任技術者免状の交付を受けている者
 - 2) 別紙3-3 : 昇降機検査資格者
 - 3) 別紙3-4 : 以下のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上の者
 - ・一級陸上特殊無線技師の操作範囲の資格を有する者
 - ・電気工事施工管理技師
 - ・電気主任技術者
 - ・技術士（電気電子部門又は総合技術管理部門（選択科目：電気電子））
 - 4) 別紙3-5 : 危険物取扱者
 - 5) 別紙3-7 : 自動ドア施工技能士
 - 6) 別紙3-9 : 消防設備点検資格者
 - ②警備等業務：警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること
 - 1) 別紙8 : 警備業法施行規則第38条に基づく基本教育の受講終了者
警備業務の経験1年以上
 - 2) 別紙9 : 警備業法施行規則第38条に基づく基本教育の受講終了者
- (7) 入札参加グループでの入札について
業務の実施にあたっては、一企業とすることも、入札参加グループとすることも可能とする。
入札参加グループで本業務を実施する場合、点検等及び保守、清掃等業務、警備等業務、執務環境測定業務の各業務を包括的に管理すること。

①単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）及び代表者を定め、他の者はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、もしくは単独で入札に参加することは出来ない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、提出すること。

②代表企業は上記（１）から（５）の全ての要件を満たすこととし、グループ企業は上記（１）から（３）及び（５）の全ての要件を満たすこと。

ただし、入札グループで入札する場合には、（６）については、当該業務を実施する者が満たしているものとする。

４．入札に参加する者の募集に関する事項

（１）入札の実施手続及びスケジュール（予定）

①官報公示	：	平成２０年１１月下旬	～	平成２０年１２月上旬頃
②入札説明会	：	平成２０年１２月上旬	～	平成２０年１２月中旬頃
③現場説明会	：	平成２０年１２月上旬	～	平成２０年１２月中旬頃
④入札等に関する質疑応答	：	平成２０年１２月中旬	～	平成２０年１２月下旬頃
⑤入札書類の受付期限	：	平成２１年１月上旬	～	平成２１年１月中旬頃
⑥入札書類の評価	：	平成２１年２月中旬	～	平成２１年２月下旬頃
⑦開札・落札者等の決定	：	平成２１年２月下旬	～	平成２１年３月上旬頃
⑧契約締結	：	平成２１年２月下旬	～	平成２１年３月上旬頃

（２）入札実施手続

①提出書類

民間競争入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下、「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等（以下、「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の１０５分の１００に相当する金額を記載することとする。

②企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項５で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

１）企業の代表責任者及び本業務担当者（提出様式１）

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。

２）必要とされる資格を証明する書類の写し（提出様式１に添付のこと）

３）業務実績（提出様式２）

本実施要項１で示す業務毎に過去３年間の実績。

４）本業務実施の考え方（提出様式３）

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等。

５）業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法（提出様式４）

本実施要項１で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法を示す。

6) 業務に対する提案事項（提出様式 5、6、7）

ア) 業務の質の確保に関する提案

イ) 各業務の最低水準として示された仕様書等に対する提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（或いはその両方）を具体的に示すこと。

7) 緊急時の体制及び対応方法（提出様式 8）

緊急時（管理業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示す。

③開札にあたっての留意事項

1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。

3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（所定のものがあれば別添添付）を提示又は提出しなければならない。

4) 入札者又はその代理人は、入札中は、支出負担行為担当官が特にやむ得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

落札事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は、公正かつ適正に実施されるかの助言を行うことを目的として委嘱を行う第三者の有識者 3 名で構成される国土交通大学校市場化テスト評価アドバイザーの評価を基に行うものとする。

(1) 落札事業者決定にあたっての質の評価項目の設定（別紙 1 1）

落札事業者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

①必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点（50 点）を付与し、1 つでも満たしていない場合は失格とする。

1) 実施体制

ア) 各業務の業務水準が維持される体制であるか

（グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか）

イ) 提案された内容が実現可能な体制であるか

2) 業務に対する認識

ア) 管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

イ) 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。

3) 現行基準レベルの質の確保の実態

ア) 各業務の提案内容は、（発注者側の）要求水準が確保されているものとなっているか。

②加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目について審査を行う。
なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には、仕様書に示す実施方法と提案内容との比較を行い、得点を与える。

管理業務全般に係る業務に関する提案（１０点）

１）業務の質についての提案内容

ア 本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか。

（方法、計画により、各業務の適性かつ円滑な実施が確保されるか）

イ 業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか。

点検等及び保守業務（３０点）

１）業務の質についての提案内容

ア 質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか

２）改善提案内容

ア 業務コスト等削減のための方策が提案されているか

清掃業務（１５点）

１）業務の質についての提案内容

ア 質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか

２）改善提案内容

ア 業務コスト等削減のための方策が提案されているか

施設等警備業務（１５点）

１）業務の質についての提案内容

ア 質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか

２）改善提案内容

ア 業務コスト等削減のための方策が提案されているか

緊急時及び非常時対応（１０点）

１）緊急時への対応についての考え方・体制

ア 具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか

イ トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか

（２）落札事業者決定にあたっての評価方法

①落札事業者の決定方法

必須審査により得られた基礎点（５０点）と加点項目審査で得られた加算点（８０点）を加算し、入札価格（予算決算及び会計令第７９条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札事業者として決定する。

総合評価点＝（基礎点（５０点） ＋ 加算項目審査による加算点）÷入札価格

②留意事項

1) 当該落札事業者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合には、所要の手続きを経て、次順位以下の入札者から落札事業者を決定する。

- ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されているか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
- イ) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）
- ウ) 当該契約期間中における他の契約請負状況
- エ) 手持機械その他固定資産の状況
- オ) 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- カ) 経営状況
- キ) 信用状況

2) 落札事業者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札事業者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札事業者を決定するものとする。

3) 落札事業者が決定したときは、遅滞なく、落札事業者の氏名若しくは名称、落札金額、落札事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、止むを得ない場合は、国土交通大学校が自ら当該業務を実施すること等とし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙12のとおり。

7. 落札事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

(1) 使用施設

国土交通大学校（小平本校）

(2) 使用設備

①使用出来る設備については、大学校の管理業務に係る大学校内の設備全てとする。

②大学校の業務に支障を来さない範囲において、落札事業者は大学校内に管理業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備に

については適切な管理を行うこと。

8. 落札事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により落札事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

①業務計画書の作成と提出

落札事業者は、点検等及び保守、清掃等業務、警備等業務、執務環境測定業務を行うにあたり各年度の事業開始日まで年度毎の管理業務計画書を作成し、施設管理担当者に提出すること。

②業務従事者名簿の作成と提出

- 1) 落札事業者は、点検等及び保守、清掃等業務、警備等業務、執務環境測定業務を行うにあたり、業務に従事する者の名簿を作成し、施設管理担当者に提出すること。本実施要項3で示す資格を有する業務については、その資格を証明する書類（資格書の写し等）を併せて提出すること。また、業務従事者を変更する場合も同様とする。
- 2) 施設管理担当者は、業務従事者が不適格であると認める場合には、その理由を明らかにし、落札事業者に当該業務従事者への指導を求めることが出来る。その場合、落札事業者は不適格である理由を確認し、当該業務従事者の改善又は交替を行うものとする。

③業務報告書の作成と提出

落札事業者は、点検等及び保守、清掃等業務、警備等業務、執務環境測定業務の各業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

- 1) 落札事業者は、業務開始前に全ての業務報告書の様式を施設管理担当者へ提出し、承諾を得ること。
- 2) 落札事業者は、業務期間中、業務日報を毎日作成し、施設管理担当者へ提出すること。
- 3) 落札事業者は、業務期間中、業務月報を、当月分につき、翌月の7日以内に施設管理担当者へ提出すること。
- 4) 落札事業者は、各事業年度終了後毎年4月15日（但し、当該日が閉庁日の場合には直後の開庁日とする。）までに当該事業年度に係る管理業務に関する年間総括報告書を施設管理担当者へ提出すること。

④本校の検査・監督体制

落札事業者からの報告を受けるにあたり、施設管理責任者等の検査・監督体制は次の通りとする。

- 1) 施設管理責任者等
 - ア) 施設管理責任者
国土交通大学校長
 - イ) 検査員及び施設管理担当者
総務部総務課長
 - ウ) 監督職員
総務部総務課総務係長、管財係長
総務部教務課 教務第二係長
- 2) 検査・監督体制

ア) 落札事業者は、業務終了後に施設管理担当者へ連絡すること。

イ) 落札事業者からの連絡を受けた場合には、検査職員は業務履行の検査を行うものとする。

(2) 調査への協力

①施設管理担当者は、落札事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、落札事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は落札事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

②立ち入り検査をする監督職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを落札事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

施設管理担当者は、落札事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、落札事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

(4) 秘密の保持

落札事業者は、本業務に関して施設管理担当者が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。落札事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 個人情報の取り扱い

①基本的事項

落札事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

②取得の制限

落札事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的をを明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

③利用及び提供の制限

落札事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するための利用目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

④複写等の禁止

落札事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事

務を処理するために大学校から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

⑤事案発生時における報告

落札事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに施設管理担当者に報告し、指示に従うものとする。

本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

⑥管理体制の整備

落札事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

⑦業務従事者への周知

落札事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(6) 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

①業務の開始及び中止

1) 落札事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

2) 落札事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め施設管理責任者の承認を受けなければならない。

②公正な取り扱い

1) 落札事業者は、本業務の実施にあたって、大学校利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

2) 落札事業者は、大学校利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③金品等の授受の禁止

落札事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④宣伝行為の禁止

落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

落札事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤法令の遵守

落札事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑥安全衛生

落札事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦記録・帳簿書類等

落札事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧権利の譲渡

落札事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨権利義務の帰属等

- 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、落札事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- 2) 落札事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、予め施設管理責任者の承認を受けなければならない。

⑩一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9に記載した損害を除く）については、落札事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、大学校の責に帰すべき事由により生じたものについては、大学校が負担する。

⑪再委託の取り扱い

- 1) 落札事業者（入札参加グループを含む。）、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。また、警備等業務は再委託してはならない。
- 2) 落札事業者（但し、入札参加グループを除く）は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。
- 3) 落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで施設管理責任者の承認を受けなければならない。
- 4) 落札事業者は、上記2)及び3)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- 5) 再委託先は、落札事業者と同様の義務を負うものとする。

⑫契約解除

施設管理責任者は、落札事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札事業者となったとき。
- 2) 法第10条の規定を準用し、入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することが出来ないことが明らかになったとき。
- 4) 上記3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- 7) 落札事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- 8) 暴力団の業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

- 9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑬契約解除時の取扱い

- 1) 上記⑫に該当し、契約を解除した場合には、施設管理責任者は落札事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- 2) この場合、落札事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として本校の指定する期間内に納付しなければならない。
- 3) 施設管理責任者は、落札事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- 4) 施設管理責任者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑭契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、落札事業者と大学校が協議するものとする。

9. 落札事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により落札事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、落札事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- (1) 大学校が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、大学校は落札事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について大学校の責めに帰すべき理由が存する場合は、大学校が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 落札事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について大学校の責めに帰すべき理由が存するときは、落札事業者は本校に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 調査方法

大学校は、落札事業者が実施した管理業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

(2) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、平成24年3月31日時点における状況

を調査するものとする。

(3) 調査方法及び項目

本実施要項(1) 1.2 「サービスの質の設定」により設定した事項。

- (4) 上記調査項目に関する内容について、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、国土交通大学校市場化テスト評価アドバイザーに報告を行い、意見を聴くものとする。

1 1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

落札事業者の実施状況については、国土交通大学校市場化テスト評価アドバイザーに示す報告を踏まえ、大学校において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、大学校は、落札事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び法第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 大学校の監督体制

①本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

②本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項8により行う。

(3) 落札事業者が負う可能性のある主な責務等

①落札事業者の責務等

本委託事業に従事する者は、刑法(明治40年法第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②会計検査について

落札事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は大学校を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

国土交通大学校（小平本校）提出様式一覧

提出様式 1	企業の代表責任者及び本業務担当者
提出様式 2	業務実績
提出様式 3	本業務実施の考え方
提出様式 4	業務毎の実施体制及び業務全体の管理・実施方法
提出様式 5	管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案
提出様式 6	改善提案総括表
提出様式 7	各業務の仕様書類に対する改善提案
提出様式 8	緊急時の体制及び対応方法

管理業務企画書

1. 企業の代理責任者及び本業務担当者

■複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。

※実施要項 3. (6) に記載した資格を証明する書類の写しを添付すること。

2. 業務実績			
■本実施要項（1）で示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること。			
（1）点検等及び保守			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
（2）清掃等業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
（3）警備等業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
（4）執務環境測定業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

※必要に応じ追加すること。

3. 本業務実施の考え方

■安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法

- 本実施要項（1.1）で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を記載すること。
実施マニュアルの作成の有無を記載すること。

5. 管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■ 以下の項目について、A 3 用紙で簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、点検等及び保守業務、清掃等業務、警備等業務毎に提案書を様式 6， 7 により作成することができる。

1. 管理業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 管理業務に関する包括的な質（実施要項 1.2.1）の確保に関する提案事項

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表			
■改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、本校が提示する最低水準として仕様書類に基づいて業務を行うものとする。			
(1) 点検等及び保守		提案の有無	有 無
業務項目 ※仕様書類に定める 項目を明記	提案の概略		
(2) 清掃等業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※仕様書類に定める 項目を明記	提案の概略		
(3) 警備等業務		提案の有無	有 無

業務項目 ※仕様書類に定める 項目を明記	提案の概略

7. 各業務の仕様書類に対する改善提案

■ 提案を行う各業務の 1 項目につき 1 枚以内とする。(コスト削減等については定量的な数値をもって説明すること)

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の内容及び実施方法

(4) 改善提案を実施可能とする体制

(5) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法

- 緊急時（管理業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

国土交通大学校(小平本校) 実施要項 別紙一覧

番号	別紙番号	資料内容
1.	別紙1	国土交通大学校パンフレット
2.	別紙2	設備一覧表
3.	別紙3-1	建築物点検業務の内容
4.	別紙3-2	自家用電気工作物保守・点検業務の内容
5.	別紙3-3	エレベーター保守・点検業務の内容
6.	別紙3-4	電気通信設備点検業務の内容
7.	別紙3-5	空調設備等保守・点検業務の内容
8.	別紙3-6	自動制御装置点検業務の内容
9.	別紙3-7	自動扉保守・点検業務の内容
10.	別紙3-8	厨房排水処理設備保守・点検業務の内容
11.	別紙3-9	消防設備点検業務の内容
12.	別紙4	運転・監視及び日常点検・保守業務の内容
13.	別紙5-1	清掃業務(宿泊棟除く)の内容
14.	別紙5-2	清掃業務(宿泊棟)の内容
15.	別紙6	宿泊棟個室清掃業務の内容
16.	別紙7	除草業務の内容
17.	別紙8	守衛業務の内容
18.	別紙9	宿泊棟管理人業務の内容
19.	別紙10	環境衛生管理業務の内容
20.	別紙11	評価表
21.	別紙12	従来の実施状況に関する情報の開示
22.	別紙13	国土交通大学校の施設環境に関するアンケート



小平本校



柏研修センター

国土交通省 国土交通大学校

College of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通大学校とは

国土交通大学校は、国土交通省の総合的な研修機関として、同省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団体、独立行政法人などの職員を対象に、国土交通行政の各分野にわたる研修を体系的に実施しています。

目 標

- 専門能力、問題解決能力、企画力、構想力の高い人材を育成します。
- 国民に関かれた行政運営を行う人材を育成します。
- 民間、地方公共団体との新しい役割分担に基づく政策を推進できる人材を育成します。
- 国民の満足度を高める政策を実行できる人材を育成します。
- 国土交通行政を総合的に推進できる人材を育成します。

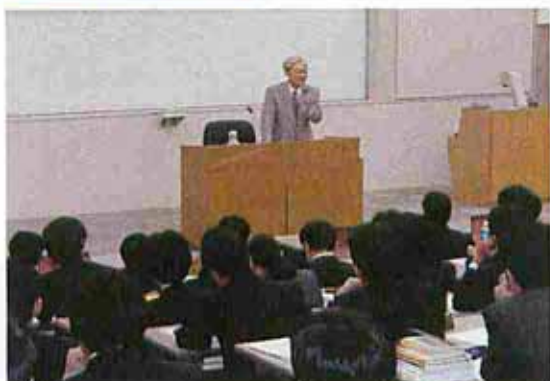
研修体系

研修の目的・内容に応じて三つの課程に分類しています。



本校 Main Campus

計画管理部 Planning and Management Department



新採用職員、中堅クラスの職員の事務能力向上、新任管理職に登用された職員の管理能力、判断力向上を図る階層別研修や、政策の企画・立案能力向上を図る政策研修、国土交通行政の専門分野に係る行政能力の養成を図る研修のほか、新たな行政需要に対応できる研修（単科速習研修等）に随時対応しています。

【主な研修】

- 新採用、新任係長、中堅、管理職等の階層別研修
- 本省省課長、室長・企画官、課長補佐等を対象とする政策研修
- 用地、建設産業、都市計画、景観、住宅、建築、営繕、情報システム関係の研修
- 単科速習研修（新会社法、企業会計・経営分析など）



建設部 Construction Department

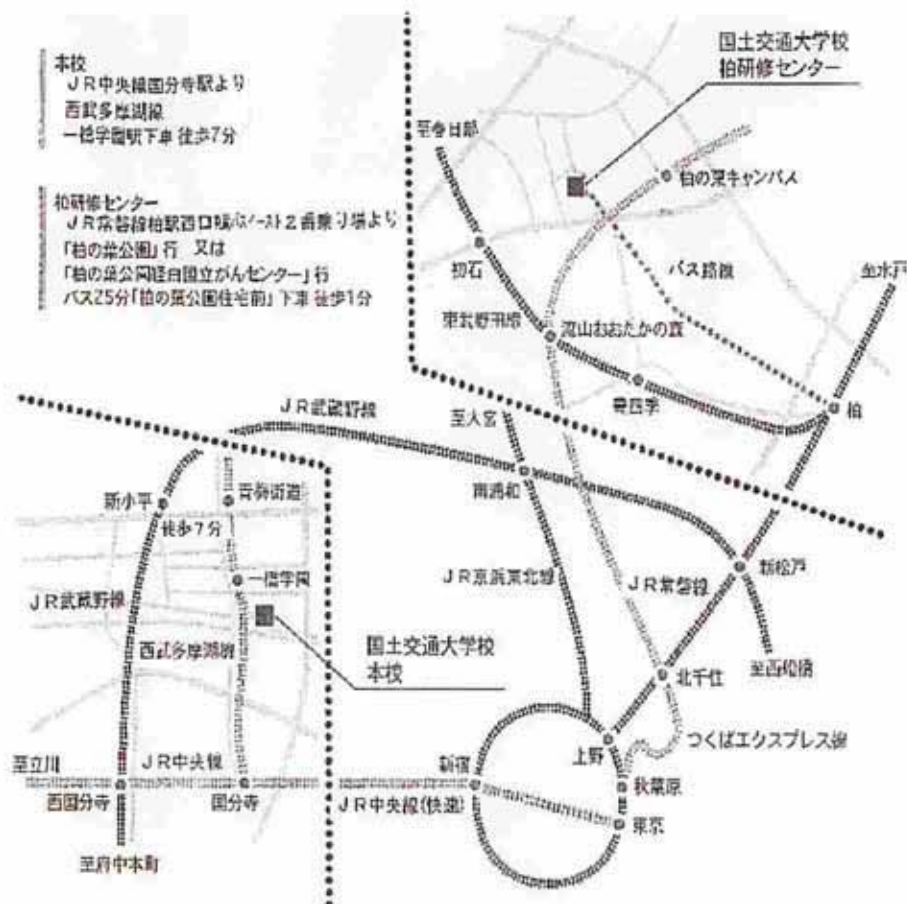
良質な社会資本を提供するために、本省幹部職員等を対象に政策企画立案能力向上を図る研修や、技術系の管理職クラスを対象に総合的なマネジメント能力向上を図る研修を実施しています。また、河川、道路、施工企画、電気通信などの分野別の専門知識及び技術を習得する研修や、危機管理、コスト縮減等の特定の課題に対応した研修を実施しています。



【主な研修】

- 本省課長、地方支分部局部長等を対象に社会資本整備に関する政策企画立案能力の向上を図る研修
- 事務所長・事務所課長等の階層別に社会資本整備に関する総合的なマネジメント能力の向上を図る研修
- 河川、道路、ダム、砂防、海岸、施工企画、電気通信等に関する研修
- 危機管理、PI（パブリック・インボルブメント）、技術審査・評価、CALS/EC、コスト縮減等に関する研修

国土交通大学校のご案内



国土交通大学校

〒187-8520 東京都小平市喜平町2-2-1 TEL (042) 321-1541 (代表)
FAX (042) 326-3883

● 柏 研 修 セ ン タ ー
〒277-0882 千葉県柏市柏の葉3-11-1 TEL (04) 7140-8777 (代表)
FAX (04) 7134-7999

<http://www.col.mlit.go.jp>
E-mail : info@col.mlit.go.jp

平成19年3月印刷

測量部 *Surveying Department*



社会基盤整備関連業務の担当者を対象に公共測量、国土調査、最新の測量技術に関する研修を実施しているほか、GIS（地理情報システム）に関し、基礎、マネジメント、応用（環境・防災）等の研修を実施しています。また、基本測量を行う技術者養成の長期研修や測量行政に関する企画立案能力の向上を図る研修等を実施しています。

【主な研修】

- 公共測量に関する研修
- 国土情報や地理空間情報を有効活用するためのGIS基礎、GISマネジメント、GIS応用等に関する研修
- 国土調査成果の認証や検査等に関する研修
- 基本測量の企画、技術に関する研修



柏研修センター *Kashiwa Training Center*



新採用職員研修、階層別研修、政策の企画、立案能力向上を図る政策研修及び鉄道、自動車、海事、港湾、航空、物流、観光等の専門分野に関する研修を実施するとともに、危機管理・安全保障研修や電子政府実現のためのIT研修等幅広い行政分野と多様な政策を展開するために必要となる研修を実施しています。

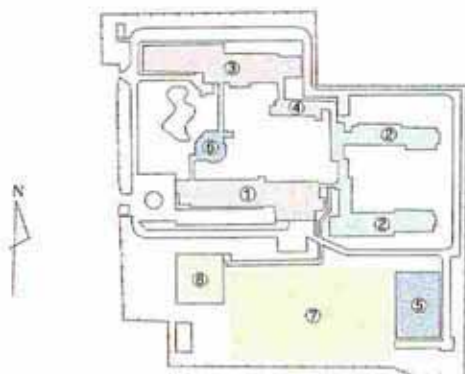
【主な研修】

- 本省課長、課長補佐等の政策研修及び地方課長、係長、新採用等の階層別研修
- 交通運輸の利用者利便向上、安全確保、環境対策等に関する企画・業務研修
- 事業・法人の企業会計、財務分析、簿記等に関する経済財務研修
- IT化・電子政府の実現に向けた情報システムに関する研修



施設概要

本校



敷地面積 61,920㎡
建築面積 10,280㎡ 延床面積 30,180㎡

- ① 本館
- ② 銀杏学寮（研修員宿泊室350室）
- ③ 研修館（一般教室16室、ゼミ室28室）
- ④ 図書館
- ⑤ 体育館
- ⑥ ホール
- ⑦ 測量実習場（グラウンド）
- ⑧ テニスコート

● 本校のあゆみ

昭和32年4月 建設研修所が、建設省の附属機関として東京都北多摩郡小平町に設置

昭和40年9月 建設大学校に発展的改組

平成13年1月 国土交通大学校本校となる



柏研修センター

敷地面積 37,828㎡
建築面積 6,333㎡ 建物面積 12,907㎡

- ① 管理研修棟（一般教室6室、ゼミ室4室）
- ② 宿泊棟（研修員宿泊室170室）
- ③ 厚生棟
- ④ 体育館兼講堂
- ⑤ グラウンド兼調整池
- ⑥ テニスコート

● 柏研修センターのあゆみ

昭和45年5月 運輸研修所が、運輸省の附属機関として東京都豊島区目白に設置

昭和63年7月 閣議決定により移転対象機関となる

平成9年3月 千葉県柏市に移転

平成13年1月 国土交通大学校柏研修センターとなる



設備一覧表

①	電気設備
②	エレベーター
③	電気通信設備
④	空調等設備、衛生設備、発電設備
⑤	自動制御機器
⑥	自動扉
⑦	厨房排水処理設備
⑧	消防設備

①自家用電気工作物(別紙3-2)

発電機等規格

- ・設備容量 3, 150KVA
- ・受電電圧 6, 600V
- ・発電装置

	非常用	常用
発電機定格容量	500KVA(ガスタービン) 50KVA(ディーゼル)	60KVA
発電機定格電圧	6, 600V(ガスタービン) 200V(ディーゼル)	200V
原動機の種類	ガスタービン ディーゼル	太陽電池

高圧

研修棟(受電設備)	宿泊棟(送り変電所)	管理厚生棟(送り変電所)
柱上高圧気中開閉器(PAS)	高圧ケーブル	高圧ケーブル
制御装置(DGR)	断路器(DS)	断路器(DS)
計器用変成器	真空遮断器(VCB)	真空遮断器(VCB)
高圧ケーブル	負荷開閉器(LBS)	真空開閉器(LBS)
断路器(DS)	パワーヒューズ(PF)	パワーヒューズ(PF)
真空遮断器(VCB)	単相変圧器	単相変圧器
負荷開閉器(LBS)	三相変圧器	三相変圧器
パワーヒューズ(PF)	地路継電器	スコット変圧器
直列リアクトル(SR)	(方向性有:DGR、方向性無:GR)	地路継電器
高圧進相コンデンサ(SC)	過電流継電器(OCR)	(方向性有:DGR、方向性無:GR)
単相変圧器	不足電圧継電器(UVR)	過電流継電器(OCR)
三相変圧器	変流器(CT)	不足電圧継電器(UVR)
スコット変圧器	変圧器(VT)	変流器(CT)
地路継電器	電圧計(切替器含む)	変圧器(VT)
(方向性有:DGR、方向性無:GR)	電流計(切替器含む)	電圧計(切替器含む)
過電流継電器(OCR)		電通計(切替器含む)
不足電圧継電器(UVR)		
地路過電圧継電器(OVGR)		
変流器(CT)		
変圧器(VT)		
電圧計(切替器含む)		
電通計(切替器含む)		
内燃力発電装置・発電機		
内燃力発電装置・原動機		
内燃力発電装置・始動装置&保護装置		

低圧

研修棟(受電設備)	宿泊棟(送り変電所)	管理厚生棟(送り変電所)
太陽電池発電設備・インバータ 蓄電池装置 低圧開閉器 低圧幹線(配線) 電圧計(切替器含む) 電通計(切替器含む)	内燃力発電装置・発電機 内燃力発電装置・原動機 内燃力発電装置・始動装置 & 保護装置 蓄電池装置 低圧開閉器 低圧幹線(配線) 電圧計(切替器含む) 電通計(切替器含む)	太陽電池発電設備・インバータ 蓄電池装置 低圧開閉器 低圧幹線(配線) 電圧計(切替器含む) 電通計(切替器含む)

②エレベーター(別紙3-3)

項目	管理厚生棟		研修棟	宿泊棟
台数(台)	2	1	2	2
用途	乗用	小荷物用	乗用	乗用
型式	油圧式	ロープ式	ロープ式	ロープ式
階数	3	2	4階 1台 5階 1台	5
電動機容量(KW)	22	2.2	7.5	7.5
積載量	900	300	900	900
定員	13	—	13	13
定格速度(m/min)	45	30	60	60
製造元	横浜エレベータ株式会社製	横浜エレベータ株式会社製	横浜エレベータ株式会社製	横浜エレベータ株式会社製

③電気通信設備(別紙3-4)

機器名	数量	規格	備考
多重無線通信装置	2台	6.5GHz帯4PSK 6.3Mbps×3	国電通仕第30号 空中線装置含む
デハイドレータ	1台	壁掛け型3方路	
端局装置	1架	中容量(96CH)型	
専用通信網監視制御	1台	被監視制御装置	国電通仕第40号
画像符号化装置	1台	1.5M CODEC	
直流電源装置	1台	KSR-48-20N	国電通仕第25号
自動電話交換装置	1台	電子交換機	
鉄塔	1基	36m未満	小平局
空調設備	一式		

④空調設備、衛生設備、発電設備（別紙3－5）

「宿泊棟」空調設備

番号	機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数
1	ユニット型空調機	形 式 ターミナル形エアハント・リンク・ユニット 冷却能力 15,100Kcal/h 冷水量 61 Lit/min 加熱能力 12,900Kcal/h 温水量 61 Lit/min 送風機 1,890m ³ /h × 15mmH ₂ O（機外） （動力） 3 φ 200V 0.75KW 外 気 250m ³ /h コイル入口空気温度 19.6℃ WB 26.9℃ DB コイル出口空気温度 12.0℃ WB 11.2℃ DB 加湿器 4.8 Kg/h（気化式） フィルター 中性能フィルター（NBS 65%以上） プレフィルター（AFI 70%以上） 防振装置 送風機ゴム防振	10
2	ユニット型空調機	形 式 ターミナル形エアハント・リンク・ユニット 冷却能力 10,000Kcal/h 冷水量 41 Lit/min 加熱能力 10,000Kcal/h 温水量 41 Lit/min 送風機 5,000m ³ /h × 20mmH ₂ O（機外） （動力） 3 φ 200V 1.5KW 外 気 750m ³ /h コイル入口空気温度 20.0℃ WB 26.2℃ DB コイル出口空気温度 15.6℃ WB 15.8℃ DB 加湿器 4.3 Kg/h（気化式） フィルター パネル型フィルター（再生式）（AFI 70%以上） 防振装置 送風機ゴム防振	1
3	ユニット型空調機	形 式 ターミナル形エアハント・リンク・ユニット（全熱交換器内臓） 冷却能力 13,200Kcal/h 冷水量 44 Lit/min 加熱能力 13,900Kcal/h 温水量 46 Lit/min 送風機 2,200m ³ /h × 20mmH ₂ O（機外） （動力） 3 φ 200V 1.5KW 還風機 2,200m ³ /h × 20mmH ₂ O（機外） （動力） 3 φ 200V 1.5KW コイル入口空気温度 20.2℃ WB 27.0℃ DB コイル出口空気温度 9.0℃ WB 11.3℃ DB 加湿器 5.3 Kg/h（気化式） フィルター 中性能フィルター（NBS 65%以上） プレフィルター（AFI 70%以上） 防振装置 送風機ゴム防振	1
4	ユニット型空調機	系 統 宿泊施設系統 形 式 ターミナル形エアハント・リンク・ユニット（全熱交換器付） 冷却能力 18,300Kcal/h 冷水量 61 Lit/min 加熱能力 10,200Kcal/h 温水量 34 Lit/min 送風機 3,080m ³ /h × 30mmH ₂ O（機外） （動力） 3 φ 200V 2.2KW 還風機 3,080m ³ /h × 30mmH ₂ O（機外） （動力） 3 φ 200V 1.5KW コイル入口空気温度 22.8℃ WB 28.3℃ DB コイル出口空気温度 16.6℃ WB 17.9℃ DB 加湿器 5.9 Kg/h（気化式） フィルター 中性能フィルター（NBS 65%以上） プレフィルター（AFI 82%以上） 防振装置 送風機ゴム防振	2
5	ユニット型空調機	系 統 宿泊施設系統 形 式 ターミナル形エアハント・リンク・ユニット（全熱交換器付） 冷却能力 33,000Kcal/h 冷水量 110 Lit/min 加熱能力 25,000Kcal/h 温水量 84 Lit/min 送風機 4,500m ³ /h × 30mmH ₂ O（機外） （動力） 3 φ 200V 2.2KW 還風機 2,750m ³ /h × 30mmH ₂ O（機外） （動力） 3 φ 200V 0.75KW コイル入口空気温度 24.3℃ WB 29.5℃ DB コイル出口空気温度 16.9℃ WB 17.8℃ DB 加湿器 14.6 Kg/h（気化式） フィルター 中性能フィルター（NBS 65%以上） プレフィルター（AFI 82%以上） 防振装置 送風機ゴム防振	1

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
6	ユニット型空調機	系 統 宿泊施設系統 形 式 ターミナル形エアハンド・リンク・ユニット (全熱交換器付) 冷却能力 36,400Kcal/h 冷水量 121 Lit/min 加熱能力 25,300Kcal/h 温水量 84 Lit/min 送風機 4,880m ³ /h × 30mmH20 (機外) (動力) 3 φ 200V 5.5KW 還風機 3,130m ³ /h × 30mmH20 (機外) (動力) 3 φ 200V 3.7KW コイル入口空気温度 24.1℃ WB 29.5℃ DB コイル出口空気温度 16.5℃ WB 17.4℃ DB 加湿器 15.3 Kg/h (気化式) フィルター 中性能フィルター (NBS 65%以上) プレフィルター (AFI 82%以上) 防振装置 送風機ゴム防振	1
7	ユニット型空調機	系 統 宿泊施設系統 形 式 ターミナル形エアハンド・リンク・ユニット (全熱交換器付) 冷却能力 21,400Kcal/h 冷水量 71 Lit/min 加熱能力 12,700Kcal/h 温水量 42 Lit/min 送風機 3,850m ³ /h × 30mmH20 (機外) (動力) 3 φ 200V 2.2KW 還風機 3,850m ³ /h × 30mmH20 (機外) (動力) 3 φ 200V 1.5KW コイル入口空気温度 22.8℃ WB 28.0℃ DB コイル出口空気温度 17.0℃ WB 18.3℃ DB 加湿器 7.4 Kg/h (気化式) フィルター 中性能フィルター (NBS 65%以上) プレフィルター (AFI 82%以上) 防振装置 送風機ゴム防振	2
8	ユニット型空調機	系 統 宿泊施設系統 形 式 ターミナル形エアハンド・リンク・ユニット (全熱交換器付) 冷却能力 38,500Kcal/h 冷水量 128 Lit/min 加熱能力 31,300Kcal/h 温水量 104 Lit/min 送風機 5,270m ³ /h × 30mmH20 (機外) (動力) 3 φ 200V 3.7KW 還風機 3,520m ³ /h × 30mmH20 (機外) (動力) 3 φ 200V 1.5KW コイル入口空気温度 24.0℃ WB 29.5℃ DB コイル出口空気温度 16.6℃ WB 17.5℃ DB 加湿器 18.4 Kg/h (気化式) フィルター 中性能フィルター (NBS 65%以上) プレフィルター (AFI 82%以上) 防振装置 送風機ゴム防振	1
9	ユニット型空調機	系 統 宿泊施設系統 形 式 ターミナル形エアハンド・リンク・ユニット (全熱交換器付) 冷却能力 41,400Kcal/h 冷水量 138 Lit/min 加熱能力 27,800Kcal/h 温水量 93 Lit/min 送風機 5,650m ³ /h × 30mmH20 (機外) (動力) 3 φ 200V 5.5KW 還風機 3,900m ³ /h × 30mmH20 (機外) (動力) 3 φ 200V 3.7KW コイル入口空気温度 24.0℃ WB 29.4℃ DB コイル出口空気温度 16.5℃ WB 17.4℃ DB 加湿器 15.6 Kg/h (気化式) フィルター 中性能フィルター (NBS 65%以上) プレフィルター (AFI 82%以上) 防振装置 送風機ゴム防振	1
10	ファンコイルユニット	形 式 天吊インペイダクト型 (FCU-3型) 吐出風量 435m ³ /h 冷房能力 顕熱量 1,700 Kcal/h 全熱量 1,920 Kcal/h 暖房能力 4,350 Kcal/h 水 量 8 L/min 定流量弁×1、ボール弁×2、電動2方弁 ×1 (電源OFF時弁は閉とする。 (スプリング式)) OA接続用フランジ 100φ付。	80

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様		台数
11	ファンコイルユニット	形 式 形 式 吐出風量 冷房能力 暖房能力 水 量	天吊インペイダクト型 (FCU-2型) 天吊インペイダクト型 (FCU-3型) 295m ³ /h 顕熱量 1,120 Kcal/h 全熱量 1,280 Kcal/h 2,240 Kcal/h 4 L/min 定流量弁×1、ボール弁×2、電動2方弁 ×1 (電源OFF時弁は閉とする。 (スプリング式)) OA接続用フランジ 100φ付。	270
12	ファンコイルユニット	形 式 吐出風量 冷房能力 暖房能力 水 量	天吊インペイダクト型 (FCU-4型) 570m ³ /h 顕熱量 2,160 Kcal/h 全熱量 2,710 Kcal/h 4,350 Kcal/h 8 L/min 定流量弁×1、ボール弁×2、電動2方弁 ×1 (電源OFF時弁は閉とする。 (スプリング式))	2
13	ファンコイルユニット	系 統 吐出風量 冷房能力 暖房能力 水 量	1～5階談話室系統 855m ³ /h 顕熱量 3,060 Kcal/h 全熱量 3,860 Kcal/h 6,120 Kcal/h 12 L/min	10
14	空冷ヒートポンプ 室外機	系 統 冷房能力 暖房能力 圧縮機動力 送風機動力	1階事務室、管理室系統 11.8KW 13.5KW 3φ 200V 3.5KW 3φ 200V 0.16KW	1
15	空冷ヒートポンプ 室内機	系 統 冷房能力 暖房能力 動 力	事務室系統、天井カセット (2方向吹出) 4.5KW 5.0KW 1φ 200V 0.02KW	2
16	空冷ヒートポンプ 室内機	系 統 冷房能力 暖房能力 動 力	管理室系統、天井カセット (2方向吹出) 2.8KW 3.2KW 1φ 200V 0.015KW	1
17	空冷ヒートポンプ 室外機	系 統 冷房能力 暖房能力 圧縮機動力 送風機動力	身障者宿泊室系統 7.1KW 8.0KW 3φ 200V 2.2KW 3φ 200V 0.07KW	1
18	空冷ヒートポンプ 室内機	系 統 冷房能力 暖房能力 動 力	天井カセット (2方向吹出) 1φ 200V 0.02KW	1
19	空冷ヒートポンプ 室内機	系 統 冷房能力 暖房能力 動 力	天井カセット (2方向吹出) 1φ 200V 0.02KW	1
20	空冷ヒートポンプ 室外機	系 統 冷房能力 暖房能力 圧縮機動力 送風機動力	2階特別宿泊室系統 13.2KW 15.1KW 3φ 200V 3.5KW 3φ 200V 0.16KW	1
21	空冷ヒートポンプ 室内機	系 統 冷房能力 暖房能力 動 力	天井埋込ダクト形 2.2KW 2.5KW 1φ 200V 0.05KW	5
22	空冷ヒートポンプ 室内機	系 統 冷房能力 暖房能力 動 力	天井カセット (2方向吹出) 2.2KW 2.5KW 1φ 200V 0.01KW	1

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
23	空冷ヒートポンプ 室外機	系 統 1階エントランス系統 型 式 天井埋込ダクト形 冷房能力 12.5KW 暖房能力 14.0KW 圧縮機動力 3φ 200V 3.75KW 送風機動力 (内) 3φ 200V 0.35KW (外) 3φ 200V 0.16KW	1(内) 1(外)
24	空冷ヒートポンプ 室内機	系 統 B棟OAルーム 型 式 壁掛け 冷房能力 2.2kw 暖房能力 3.4KW 圧縮機動力 1φ 100V 0.75KW 送風機動力 1φ 100V 0.061KW	1(内) 1(外)
25	送風機	系 統 地下1階機械室系統 型 式 送風機 (遠心式) 天吊型 3,300m ³ /h ×20mmH20 # 2 動 力 3φ 200V 0.75KW	1
26	送風機	系 統 電気室系統 型 式 送風機 (遠心式) 天吊型 5,600m ³ /h ×20mmH20 # 3 動 力 3φ 200V 0.75KW	1
27	送風機	系 統 1、2階宿泊室系統 型 式 消音ボックス付送風機 (遠心式) 床置型 690m ³ /h ×20mmH20 # 3 防震架台 動 力 3φ 200V 0.4KW	1
28	送風機	系 統 2階浴室系統 型 式 消音ボックス付送風機 (遠心式) 天吊型 650m ³ /h ×20mmH20 動 力 1φ 100V 0.24KW	2
29	送風機	系 統 2階浴室機械室系統 型 式 消音ボックス付送風機 (遠心式) 天吊型 200m ³ /h ×15mmH20 動 力 1φ 100V 0.04KW	2
30	送風機	系 統 1階管理人室系統 型 式 消音ボックス付送風機 (遠心式) 天吊型 1,030m ³ /h ×20mmH20 動 力 1φ 100V 0.32KW	1
31	送風機	系 統 各階談話室系統 型 式 送風機 (遠心式) 天吊型 1,250m ³ /h ×20mmH20 # 1 1/4 動 力 3φ 200V 0.4KW	2
32	送風機	系 統 各階談話室、和室系統 型 式 消音ボックス付送風機 (遠心式) 天吊型 1,250m ³ /h ×20mmH20 # 1 1/4 動 力 3φ 200V 0.4KW	2
33	排風機	系 統 地下トレンチ系統 型 式 送風機 (遠心式) 天吊型 2,500m ³ /h ×15mmH20 # 1 3/4 動 力 3φ 200V 0.75KW	1
34	排風機	系 統 地下トレンチ系統 型 式 送風機 (遠心式) 天吊型 1,800m ³ /h ×15mmH20 # 1 1/2 動 力 3φ 200V 0.4KW	1
35	排風機	系 統 地下1階機械室系統 型 式 送風機 (遠心式) 天吊型 3,300m ³ /h ×20mmH20 # 2 動 力 3φ 200V 0.75KW	1
36	排風機	系 統 地下1階電気室系統 型 式 送風機 (遠心式) 天吊型 5,600m ³ /h ×20mmH20 # 3 動 力 3φ 200V 0.75KW	1

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様		台数
37	排風機	系 型	統 式 洗濯系統 送風機 (遠心式) 天吊型 200m ³ /h × 15mmH2O 動力 1φ 100V 0.04KW	10
38	排風機	系 型	統 式 1～5階湯沸系統 消音ボックス付送風機 (遠心式) 天吊型 250m ³ /h × 15mmH2O 動力 1φ 100V 0.04KW	10
39	排風機	系 型	統 式 1～5階談話室、和室系統 消音ボックス付送風機 (遠心式) 天吊型 250m ³ /h × 15mmH2O 動力 1φ 100V 0.04KW	10
40	排風機	系 型	統 式 タバコ排気系統 消音ボックス付送風機 (遠心式) 天吊型 250m ³ /h × 8mmH2O 動力 1φ 100V 0.04KW	10
41	排風機	系 型	統 式 1階管理入室系統 消音ボックス付送風機 (遠心式) 天吊型 720m ³ /h × 15mmH2O 動力 1φ 100V 0.24KW	1
42	排風機	系 型	統 式 1階便所系統 送風機 (遠心式) 床置型 460m ³ /h × 20mmH2O #1 1/4 動力 3φ 200V 0.2KW 防振架台	1
43	排風機	系 型	統 式 2階洗濯室系統 消音ボックス付送風機 (遠心式) 天吊型 470m ³ /h × 15mmH2O 動力 1φ 100V 0.24KW	1
44	排風機	系 型	統 式 2階浴室系統 消音ボックス付送風機 (遠心式) 天吊型 650m ³ /h × 20mmH2O 動力 1φ 100V 0.24KW	1
45	排風機	系 型	統 式 2階浴室機械室系統 消音ボックス付送風機 (遠心式) 天吊型 200m ³ /h × 15mmH2O 動力 1φ 100V 0.04KW	1
46	排風機	系 型	統 式 1、2階宿泊室系統 送風機 (遠心式) 床置型 780m ³ /h × 20mmH2O #1 1/4 動力 3φ 200V 0.2KW	1
47	排風機	系 型	統 式 R階E V機械室系統 送風機 (斜流型) 天吊型 870m ³ /h × 20mmH2O 動力 1φ 100V 0.28KW	1
48	排風機	系 型	統 式 R階E V機械室系統 送風機 (斜流型) 天吊型 870m ³ /h × 15mmH2O 動力 1φ 100V 0.09KW	1

「宿泊棟」衛生設備

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
1	貯湯槽	型 式 横形 (水→水熱交換器付) 材 質 ステンレスクラッド鋼板製 8mm 貯 湯 量 5,000ℓ _± 加熱能力 257,000 Kcal/h 温水入口温度 70 ℃ 出口温度 80 ℃ 温 水 量 430 Lit/min 最高使用圧力 5 kgf/m ² 寸 法 1,400φ × 3,000 L 架 台 500 H 耐震 1.0 G THW-50形	2
2	膨張タンク	型 式 密閉式膨張タンク (床置形) 容 量 1.4m ³ 寸 法 914φ × 2,386 H 最高使用圧力 5 kgf/m ² 有効膨張量 1.12m ³	4
3	給湯用循環二次ポンプ	系 統 寮棟 (北) 系統 型 式 ラインポンプ (ステンレス製) 能 力 32φ × 30 Lit/min × 20 mH2O 動 力 3φ 200V 0.75KW (2極)	1
4	給湯用循環二次ポンプ	系 統 寮棟 (南) 系統 型 式 ラインポンプ (ステンレス製) 能 力 32φ × 45 Lit/min × 20 mH2O 動 力 3φ 200V 0.75KW (2極)	1
5	雨水排水ポンプ	型 式 雑排水用水中ポンプ (自動交互並列運転) 能 力 50φ × 200 Lit/min × 7 mH2O 動 力 3φ 200V 0.75KW (4極)	2 × 2セット
6	湧水排水ポンプ	型 式 雑排水用水中ポンプ (自動交互並列運転) 能 力 50φ × 200 Lit/min × 7 mH2O 動 力 3φ 200V 0.75KW (4極)	2 × 20セット
7	電気温水器	型 式 貯湯式床置型小型電気温水器 貯 湯 量 30ℓ _± 動 力 1φ 100V 2.0KW 付 属 品 週間タイマー	11
8	電気温水器	型 式 貯湯式床置型小型電気温水器 貯 湯 量 20ℓ _± 動 力 1φ 100V 2.0KW 付 属 品 週間タイマー	1
9	冷水器	型 式 スタート型ウォータークーラー (フレッシャー形) 能 力 21 Lit/h 動 力 1φ 100V 0.35KW 容 量 8ℓ _±	11
10	ろ過器	型 式 砂ろ過ユニット ろ過面積 0.096 m ² Lit/min 処理量 6 m ³ /h ろ過ポンプ 100 Lit/min × 19 mH2O 動 力 3φ 200V 0.75KW 熱交換器 20,000 Kcal/h 集毛器 制御盤付 (タイマー、温度制御回路 水位制御回路、警報回路) 吸込口、吐出口付属品一式共	1
11	雨水槽	貯水容量 9m ³ 7m ³	1 1

「研修棟」 空調設備

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
1	吸収式冷温水発生機	形 式 直焚き二重効用吸収式冷温水発生機 冷凍能力 907,200Kcal/h 冷水量 3,030 Lit/min 加熱能力 740,000Kcal/h 温水量 3,030 Lit/min 冷却水量 5,100 Lit/min 損失水頭 冷温水 5.5 mH2O 冷却水 12.1 mH2O 電気容量 3 φ 200V 9.7KW 燃 料 都市ガス (13A) 燃料消費量 冷凍 88 Nm ³ /h 加熱 88 Nm ³ /h 燃料制御方式 比例	1
2	吸収式冷温水発生機	形 式 直焚き二重効用吸収式冷温水発生機 冷凍能力 453,600Kcal/h 冷水量 1,510 Lit/min 加熱能力 444,000Kcal/h 温水量 1,510 Lit/min 冷却水量 2,500 Lit/min 損失水頭 冷温水 8 mH2O 冷却水 6.5 mH2O 電気容量 3 φ 200V 9.1KW 燃 料 都市ガス (13A) 燃料消費量 冷凍 40.9 Nm ³ /h 加熱 40.9 Nm ³ /h 燃料制御方式 比例	1
3	冷却塔	型 式 二重効用吸収式用角型直交流タイプ 冷凍能力 1,669,200 Kcal/h 電 動 機 3 φ 200V 5.5KW (2 極) 冷却水量 5,100 Kcal/h 外気湿球温度 26.4℃ 騒音値 66.5 Db (A)	1
4	冷却塔	型 式 二重効用吸収式用角型直交流タイプ 冷凍能力 841,000 Kcal/h 電 動 機 3 φ 200V 5.5KW (1 極) 冷却水量 2,550 Kcal/h 外気湿球温度 26.4℃ 騒音値 61.4 Db (A)	1
5	ヒートポンプユニット	冷凍能力 261,000 Kcal/h 加熱能力 266,000 Kcal/h 冷 水 量 800 Lit/min (12℃~7℃) 温 水 量 800 Lit/min (出口55℃) 損失水頭 2.0 mH2O 電源容量 圧縮機 3 φ 400V 37.5×2KW 送風機 3 φ 400V 0.9×8KW	2
6	チリングユニット	冷凍能力 156,000 Kcal/h 冷 水 量 440 Lit/min (12℃~7℃) 損失水頭 1.6 mH2O 電源容量 圧縮機 3 φ 400V 45×1KW 送風機 3 φ 400V 0.9×5KW	1
7	膨張タンク	形 式 密閉形隔膜式 (冷温水系統) 材 質 鋼板製 全 容 量 1,000L 最大吸収量 800L 最高使用圧力 8.0 kgf/cm ² 封入圧力 3.9 kgf/cm ² 外形寸法 910 φ × 1,786H	2
8	膨張タンク	形 式 密閉形隔膜式 (冷水系統) 材 質 鋼板製 全 容 量 67L 最大吸収量 33L 最高使用圧力 6.0 kgf/cm ² 封入圧力 2.5 kgf/cm ² 外形寸法 400 φ × 636H	1
9	冷却水処理装置	形 式 自動式薬品注入装置 (防錆剤及び殺藻剤) タンク容量 100L×2台 ポンプ能力 30cc/min × 15kgf/cm ² ×2台 動 力 1 φ 100V 0.3KVA	2

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
10	ユニット型空調機	形 式 水平型 床置 冷却能力 46,500Kcal/h 冷水量 155 Lit/min 加熱能力 42,000Kcal/h 温水量 155 Lit/min 送 風 機 4,500m ³ /h (動力) 3φ200V 3.7KW 外 気 3,000m ³ /h 加 湿 器 19.4 Kg/h (気化式)	1
11	ユニット型空調機	形 式 水平型 床置 冷却能力 44,100Kcal/h 冷水量 147 Lit/min 加熱能力 32,500Kcal/h 温水量 147 Lit/min 送 風 機 9,200m ³ /h (動力) 3φ200V 5.5KW 外 気 1,440m ³ /h 加 湿 器 11.0 Kg/h (気化式)	1
12	システム型空調機	形 式 システム型選風機 床置 冷却能力 54,400Kcal/h 冷水量 182 Lit/min 加熱能力 46,300Kcal/h 温水量 182 Lit/min 送 風 機 12,900m ³ /h (動力) 3φ200V 11.0KW 選 風 機 12,900m ³ /h (動力) 3φ200V 7.5KW 外 気 4,530m ³ /h 加 湿 器 24.8 Kg/h (気化式) フィルター メインフィルター 折込み型 (NBS 93%以上) サブフィルター パネル型 (AFI 72%以上)	1
13	システム型空調機	形 式 システム型選風機 床置 冷却能力 33,000Kcal/h 冷水量 110 Lit/min 加熱能力 22,100Kcal/h 温水量 110 Lit/min 送 風 機 4,900m ³ /h (動力) 3φ200V 3.7KW 選 風 機 12,900m ³ /h (動力) 3φ200V 3.7KW 外 気 3,100m ³ /h 加 湿 器 13.5 Kg/h (気化式) フィルター メインフィルター 折込み型 (NBS 93%以上) サブフィルター パネル型 (AFI 72%以上)	1
14	システム型空調機	形 式 システム型選風機 床置 冷却能力 27,700Kcal/h 冷水量 93 Lit/min 加熱能力 18,900Kcal/h 温水量 93 Lit/min 送 風 機 4,200m ³ /h (動力) 3φ200V 3.7KW 外 気 2,500m ³ /h 加 湿 器 10.1 Kg/h (気化式) フィルター メインフィルター 折込み型 (NBS 93%以上) サブフィルター パネル型 (AFI 72%以上)	1
15	ユニット型空調機	形 式 水平型 床置 冷却能力 43,100Kcal/h 冷水量 144 Lit/min 加熱能力 41,500Kcal/h 温水量 144 Lit/min 送 風 機 6,100m ³ /h (動力) 3φ200V 3.7KW 外 気 2,250m ³ /h 加 湿 器 13.2 Kg/h (気化式) フィルター メインフィルター 折込み型 (NBS 93%以上) サブフィルター パネル型 (AFI 72%以上)	1
16	ユニット型空調機	形 式 水平型 床置 冷却能力 26,100Kcal/h 冷水量 87 Lit/min 加熱能力 23,000Kcal/h 温水量 87 Lit/min 送 風 機 4,050m ³ /h (動力) 3φ200V 3.7KW 外 気 1,170m ³ /h 加 湿 器 8.3 Kg/h (気化式) フィルター メインフィルター 折込み型 (NBS 93%以上) サブフィルター パネル型 (AFI 72%以上)	1
17	ユニット型空調機	形 式 水平型 床置 冷却能力 40,700Kcal/h 冷水量 136 Lit/min 加熱能力 33,200Kcal/h 温水量 136 Lit/min 送 風 機 8,500m ³ /h (動力) 3φ200V 3.7KW 外 気 1,000m ³ /h 加 湿 器 9.2 Kg/h (気化式) フィルター メインフィルター 折込み型 (NBS 93%以上) サブフィルター パネル型 (AFI 72%以上)	1

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
18	ユニット型空調機	形 式 水平型 床置 冷却能力 30,500Kcal/h 冷水量 122 Lit/min 加熱能力 36,600Kcal/h 温水量 122 Lit/min 送 風 機 3,500m ³ /h (動力) 3φ200V 2.2KW 外 気 3,500m ³ /h 加 湿 器 21.8 Kg/h (気化式) フィルター メインフィルター 折込み型 (NBS 93%以上) サブフィルター パネル型 (AFI 72%以上)	1
19	ユニット型空調機	形 式 水平型 床置 冷却能力 31,300Kcal/h 冷水量 126 Lit/min 加熱能力 37,700Kcal/h 温水量 126 Lit/min 送 風 機 3,600m ³ /h (動力) 3φ200V 2.2KW 外 気 3,600m ³ /h 加 湿 器 22.5 Kg/h (気化式) フィルター メインフィルター 折込み型 (NBS 93%以上) サブフィルター パネル型 (AFI 72%以上)	1
20	ユニット型空調機	形 式 水平型 床置 冷却能力 144,000Kcal/h 冷水量 578 Lit/min 加熱能力 173,200Kcal/h 温水量 578 Lit/min 送 風 機 16,560m ³ /h (動力) 3φ200V 11.0KW 外 気 16,560m ³ /h 加 湿 器 103.3 Kg/h (気化式) フィルター メインフィルター 折込み型 (NBS 93%以上) サブフィルター パネル型 (AFI 72%以上)	1
21	ユニット型空調機	形 式 水平型 床置 冷却能力 78,300Kcal/h 冷水量 314 Lit/min 加熱能力 94,200Kcal/h 温水量 314 Lit/min 送 風 機 9,000m ³ /h (動力) 3φ200V 5.5KW 外 気 9,000m ³ /h 加 湿 器 56.2 Kg/h (気化式) フィルター メインフィルター 折込み型 (NBS 93%以上) サブフィルター パネル型 (AFI 72%以上)	1
22	冷温水ポンプ (1次)	型 式 渦巻ポンプ 能 力 150φ×3,030 Lit/min×11m (4極) 動 力 3φ 200V 11KW	1
23	冷温水ポンプ (1次)	型 式 渦巻ポンプ 能 力 80φ×800 Lit/min×22m (4極) 動 力 3φ 200V 5.5KW	1
24	冷温水ポンプ (1次)	型 式 渦巻ポンプ 能 力 80φ×800 Lit/min×22m (4極) 動 力 3φ 200V 5.5KW	1
25	冷温水ポンプ (2次)	型 式 渦巻ポンプ 能 力 125φ×2,300 Lit/min×28m (4極) 動 力 3φ 200V 18.5KW	1
26	冷温水ポンプ (2次)	型 式 渦巻ポンプ 能 力 125φ×2,300 Lit/min×28m (4極) 動 力 3φ 200V 18.5KW	1
27	冷温水ポンプ (2次)	型 式 渦巻ポンプ 能 力 125φ×1,510 Lit/min×16m (4極) 動 力 3φ 200V 7.5KW	1
28	冷温水ポンプ (2次)	型 式 渦巻ポンプ 能 力 125φ×1,470 Lit/min×55m (4極) 動 力 3φ 200V 30KW	1
29	冷温水ポンプ (2次)	型 式 渦巻ポンプ 能 力 125φ×1,470 Lit/min×55m (4極) 動 力 3φ 200V 30KW	1
30	冷却水ポンプ	型 式 渦巻ポンプ 能 力 200φ×5,100 Lit/min×26m (4極) 動 力 3φ 200V 45KW	1
31	冷却水ポンプ	型 式 渦巻ポンプ 能 力 150φ×2,250 Lit/min×18m (4極) 動 力 3φ 200V 15KW	1
32	冷水ポンプ	型 式 渦巻ポンプ (屋外仕様) 能 力 80φ× 440 Lit/min×22m (4極) 動 力 3φ 200V 5.5KW	1

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様		台数
33	給水ポンプユニット (補給水、加湿給水兼用)	型 式 能 力 動 力	受水槽一体型給水ユニット (多段渦巻ポンプ) 40φ×100 Lit/min×41m 3φ 200V 2.2KW	1
34	パッケージ形空調和機 室外機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	空気熱源ヒートポンプ (マルチ形) 7,100Kcal/h (8.0 KW) 8,400Kcal/h (9.0 KW) (動力) 3φ 200V 2.6KW (動力) 3φ 200V 0.04×2KW	1
35	パッケージ形空調和機 室内機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	カセット型 (2方向吹出) 5,000Kcal/h (5.6 KW) 5,600Kcal/h (6.3 KW) 780 m ³ /h (動力) 1φ 200V 0.085KW	1
36	パッケージ形空調和機 室内機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	カセット型 (2方向吹出) 2,000Kcal/h (2.2 KW) 2,240Kcal/h (2.5 KW) 390 m ³ /h (動力) 1φ 200V 0.035KW	1
37	パッケージ形空調和機 室外機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	空気熱源ヒートポンプ (マルチ形) 20,000Kcal/h (22.4 KW) 22,400Kcal/h (25.0 KW) (動力) 3φ 200V 5.5KW (動力) 3φ 200V 0.35KW	1
38	パッケージ形空調和機 室内機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	カセット型 (2方向吹出) 3,150Kcal/h (3.6 KW) 3,550Kcal/h (4.0 KW) 510 m ³ /h (動力) 1φ 200V 0.035KW	4
39	パッケージ形空調和機 室外機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	空気熱源ヒートポンプ (マルチ形) 25,000Kcal/h (28.4 KW) 28,000Kcal/h (31.5 KW) (動力) 3φ 200V 7.5KW (動力) 3φ 200V 0.35KW	1
40	パッケージ形空調和機 室内機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	カセット型 (2方向吹出) 5,000Kcal/h (5.6 KW) 5,600Kcal/h (6.3 KW) 780 m ³ /h (動力) 1φ 200V 0.085KW	3
41	パッケージ形空調和機 室内機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	カセット型 (2方向吹出) 2,000Kcal/h (2.2 KW) 2,240Kcal/h (2.5 KW) 390 m ³ /h (動力) 1φ 200V 0.035KW	1
42	パッケージ形空調和機 室内機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	カセット型 (2方向吹出) 2,000Kcal/h (2.2 KW) 2,240Kcal/h (2.5 KW) 390 m ³ /h (動力) 1φ 200V 0.035KW	1
43	パッケージ形空調和機 室外機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	空気熱源ヒートポンプ (マルチ形) 20,000Kcal/h (22.4 KW) 22,400Kcal/h (25.0 KW) (動力) 3φ 200V 5.5KW (動力) 3φ 200V 0.35KW	1
44	パッケージ形空調和機 室内機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	カセット型 (2方向吹出) 4,000Kcal/h (4.5 KW) 4,500Kcal/h (5.0 KW) 720 m ³ /h (動力) 1φ 200V 0.085KW	4
45	パッケージ形空調和機 室外機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	空気熱源ヒートポンプ (マルチ形) 14,000Kcal/h (16.0 KW) 16,000Kcal/h (18.0 KW) (動力) 3φ 200V 4.1KW (動力) 3φ 200V 0.06×2KW	1

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様		台数
46	パッケージ形空気調和機 室内機	形 式 冷房能力 暖房能力 圧 縮 機 送 風 機	カセット型 (2方向吹出) 3,150Kcal/h (3.6 KW) 3,550Kcal/h (4.0 KW) 510 m ³ /h (動力) 1φ 200V 0.035KW	4
47	パッケージ形空気調和機	形 式 冷房能力 圧 縮 機 送 風 機	空冷冷専カセット型 (4方向吹出) 8,000Kcal/h (10.0 KW) (室外機) (動力) 3φ 200V 3.0KW (室外機) (動力) 3φ 200V 0.12KW (室内機) (動力) 3φ 200V 0.09KW	1 (内) 1 (外)
48	パッケージ形空気調和機	形 式 冷房能力 圧 縮 機 送 風 機	空冷冷専カセット型 (4方向吹出) 5,000Kcal/h (5.6 KW) (室外機) (動力) 3φ 200V 1.7KW (室外機) (動力) 3φ 200V 0.06KW (室内機) (動力) 3φ 200V 0.07KW	1 (内) 2 (外)
49	パッケージ形空気調和機	形 式 冷房能力 圧 縮 機 送 風 機	空冷冷専床置型 (4方向吹出) 18.0KW (室内機) (動力) 3φ 200V 0.1KW (室外機) (動力) 3φ 200V 0.4KW (室内機) (動力) 3φ 200V 1.5KW	1 (内) 2 (外)
50	ファンコイルユニット	形 式 冷水入口温度 入口空気温度	カセット型 (CK-2F) 定流量弁×1、出入口弁×1、 中性性能フィルター (NBS65%以上)、電動2方弁 7℃、温水入口温度 55℃ 冷房時 26℃、暖房時 22℃	8
51	ファンコイルユニット	形 式 冷水入口温度 入口空気温度	カセット型 (CK-2F) 定流量弁×1、出入口弁×1、 中性性能フィルター (NBS65%以上)、電動2方弁 7℃、温水入口温度 55℃ 冷房時 26℃、暖房時 22℃	8
52	ファンコイルユニット	形 式 冷水入口温度 入口空気温度	カセット型 (CK-2) 定流量弁×1、出入口弁×1、 7℃、温水入口温度 55℃ 冷房時 26℃、暖房時 22℃	12
53	ファンコイルユニット	形 式 冷水入口温度 入口空気温度	カセット型 (CK-2F) 定流量弁×1、出入口弁×1、 中性性能フィルター (NBS65%以上)、電動2方弁 7℃、温水入口温度 55℃ 冷房時 26℃、暖房時 22℃	75
54	ファンコイルユニット	形 式 冷水入口温度 入口空気温度	カセット型 (CK-2) 定流量弁×1、出入口弁×1、 7℃、温水入口温度 55℃ 冷房時 26℃、暖房時 22℃	31
55	ファンコイルユニット	形 式 冷水入口温度 入口空気温度	カセット型 (CK-2F) 定流量弁×1、出入口弁×1、 中性性能フィルター (NBS65%以上)、電動2方弁 7℃、温水入口温度 55℃ 冷房時 26℃、暖房時 22℃	7
56	全熱交換ユニット	型 式 能 力 能 動 力	天井埋込形 150m ³ /h×11mm 1φ 100V 0.1KW	1
57	還風機	型 式 能 力 能 動 力	遠心送風機 (床置) #3×9,200m ³ /h×34mm 3φ 200V 3.7KW	1
58	還風機	型 式 能 力 能 動 力	遠心送風機 (床置) #2×4,500m ³ /h×35mm 3φ 200V 2.2KW	1
59	還風機	型 式 能 力 能 動 力	遠心送風機 (床置) #2½×8,500m ³ /h×22mm 3φ 200V 3.7KW	1
60	還風機	型 式 能 力 能 動 力	遠心送風機 (床置) #2½×6,100m ³ /h×38mm 3φ 200V 2.2KW	1
61	還風機	型 式 能 力 能 動 力	遠心送風機 (床置) #2×4,050m ³ /h×22mm 3φ 200V 1.5KW	1

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様		台数
62	送風機	型 式	遠心送風機 (天吊)	1
		能 力	#4×17,000m ³ /h×17mm	
		能 力	3φ 200V 5.5KW	
63	送風機	型 式	遠心送風機 (天吊)	1
		能 力	#4×16,900m ³ /h×15mm	
		能 力	3φ 200V 5.5KW	
64	送風機	型 式	遠心送風機 (天吊)	1
		能 力	#4½×24,800m ³ /h×23mm	
		能 力	3φ 200V 7.5KW	
65	送風機	型 式	遠心送風機 (床置)	1
		能 力	#2×4,000m ³ /h×16mm	
		能 力	3φ 200V 1.5KW	
66	送風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×1,800m ³ /h×9mm	
		能 力	3φ 200V 0.28KW	
67	送風機	型 式	遠心送風機 (天吊)	1
		能 力	#3½×14,000m ³ /h×15mm	
		能 力	3φ 200V 3.7KW	
68	送風機	型 式	斜流送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×1,900m ³ /h×9mm	
		能 力	3φ 200V 0.28KW	
69	送風機	型 式	斜流送風機 (天吊)	1
		能 力	#4×2,900m ³ /h×10mm	
		能 力	3φ 200V 0.35KW	
70	送風機	型 式	斜流送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×1,000m ³ /h×10mm	
		能 力	3φ 200V 0.09KW	
71	送風機	型 式	斜流送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×1,600m ³ /h×8mm	
		能 力	3φ 200V 0.09KW	
72	送風機	型 式	有圧扇	1
		能 力	300φ×1,000m ³ /h×6.8mm	
		能 力	3φ 200V 0.05KW	
73	排風機	型 式	遠心送風機 (天吊)	1
		能 力	#3½×17,000m ³ /h×27mm	
		能 力	3φ 200V 7.5KW	
74	排風機	型 式	遠心送風機 (天吊)	1
		能 力	#3½×16,900m ³ /h×28mm	
		能 力	3φ 200V 7.5KW	
75	排風機	型 式	遠心送風機 (床置)	1
		能 力	#4×18,400m ³ /h×22mm	
		能 力	3φ 200V 5.5KW	
76	排風機	型 式	遠心送風機 (天吊)	1
		能 力	#2½×7,100m ³ /h×25mm	
		能 力	3φ 200V 2.2KW	
77	排風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×600m ³ /h×7mm	
		能 力	3φ 200V 0.09KW	
78	排風機	型 式	斜流送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×500m ³ /h×7mm	
		能 力	3φ 200V 0.09KW	
79	排風機	型 式	中間ダクトファン (天吊)	1
		能 力	100φ×150m ³ /h×5mm	
		能 力	1φ 100V 0.022KW	
80	排風機	型 式	中間ダクトファン (天吊)	1
		能 力	100φ×150m ³ /h×5mm	
		能 力	1φ 100V 0.022KW	
81	排風機	型 式	斜流送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×1,700m ³ /h×14mm	
		能 力	3φ 200V 0.28KW	
82	排風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×1,000m ³ /h×12mm	
		能 力	3φ 200V 0.09KW	
83	排風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×650m ³ /h×11mm	
		能 力	3φ 200V 0.09KW	

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様		台数
84	排風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×450m ³ /h×9mm	
		動 力	3φ 200V 0.09KW	
85	排風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×400m ³ /h×11mm	
		動 力	3φ 200V 0.09KW	
86	排風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×600m ³ /h×12mm	
		動 力	3φ 200V 0.09KW	
87	排風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×450m ³ /h×9mm	
		動 力	3φ 200V 0.09KW	
88	排風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×400m ³ /h×9mm	
		動 力	3φ 200V 0.09KW	
89	排風機	型 式	斜流送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×1,900m ³ /h×12mm	
		動 力	3φ 200V 0.28KW	
90	排風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×450m ³ /h×9mm	
		動 力	3φ 200V 0.09KW	
91	排風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×400m ³ /h×9mm	
		動 力	3φ 200V 0.09KW	
92	排風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×450m ³ /h×9mm	
		動 力	3φ 200V 0.09KW	
93	排風機	型 式	消音ボックス付送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×400m ³ /h×13mm	
		動 力	3φ 200V 0.09KW	
94	排風機	型 式	遠心送風機 (天吊)	1
		能 力	#2½×6,200m ³ /h×23mm	
		動 力	3φ 200V 2.2KW	
95	排風機	型 式	遠心送風機 (天吊)	1
		能 力	#2×5,100m ³ /h×21mm	
		動 力	3φ 200V 2.2KW	
96	排風機	型 式	遠心送風機 (天吊)	1
		能 力	#2×4,650m ³ /h×23mm	
		動 力	3φ 200V 2.2KW	
97	排風機	型 式	遠心送風機 (天吊)	1
		能 力	#2×4,600m ³ /h×22mm	
		動 力	3φ 200V 2.2KW	
98	排風機	型 式	遠心送風機 (天吊)	1
		能 力	#2×3,800m ³ /h×23mm	
		動 力	3φ 200V 1.5KW	
99	排風機	型 式	斜流送風機 (天吊)	1
		能 力	#4×2,900m ³ /h×10mm	
		動 力	3φ 200V 0.35KW	
100	排風機	型 式	斜流送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×1,000m ³ /h×12mm	
		動 力	3φ 200V 0.09KW	
101	排風機	型 式	斜流送風機 (天吊)	1
		能 力	#3×1,600m ³ /h×12mm	
		動 力	3φ 200V 0.28KW	
102	排風機	型 式	有圧扇	1
		能 力	300φ×1,000m ³ /h×6.8mm	
		動 力	3φ 200V 0.05KW	
103	OA用フィルター	パネル型エアフィルター		141

「研修棟」 衛生設備

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
1	真空式温水発生機	型 式 ガス焚一回路型 (真空温水発生機) 加熱能力 400,000 Kcal/h (80℃ → 70℃) 電気特性 3φ 200V 1.5KW 燃料種別 13A (11,000 Kcal/Nm ³) 燃料消費量 44.4 Nm ³ /h 燃料制御方式 比例制御 + ON-OFF制御 耐圧 50 mH ₂ O	2
2	受水槽	型 式 F R P製パネルタンク (中仕切共) 有効水量 60m ³ 外形寸法 6,000×3,500×4,000H 架 台 H形鋼 200H×100×5.5×8 耐震 1.5G WTFP-84形	1
3	膨張タンク	型 式 隔膜式密閉式膨張タンク 容 量 500ℓ ₂ 有効膨張水量 400ℓ ₂ 外形寸法 610φ×2,017 H 最高使用圧力 4 kgf/cm ²	2
4	電気温水器	型 式 隠蔽型 (流し台下収納式) 貯 湯 量 35ℓ ₂ (飲雑両用) 動 力 1φ 200V 3.0KW 付 属 品 ウィークリータイマー	4
5	電気温水器	型 式 屋内設置型 (流し台下収納式) 貯 湯 量 322ℓ ₂ 最高仕様圧力 1kgf/cm ² 動 力 3φ 200V 15.0KW 付 属 品 ウィークリータイマー	1
6	電気温水器	型 式 隠蔽型 (流し台下収納式) 貯 湯 量 20ℓ ₂ (雑用) 動 力 1φ 200V 1.5KW 付 属 品 ウィークリータイマー	1
7	電気温水器	型 式 隠蔽型 (流し台下収納式) 貯 湯 量 20ℓ ₂ (飲雑両用) 動 力 1φ 200V 3.0KW	2
8	冷水器	型 式 床置型ウォータークーラー 能 力 20 Lit/h 動 力 1φ 100V 0.35KW 容 量 8ℓ ₂	4
9	滅菌装置	型 式 全自動飲用水滅菌装置 (屋内設置) 能 力 循環制御タイマー付 33.0 mLit/min×5 mH ₂ O ケミカルタンク100ℓ ₂ (ホリエリン製) 循環ポンプ付 機 能 残量塩素計、サンプル水異常検知機能 動 力 3φ 200V 1.2KW 付 属 品 残留塩素測定器共	1
10	滅菌装置	型 式 雑用水滅菌装置 (屋内設置) 能 力 パルス信号受信式 38.0mLit/min×10 mH ₂ O ケミカルタンク100ℓ ₂ (ホリエリン製), 低水位検出器 動 力 1φ 200V 0.16KW (4極) 付 属 品 パルス発信式流量計、残留塩素測定器共	1
11	加圧給水ポンプユニット	型 式 推定末端圧力一定給水ユニット 能 力 (自動交互並列運転 (4台)) 40φ×890 Lit/min×65 mAq 動 力 3φ 200V 5.5×4KW	1
12	加圧給水ポンプユニット	型 式 推定末端圧力一定給水ユニット 能 力 (自動交互並列運転) 65φ×800 Lit/min×65 mAq 動 力 3φ 200V 3.7×4KW	1
13	汚水排水ポンプ	型 式 汚物用水中ポンプ (自動交互並列運転) 能 力 80φ×350 Lit/min×14mAq 動 力 3φ 200V 3.7KW	2
14	雑排水ポンプ	型 式 雑排水用ポンプ (自動交互並列運転) 能 力 65φ×300 Lit/min×15mAq 動 力 3φ 200V 2.2KW	2

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様		台数
15	雨水排水ポンプ	型 式	汚水用ポンプ (自動交互並列運転)	2
		能 力	65φ × 500 Lit/min × 20mAq	
		動 力	3φ 200V 3.7KW	
16	雨水排水ポンプ	型 式	汚水用ポンプ (自動交互並列運転)	2
		能 力	50φ × 350 Lit/min × 18mAq	
		動 力	3φ 200V 3.7KW	
17	湧水排水ポンプ	型 式	汚水用ポンプ (自動交互並列運転)	2
		能 力	65φ × 500 Lit/min × 20mAq	
		動 力	3φ 200V 3.7KW	
18	湧水排水ポンプ	型 式	汚水用ポンプ (自動交互並列運転)	2
		能 力	65φ × 500 Lit/min × 20mAq	
		動 力	3φ 200V 3.7KW	
19	湧水排水ポンプ	型 式	汚水用ポンプ (自動交互並列運転)	2
		能 力	65φ × 500 Lit/min × 20mAq	
		動 力	3φ 200V 3.7KW	
20	湧水排水ポンプ	型 式	汚水用ポンプ (自動交互並列運転)	2
		能 力	65φ × 500 Lit/min × 20mAq	
		動 力	3φ 200V 3.7KW	
21	給湯ポンプ	型 式	片吸込渦巻ポンプ (SUS製)	2
		能 力	80φ × 670 Lit/min × 16.2 mH2O	
		動 力	3φ 200V 3.7KW	
22	濾過装置ユニット	濾過水量	15m ³ /h	1
		濾過ポンプ	自吸式ポンプ	
		吐出量	0.25m ³ /min × 20m ^{MAX}	
		薬注ポンプ	吐出量 33mL/min	
			吐出圧力 0.49Mpa ^{MAX} (5Kgf/m ²)	
		薬注タンク	容量 100L	
23	雑用水槽	貯水容量	50m ³	1
24	雑用水槽	貯水容量	39m ³	1
25	沈砂槽	貯水容量	5m ³	1
26	沈殿槽	貯水容量	37m ³	1
27	汚水槽	貯水容量	61m ³	1
28	雨水槽	貯水容量	45m ³	1
		貯水容量	9m ³	1
29	雨水貯留槽	貯水容量	200m ³	1

「研修棟」発電設備

番号	機器名称（記号）	機 器 仕 様	台数
1	地下式オイルタンク	危険物貯蔵所（発電設備燃料） 危険物の種類 第四類 危険物の品名 第2石油類（灯油） 貯蔵最大数量 3,000ℓ ₂ 指定数量の倍数 3倍	1
2	地上式オイルタンク	少量危険物（燃料小出し槽） 危険物の種類 第四類 危険物の品名 第2石油類（灯油） 貯蔵最大数量 950ℓ ₂ 指定数量の倍数 3倍	1

「管理厚生棟」空調設備

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
1	パッケージ型空調機 (屋外機)	形 式 マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力 11.2KW 定格暖房能力 12.5KW 送風機出力 3 φ 200V 0.75KW	1
2	パッケージ型空調機 (屋外機)	形 式 カセット型 定格冷房能力 9.0KW 定格暖房能力 10.0KW 送風機出力 1 φ 200V 0.2KW フィルター 中性能フィルター (NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1 個/台)	1
3	パッケージ型空調機	形 式 空冷冷凍パッケージ (カセット型 2 方向) 定格冷房能力 5.6KW 圧縮機出力 3 φ 200V 0.2KW 送風機出力 3 φ 200V 0.1KW (屋外機) 3 φ 200V 0.1KW (屋内機) 年間冷房運転対応型 エアフィルター (製造者標準仕様) リモートコントロールスイッチ (1 個/台) 冷媒管長さ (約21m)	1
4	パッケージ型空調機	形 式 空気熱源ヒートポンプパッケージカセット型 2 方向 定格冷房能力 4.5KW 定格暖房能力 5.0KW 圧縮機出力 3 φ 200V 0.2KW 送風機出力 3 φ 200V 0.1KW (屋外機) 3 φ 200V 0.1KW (屋内機) フィルター 中性能フィルター (NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1 個/台) 冷媒管長さ (約30m)	1
5	パッケージ型空調機	形 式 空気熱源ヒートポンプパッケージカセット型 2 方向 定格冷房能力 4.5KW 定格暖房能力 5.0KW 圧縮機出力 3 φ 200V 0.2KW 送風機出力 3 φ 200V 0.1KW (屋外機) 3 φ 200V 0.1KW (屋内機) 自然蒸発式加湿器 (0.4kg/h以上) 0.1kw フィルター 中性能フィルター (NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1 個/台) 冷媒管長さ (約22m)	1
6	パッケージ型空調機	形 式 空気熱源ヒートポンプパッケージカセット型 2 方向 定格冷房能力 4.5KW 定格暖房能力 5.0KW 圧縮機出力 3 φ 200V 2.0KW 送風機出力 3 φ 200V 0.1KW (屋外機) 3 φ 200V 0.1KW (屋内機) 年間冷房運転対応型 自然蒸発式加湿器 (0.5kg/h以上) 0.1kw フィルター 中性能フィルター (NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1 個/台) 冷媒管長さ (約20m)	1
7	パッケージ型空調機	形 式 空気熱源ヒートポンプパッケージカセット型 2 方向 定格冷房能力 4.5KW 定格暖房能力 5.0KW 圧縮機出力 3 φ 200V 2.0KW 送風機出力 3 φ 200V 0.1KW (屋外機) 3 φ 200V 0.1KW (屋内機) 年間冷房運転対応型 自然蒸発式加湿器 (0.4kg/h以上) 0.1kw フィルター 中性能フィルター (NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1 個/台) 冷媒管長さ (約25m)	1

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
8	パッケージ型空調機	形 式 空気熱源ヒートポンプパッケージカセット型2方向 定格冷房能力 4.5KW 定格暖房能力 5.0KW 圧縮機出力 3φ 200V 2.0KW 送風機出力 3φ 200V 0.1KW(屋外機) 3φ 200V 0.1KW(屋内機) 年間冷房運転対応型 自然蒸発式加湿器 (0.4kg/h以上) 0.1kw フィルター 中性能フィルター(NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台) 冷媒管長さ(約25m)	1
9	パッケージ型空調機	形 式 マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力 8KW 定格暖房能力 9KW 送風機出力 3φ 200V 0.2KW	1
10	パッケージ型空調機	形 式 マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力 2.2KW 定格暖房能力 2.5KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW フィルター 中性能フィルター(NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
11	パッケージ型空調機	形 式 カセット型2方向 定格冷房能力 2.8KW 定格暖房能力 3.2KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW フィルター 中性能フィルター(NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
12	パッケージ型空調機	形 式 マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力 4.0KW 定格暖房能力 4.8KW 送風機出力 3φ 200V 0.2KW	1
13	パッケージ型空調機	形 式 カセット型2方向 定格冷房能力 4.0KW 定格暖房能力 4.8KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW フィルター 中性能フィルター(NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
14	パッケージ型空調機	形 式 カセット型2方向 定格冷房能力 2.8KW 定格暖房能力 3.2KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW 自然蒸発式加湿器 (0.4kg/h以上) 0.1kw フィルター 中性能フィルター(NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
15	パッケージ型空調機	形 式 マルチパッケージ型空気調和機 定格冷房能力 11.2KW 定格暖房能力 12.5KW 送風機出力 3φ 200V 0.2KW	1
16	パッケージ型空調機	形 式 カセット型2方向 定格冷房能力 2.8KW 定格暖房能力 3.2KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW フィルター 中性能フィルター(NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
17	パッケージ型空調機	形 式 カセット型2方向 定格冷房能力 2.2KW 定格暖房能力 2.5KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW 自然蒸発式加湿器 (0.2kg/h以上) 0.1kw フィルター 中性能フィルター(NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
18	パッケージ型空調機	形 式 カセット型2方向 定格冷房能力 2.8KW 定格暖房能力 3.2KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW 自然蒸発式加湿器 (0.4kg/h以上) 0.1kw フィルター 中性能フィルター(NBS 65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
19	パッケージ型空調機	形 式 マルチパッケージ型空調和機 定格冷房能力 45KW 定格暖房能力 50KW 送風機出力 3φ 200V 0.76KW	1
20	パッケージ型空調機	形 式 天井吊型(隠蔽両ダクト) 定格冷房能力 11.2KW 定格暖房能力 12.5KW 送風機出力 1φ×200V 0.4KW 自然蒸発式加湿器 (2.5kg/h以上) 0.1kw フィルター 中性能フィルター(NBS 65%以上, チャンパ-共) リモートコントロールスイッチ (1個/2台)	2
21	パッケージ型空調機	形 式 天井吊型(隠蔽両ダクト) 定格冷房能力 11.2KW 定格暖房能力 12.5KW 送風機出力 1φ×200V 0.4KW 自然蒸発式加湿器 (2.5kg/h以上) 0.1kw フィルター 中性能フィルター(NBS 65%以上, チャンパ-共) リモートコントロールスイッチ (1個/2台)	2
22	パッケージ型空調機	形 式 マルチパッケージ型空調和機 定格冷房能力 14KW 定格暖房能力 16KW 送風機出力 3φ 200V 0.2KW	1
23	パッケージ型空調機	形 式 天井吊型(隠蔽両ダクト) 定格冷房能力 5.6KW 定格暖房能力 6.3KW 送風機出力 1φ×200V 0.2KW 自然蒸発式加湿器 (0.3kg/h以上) 0.1kw フィルター 中性能フィルター(NBS 65%以上, チャンパ-共) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
24	パッケージ型空調機	形 式 天井吊型(隠蔽両ダクト) 定格冷房能力 7.1KW 定格暖房能力 8.0KW 送風機出力 1φ×200V 0.2KW 自然蒸発式加湿器 (0.3kg/h以上) 0.1kw フィルター 中性能フィルター(NBS 65%以上, チャンパ-共) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
25	パッケージ型空調機	形 式 マルチパッケージ型空調和機 定格冷房能力 11.2KW 定格暖房能力 12.5KW 送風機出力 3φ 200V 0.2KW	1
26	パッケージ型空調機	形 式 カセット型2方向 定格冷房能力 5.6KW 定格暖房能力 6.3KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW フィルター (製造者標準仕様) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
27	パッケージ型空調機	形 式 カセット型2方向 定格冷房能力 2.8KW 定格暖房能力 3.2KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW フィルター (製造者標準仕様) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
28	コンパクト型空調機	形 式 MX床置 送風量 4,190m3/h 外気量 1,590m3/h 形 式 FR 送風量 2,600m3/h	1

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
29	コンパクト型空調機	形 式 MX床置 送風量 4,190m ³ /h 外気量 1,690m ³ /h 形 式 F R 送風量 2,540m ³ /h	1
30	コンパクト型空調機	形 式 MX床置 送風量 3,100m ³ /h 外気量 1,200m ³ /h 形 式 F R 送風量 1,900m ³ /h	1
31	コンパクト型空調機	形 式 A〇床置 送風量 3,600m ³ /h 外気量 3,600m ³ /h	1
32	コンパクト型空調機	形 式 A〇床置 送風量 5,640m ³ /h 外気量 5,640m ³ /h	1
33	コンパクト型空調機	形 式 H床置 送風量 14,800m ³ /h 外気量 14,800m ³ /h	1
34	コンパクト型空調機	形 式 A〇床置 送風量 3,240m ³ /h 外気量 3,420m ³ /h	1
35	コンパクト型空調機	形 式 A〇床置 送風量 1,320m ³ /h 外気量 1,320m ³ /h	1
36	コンパクト型空調機	形 式 A〇床置 送風量 690m ³ /h 外気量 690m ³ /h	1
37	全熱交換ユニット	形 式 天井埋込形 風 量 750m ³ /h 静圧136Pa 電気特性 1φ×100V 0.6KW	1
38	全熱交換ユニット	形 式 天井埋込形 風 量 150m ³ /h 静圧85Pa 電気特性 1φ×100V 0.2KW	1
39	全熱交換ユニット	形 式 天井埋込形 風 量 120m ³ /h 静圧76Pa 電気特性 1φ×100V 0.2KW	4
40	全熱交換ユニット	形 式 天井埋込形 風 量 90m ³ /h 静圧65Pa 電気特性 1φ×100V 0.2KW	4
41	全熱交換ユニット	形 式 天井埋込形 風 量 60m ³ /h 静圧66Pa 電気特性 1φ×100V 0.2KW	1
42	全熱交換ユニット	形 式 天井カセット形 風 量 60m ³ /h 静圧33Pa 電気特性 1φ×100V 0.1KW	1
43	全熱交換ユニット	形 式 天井カセット形 風 量 60m ³ /h 静圧33Pa 電気特性 1φ×100V 0.1KW	1
44	空気清浄装置	形 式 室内設置形電気集塵器(天井カセット型) 捕 集 率 N B S 90%以上 風 量 540m ³ /h 電 動 機 1φ×100V 0.1KW リモートコントロールスイッチ	2
45	〇Aフィルター		39
46	ファンコイルユニット	形 式 カセット型2方向(CK-2×1) カセット型2方向(CK-2F×3)	4
47	ファンコイルユニット	形 式 カセット型2方向(CK-2×6) カセット型2方向(CK-2F×2)	8
48	ファンコイルユニット	形 式 カセット型2方向(CK-2×10) カセット型2方向(CK-2F×2) 天井吊(隠蔽)型(CID-F×2)	14
49	ファンコイルユニット	形 式 カセット型2方向(CK-2×10) カセット型2方向(CK-2F×2) 天井吊(隠蔽)型(FIL×20)	32
50	ファンコイルユニット	形 式 天井吊(隠蔽)型(CID-F×17) ローバイ(隠蔽)型(FIL×13)	30

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様		台数
51	送風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 560m ³ /h×282Pa 3φ 200V 0.3KW	1
52	送風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 470m ³ /h×257Pa 3φ 200V 0.3KW	1
53	送風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 1100m ³ /h×291Pa 3φ 200V 0.3KW	1
54	送風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 1100m ³ /h×319Pa 3φ 200V 0.4KW	1
55	送風機	形 式 能 力 動 力	遠心送風機(天吊) 9300m ³ /h×314Pa 3φ 200V 3.7KW	1
56	排風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 1580m ³ /h×127Pa 3φ 200V 0.3KW	1
57	排風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 670m ³ /h×130Pa 3φ 200V 0.2KW	1
58	排風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 650m ³ /h×141Pa 3φ 200V 0.2KW	1
59	排風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 470m ³ /h×99Pa 3φ 200V 0.2KW	1
60	排風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 380m ³ /h×126Pa 3φ 200V 0.2KW	1
61	排風機	形 式 能 力 動 力	消音ボックス付送風機(天吊) 350m ³ /h×98Pa 3φ 200V 0.2KW	1
62	排風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 350m ³ /h×97Pa 3φ 200V 0.2KW	1
63	排風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 350m ³ /h×97Pa 3φ 200V 0.2KW	1
64	排風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 1100m ³ /h×135Pa 3φ 200V 0.2KW	1
65	排風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 1100m ³ /h×131Pa 3φ 200V 0.2KW	1
66	排風機	形 式 能 力 動 力	消音ボックス付送風機(天吊) 300m ³ /h×62Pa 3φ 200V 0.2KW	1
67	排風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 9300m ³ /h×223Pa 3φ 200V 0.2KW	1
68	排風機	形 式 能 力 動 力	消音ボックス付送風機(天吊) 4180m ³ /h×316Pa 3φ 200V 0.9KW	1
69	排風機	形 式 能 力 動 力	消音ボックス付送風機(天吊) 1520m ³ /h×204Pa 3φ 200V 0.3KW	1
70	排風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 770m ³ /h×139Pa 3φ 200V 0.2KW	1
71	排風機	形 式 能 力 動 力	斜流送風機(天吊) 890m ³ /h×160Pa 3φ 200V 0.3KW	1
72	排風機	形 式 能 力 動 力	消音ボックス付送風機(天吊) 600m ³ /h×172Pa 3φ 200V 0.2KW	1

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様		台数
73	排風機	形 式	遠心送風機(床置)	1
		能 力	17000m ³ /h×346Pa	
		動 力	3φ 200V 5.5KW	
74	排風機	形 式	遠心送風機(床置)	1
		能 力	3060m ³ /h×208Pa	
		動 力	3φ 200V 0.8KW	
75	排風機	形 式	遠心送風機(床置)	1
		能 力	560m ³ /h×74Pa	
		動 力	3φ 200V 0.4KW	
76	排風機	形 式	遠心送風機(床置)	1
		能 力	500m ³ /h×63Pa	
		動 力	3φ 200V 0.4KW	
77	排風機	形 式	遠心送風機(床置)	1
		能 力	330m ³ /h×69Pa	
		動 力	3φ 200V 0.4KW	
78	排風機	形 式	遠心送風機(床置)	1
		能 力	600m ³ /h×66Pa	
		動 力	3φ 200V 0.4KW	

「管理厚生棟」衛生設備

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
1	膨張タンク	型 式 密閉型隔膜式膨張タンク 容 量 1200ℓ 最大吸収量 922ℓ 外形寸法 900φ × 2,100 H(参考値) 最高使用圧力 500 kPa 基準封入圧力 400 kPa	1
2	電気温水器	型 式 飲雑両用電気給湯器 (流し台下収納型) 貯 湯 量 35ℓ 動 力 1φ 200V 3.0KW 付 属 品 ウィークリータイマー, 専用トラップ装置共	3
3	電気温水器	型 式 飲雑両用電気給湯器 (流し台下収納型) 貯 湯 量 20ℓ 動 力 1φ 200V 3.0KW 付 属 品 ウィークリータイマー, 専用トラップ装置共	1
4	飲料用冷水器	型 式 スタンド型 (うがい器付) 能 力 20 ℓ/h 容 量 8ℓ 動 力 1φ 100V 0.35KW うがい器 寸法: 350×350×1050h(参考値) うがい器 動力 1φ 100V 0.05KW	2
5	飲料用冷水器	型 式 スタンド型 能 力 20 ℓ/h 容 量 5ℓ 動 力 1φ 100V 0.35KW	1
6	給湯用循環ポンプ	型 式 ラインポンプ(ステンレス製) 能 力 25φ×22 Lit/min×12 mAq 動 力 3φ 100V 0.25KW	1
7	排水用水中モーターポンプ	型 式 汚水用水中モーターポンプ 能 力 10φ×50 Lit/min×10 mAq 動 力 3φ 200V 0.75KW 自動交互並列運転、電動機は油封式、水中ケーブル10m フロートスイッチ (4ヶ/組)	2 × 4 組
8	貯湯槽	型 式 立型 (水→水熱交換器付) 材 質 ステンレスクラッド銅板製 8mm 容 量 2500ℓ 加熱能力 69.8kw 温水入口温度 80℃ 出口温度 70℃ 温 水 量 0.1m3/min 最高使用圧力 0.5MPa TVW-25型 銅製はしごは要	2
9	電気温水器	型 式 雑湯用電気給湯器 (屋外・暴雨型) 貯 湯 量 300ℓ 動 力 1φ 200V 3.4KW ウィークリータイマー, 専用トラップ装置共	2
10	電気温水器	型 式 雑湯用電気給湯器 (流し台下収納型) 貯 湯 量 20ℓ 動 力 1φ 200V 2.0KW ウィークリータイマー, 専用トラップ装置共、先止め式	2
11	給湯用循環ポンプ	型 式 片吸込渦巻型 (ステンレス製) 能 力 40φ×400ℓ/min×49mAq 動 力 3φ×200V 5.5kw 付 属 品 防振架台共	2

「大会議室」 空調設備

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
1	パッケージ型空調機	型 式 空冷ヒートポンプ式パッケージ形 定格冷房能力 50kw 定格暖房能力 56kw 圧縮機出力 3φ×200V 15kw (屋内機) 送風機出力 3φ×200V 3.7kw (屋内機) 3φ×200V 0.7kw (屋外機)	2 (内) 2 (外)
2	パッケージ型空調機	型 式 空冷ヒートポンプ式パッケージ形 定格冷房能力 18kw 定格暖房能力 20kw 圧縮機出力 3φ×200V 5.5kw (屋内機) 送風機出力 3φ×200V 0.75kw (屋内機) 3φ×200V 0.4kw (屋外機)	2 (内) 2 (外)
3	パッケージ型空調機	型 式 マルチパッケージ形空気調和機 定格冷房能力 22.4kw 定格暖房能力 25kw 圧縮機出力 3φ×200V 5.7kw (屋外機) 送風機出力 3φ×200V 0.4kw (屋外機)	1
4	パッケージ型空調機	型 式 カセット形 (2方向) 定格冷房能力 5.6kw 定格暖房能力 6.3kw 送風機出力 1φ×200V 0.1kw (屋内機) フィルター 中性能フィルター (NBS65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/4台)	4
5	送風機	型 式 送風機 (遠心式) 動 力 3φ×200V 3.7KW	2
6	送風機	型 式 送風機 (遠心式) 動 力 3φ×200V 0.75KW	2
7	空気清浄装置	型 式 横形電気集塵機 捕 集 率 NBS90%以上 風 量 540m ³ /h 電 動 機 1φ×100V 0.1kw リモートコントロールスイッチ付	1

「大会議室」 衛生設備

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
1	排水用水中モーターポンプ	型 式 汚水用水中モーターポンプ 能力40φ×50Lit/min×10mAq 動力3φ×200V 0.75KW 自動交互並列運転、電動機は油封式、水中ケーブル10m フロートスイッチ (4ヶ/組)	2

「図書館棟」空調設備

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様	台数
1	パッケージ型空調機	形 式 マルチパッケージ形空調和機 定格冷房能力 36KW 定格暖房能力 40KW 圧縮機出力 3φ×200V 0.3KW (屋外機) 送風機出力 3φ 200V 0.5KW (屋外機)	1
2	パッケージ型空調機	形 式 天井吊形 (隠蔽両ダクト) 定格冷房能力 9KW 定格暖房能力 10KW 送風機出力 1φ×200V 0.3KW (屋内機) フィルター 中性フィルター (NSB65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/4台)	4
3	パッケージ型空調機	形 式 マルチパッケージ形空調和機 定格冷房能力 56KW 定格暖房能力 63KW 圧縮機出力 3φ×200V 13KW (屋外機) 送風機出力 3φ 200V 0.7KW (屋外機)	1
4	パッケージ型空調機	形 式 天井吊形 (隠蔽両ダクト) 定格冷房能力 14KW 定格暖房能力 16KW 送風機出力 1φ×200V 0.4KW (屋内機) フィルター 中性フィルター (NSB65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
5	パッケージ型空調機	形 式 カセット形 (2方向) 定格冷房能力 2.2KW 定格暖房能力 2.5KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW (屋内機) フィルター 中性フィルター (NSB65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
6	パッケージ型空調機	形 式 カセット形 (2方向) 定格冷房能力 9KW 定格暖房能力 10KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW (屋内機) フィルター 中性フィルター (NSB65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
7	パッケージ型空調機	形 式 カセット形 (2方向) 定格冷房能力 9KW 定格暖房能力 10KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW (屋内機) フィルター 中性フィルター (NSB65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
8	パッケージ型空調機	形 式 カセット形 (2方向) 定格冷房能力 5.6KW 定格暖房能力 6.3KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW (屋内機) フィルター 中性フィルター (NSB65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
9	パッケージ型空調機	形 式 カセット形 (2方向) 定格冷房能力 7.1KW 定格暖房能力 8KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW (屋内機) フィルター 中性フィルター (NSB65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
10	パッケージ型空調機	形 式 天井吊形 (隠蔽両ダクト) 定格冷房能力 4.5KW 定格暖房能力 5KW 送風機出力 1φ×200V 0.1KW (屋内機) フィルター 中性フィルター (NSB65%以上) リモートコントロールスイッチ (1個/台)	1
11	全熱交換ユニット	形 式 天井埋込形 風 量 570m ³ /h 静圧174Pa 電気特性 1φ×100V 0.5KW	1
12	全熱交換ユニット	形 式 天井埋込形 風 量 540m ³ /h 静圧195Pa 電気特性 1φ×100V 0.5KW	1

番号	機器名称 (記号)	機 器 仕 様		台数
13	全熱交換ユニット	形 式	カセット形	1
		風 量	60m3/h 静圧12Pa	
		電気特性	1φ×100V 0.2KW	
14	全熱交換ユニット	形 式	天井埋込形	1
		風 量	450m3/h 静圧51Pa	
		電気特性	1φ×100V 0.3KW	
15	全熱交換ユニット	形 式	天井埋込形	1
		風 量	450m3/h 静圧53Pa	
		電気特性	1φ×100V 0.3KW	
16	全熱交換ユニット	形 式	天井埋込形	1
		風 量	330m3/h 静圧57Pa	
		電気特性	1φ×100V 0.3KW	

⑤自動制御機器(別紙3-6)

[illegible]

⑥自動扉(別紙3-7)

棟名	個数	型式	参考
管理厚生棟	2	SOV両引型	寺岡式
管理厚生棟	1	SOV片引型	寺岡式
研修棟	3	両引型	ミリオン式
宿泊棟	1	SOV両引型	寺岡式
図書館	1	SOV片引型	寺岡式
体育館	1	SOV両引型	寺岡式
厨房	4	SOV両引型	寺岡式

⑦厨房排水設備(別紙3-8)

機器名	参考(メーカー)
生剤菌注入ポンプ	芝浦電産
接触調整ポンプ	新明和工業
循環ポンプ	新明和工業
放流ポンプ	新明和工業
接触調整ブローア	アンレット
ばっ気ブローア	アンレット
脱臭棟	荏原実業(株)
制御盤	現代軽装
生物菌リアクター	
スクリーンユニット	新明和工業
生剤菌充填ユニット	
脱臭ファン	

⑧消防設備(別紙3-9)

消防設備等の種類	数量	参考
<自動火災報知設備>		
1. 受信機/GR型	3台	GR型
2. 感知器(作動式)	551台	作動式
3. 感知器(定温式)	109台	定温式
4. 感知器(煙光電式)	735台	煙光電式 非蓄積246、アナログ486、分離型3
5. 地区音響装置	65台	
<消火器設備>		
1. 粉末10型加圧式	103台	
2. 粉末50型加圧式	2本	
3. 強化液3型蓄圧式	61本	
<誘導灯設備>		
1. 避難口誘導灯	103台	中型17、小型86
2. 通路誘導灯	168台	中型21、小型70、40W73、20W4
<屋内消火栓設備>		
1. 屋内消火栓設備	1台	
2. 消火栓箱	56台	
<非常放送設備>		
1. 増幅器	2台	
2. スピーカー(ホーン型)	2台	ホーン型
3. スピーカー(コーン型)	440台	コーン型
<自家発電設備>		
1. 自家発電設備	1台	
<蓄電池設備>		
1. 蓄電池設備	一式	鉛蓄電池(24V)
<避難器具設備>		
1. 避難器具設備	11台	避難はしご(固定式)
<連結送水管設備>		
1. 送水口	4台	
2. 放水口	13台	
<連結散水設備>		
1. 送水口	2台	
2. ヘッド	13台	
<防火・防排煙設備>		
1. 煙感知器	39個	
2. 熱式感知器	24個	
3. 防火戸	48台	
4. 防火シャッター	7台	
5. 防火ダンパー(自動)	380台	
6. 垂れ壁	36台	

【建築物点検業務】

1. 業務概要

建築基準法等に基づき、本校の対象施設・設備について、良好な状態を保つため、建築物の点検を行う。

2. 点検周期

- ①敷地及び構造に関する点検：1回／3年（前は平成19年度に実施）
- ②①以外：1回／1年

3. 対象施設

・管理厚生棟、研修棟、宿泊棟、大会議室、図書館、体育館、守衛室

4. 業務内容

（1）一般事項

①用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は、「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）第1章第1節1. 1. 2による。

②受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

その他費用負担が不明確なものについては、双方協議のうえ決定する。

③業務の実施

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復する。

また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

④関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

⑤対象項目

本業務の点検項目は、「②業務内容」に記載した法令で定める項目とする。

（2）実施内容

- ① 建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検。

- ② 建築基準法第 12 条第 4 項又は官公庁施設の建設等に関する法律第 12 条第 2 項に基づく点検。
- ③ 官公庁施設の建設等に関する法律第 13 条第 1 項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検。

(3) 点検方法

国土交通省官庁営繕部が作成した「建築物点検マニュアル」による。

(4) 点検結果の報告及び期限

- ・ 点検結果報告書の書式は国土交通省官庁営繕部が作成した「点検記録(総括表)」及び「点検マニュアルチェックシート」以下の様式による。

報告期限は、当該施設の点検終了後 1 週間以内とする。(ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。)

5. その他

(1) 点検結果の報告及び期限

- ・ 点検結果報告書の書式は国土交通省官庁営繕部が作成した「点検記録(総括表)」及び「点検マニュアルチェックシート」以下の様式による。

報告期限は、当該施設の点検終了後 1 週間以内とする。(ただし、緊急性のあるものは適宜報告する。)

(2) 貸与資料

- ・ 業務の実施に先立ち、必要に応じた関係資料を貸与する。なお、本校が請求した場合や業務が終了した場合には速やかに返却する。

【自家用電気工作物保守・点検業務】

1. 業務概要

本校の自家用電気工作物について、良好な機能を維持するよう保守・点検業務を行う。

2. 点検周期

「別表第 1」参照

3. 対象機器

別紙 2「設備一覧表」参照

4. 業務内容

国土交通大学校の定める保安規程に基づき、電気事業法第 39 条による技術基準に適合するよう維持するものとする。

5. その他

(1) 点検報告書（様式任意）は、各設備の点検周期毎に提出するとする。

(2) その他、施設更新に伴い検査を行った場合には、試験記録等を提出する。

別表第1

点検、測定及び試験の基準

1-1 月次点検及び年次点検

(1) 需要設備

電 気 工 作 物		点 検 種 類	月次点検	年 次 点 検	
				A	B
受 電 設 備 第 二 受 電 設 備 以 降 を 含 む	責任分界となる 区 分 開 閉 器、 引 込 線 等 架空電線、支持物、 ケーブル	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○※1	○
		区分開閉器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作試験		○※1	○
		保護継電器動作特性試験			○※3
	断 路 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○※1	○
	遮 断 器、 開 閉 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		動 作 試 験		○	○
		内 部 点 検			○※3
		絶縁油の点検・試験			○※3
	電力ヒューズ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	計 器 用 変 成 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		内 部 点 検			○※3
		絶縁油の点検・試験			○※3
	電力用コンデンサ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	避 雷 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	母 線	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	その他の高圧機器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	配 電 盤、 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○※3
		計 器 校 正 試 験			○※3
		制 御 回 路 試 験		○	○
	受電設備の建物・室、 キュービクルの金属箱	外 観 点 検	○	○	○
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
接 地 抵 抗 測 定			○※2	○	

電 気 工 作 物		点 検 種 類	月次点検	年 次 点 検	
				A	B
配電設備	配電線路 架空電線、支持物、 ケーブル	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	断路器、遮断器、開閉 器、変圧器、計器用変 成器、電力用コンデンサ、 その他高圧機器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		内 部 点 検			○※3
		絶縁油の点検・試験			○※3
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○※2	○
非常用予備発電装置	原 動 機、 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		始 動 試 験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発 電 機、 励 磁 装 置、 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○※2	○
	遮 断 器、 開 閉 器、 配 電 盤、 制 御 装 置 等	外 観 点 検	○	○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○※3
		制 御 装 置 試 験		○	○
		その他は受電設備に準ずる			
蓄電池装置	本 体	外 観 点 検	○	○	○
		液 量 点 検	○	○	○
		電 圧 ・ 比 重 測 定		○	○
		液 温 測 定		○	○
	充 電 装 置、 付 属 装 置、 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○※2	○
電気使用場所の設備	電動機類、電熱装置、 電気溶接機、照明装 置、配線、配線器具、 その他の機器、 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○※2	○
		漏 洩 電 流 測 定	○	○	○

- (注) (1) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。
- (2) ※1を付した項目は、停電範囲により実施できないことがあります。
- (3) ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。
- (4) ※3を付した項目は、平成18年に実施。
- (5) 「漏洩電流測定」とは、変圧器のB種接地工事の接地線において測定します。
- (6) 変圧器の二次側以降の低圧電路（電気使用場所の設備を含む。）と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがあります。

(2) 太陽電池発電所

電 気 工 作 物	点 検 種 類	月次点検	年次点検	備 考
太 陽 電 池 ア レ イ	外 観 点 検	○	○	
	機 関 の 調 整		○※1	
	接地抵抗測定(架台等)		○※2	
接 続 箱	外 観 点 検	○	○	
	絶縁抵抗測定(架台等)		○※1	
	放射温度計による温度測定(架台等)		○※1	
	接 地 抵 抗 測 定		○※2	
遮 断 器、開 閉 器、 変 圧 器、 配 電 盤、 制 御 装 置、 直 交 流 変 換 装 置	外 観 点 検	○	○	
	絶 縁 抵 抗 測 定		○	
	接 地 抵 抗 測 定		○※2	
	保護機能動作確認	○	○	
	表示部の動作確認	○	○	
系 統 連 系 保 護 装 置	外 観 点 検	○	○	
	絶 縁 抵 抗 測 定		○	
	保護継電器動作試験		○	
	投入ロック動作試験		○	
蓄 電 池 等	外 観 点 検	○	○	
	液 量 点 検	○	○	
	電圧・比重・液温測定		○	
	絶縁抵抗測定(架台等)		○	
	接地抵抗測定(架台等)		○※2	
電 路	絶 縁 抵 抗 測 定		○	

(注) (1) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。

(2) ※1を付した項目は、停電範囲により実施できないことがあります。

(3) ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。

1—2 臨時点検

(1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行います。

ア 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含みます。）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物

(2) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行います。

2 点検、測定及び試験の周期

点 検 の 種 別			周 期	
月 次 点 検	需 要 設 備		1 月	1 回
	太 陽 電 池 発 電 所		1 年	2 回
年 次 点 検	需 要 設 備	A	毎 年	1 回
		B	3 年	1 回
	太 陽 電 池 発 電 所		年	回
臨 時 点 検			必 要 の 都 度	

(注) (1) 年次点検A及びBには、月次点検が含まれています。

(2) 年次点検Bには、年次点検Aが含まれています。

別表第2

一部又は全部を実施しない点検、測定及び試験

1	漏電火災警報器、昇降設備等の取扱いに法令による特定の資格を要するもの又はオートメーション化された工作機械群等の取扱いに特殊の専門技術を要するものについては、主開閉器から各機器の電源側電路までの絶縁抵抗測定（実施可能なものに限る。） 以外の点検、測定及び試験
2	移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線については、常時電路に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるもの以外のものの点検、測定及び試験
3	密閉防爆機器等の構造上点検ができない機器内部の点検
4	有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等の点検に著しい危険を伴う箇所に設置されているものの点検、測定及び試験

点検、測定及び試験方法（需要設備）

電 気 工 作 物		月 次 点 検		年 次 点 検	
		点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容
受 電 設 備 第 二 受 電 設 備 以 降 を 含 む	責任分界となる 区分開閉器、 引込線等 電線、 ケーブル、 支持物、 支線、 腕金(腕木)、 がいし、 区分開閉器、 キャビネット等	外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、他の工作物・植物との離隔	外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、ゆるみ、他の工作物・植物との離隔
			2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、腐朽、傾斜		2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、腐朽、傾斜
			3. ケーブル本体及び端末部 損傷、変形、汚損、腐食、他の工作物との離隔		3. ケーブル本体及び端末部 損傷、変形、汚損、腐食、他の工作物との離隔
			4. 接続箇所 変色		4. 接続箇所 過熱、変色、ゆるみ
			5. ケーブル保護管 損傷、腐食		5. ケーブル保護管 損傷、腐食
			6. 吊架線 損傷、たるみ、外れ、支持点間隔		6. 吊架線 損傷、たるみ、外れ、支持点間隔
			7. 接地線 損傷、外れ、断線		7. 地絡継電器 損傷、汚損
			8. 区分開閉器、制御箱 損傷、腐食、操作紐の切れ		8. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、断線
			9. キャビネット等 損傷、変形、亀裂、汚損、結露、施錠状態		9. 区分開閉器、制御箱 損傷、腐食、操作紐の切れ
			10. マンホール 損傷		10. キャビネット等 損傷、変形、亀裂、汚損、結露、施錠状態
					11. 埋設表示
					12. マンホール 損傷、浸水
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
				区分開閉器動作試験	保護継電器との連動試験
				保護継電器動作試験	区分開閉器との連動試験

電 気 工 作 物		月 次 点 検		年 次 点 検	
		点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容
受 電 設 備	断 路 器 断路器、 ピラディス コン等	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷、外れ、断線	保 護 継 電 器 動作特性 試 験	継電器の動作特性を 確認する試験
				外観点検	1. 本体 損傷、変形、亀裂 過熱、変色、ゆるみ、 汚損、摩耗、固定子と 可動子の接触状態、 クラッチの機能 2. 接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	遮 断 器、 開 閉 器 高圧交流 負荷開閉器、 遮断器、 油入開閉器、 プライマリー カットアウト 等	外観点検	1. 本体 損傷、変形、亀裂、 過熱、異音、異臭、 汚損、発錆、腐食、 漏油、油量(油量計 がある場合)、 開閉表示(指示、点灯) 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1. 本体 損傷、変形、亀裂、 過熱、変色、異音、 異臭、ゆるみ、汚損、 発錆、腐食、漏油、 固定、開閉表示(指示、 点灯)、操作機構の 不良、操作紐の切れ 2. 接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 4. ヒューズの定格電流 の確認
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
				動作試験	遮断器の動作試験 (保護継電器との連動)
				内部点検	損傷、変色、亀裂、変形、 腐食、ゆるみ、外れ、 プッシングの損傷、 固定子と可動子の 接触状態

電 気 工 作 物		月 次 点 検		年 次 点 検	
		点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容
受 電 設 備 第 二 受 電 設 備 以 降 を 含 む	電力ヒューズ	外観点検	1. 本体 損傷、亀裂、溶断表示 の確認		接触子の消耗量の適否 (V C Bの場合)
				絶縁油の 点検・試験	油量、変色、汚損、酸価、 絶縁破壊電圧
				外観点検	1. 本体 損傷、亀裂、過熱 ゆるみ、ヒューズの 定格電流の確認、 溶断表示の確認
	計器用変成器 計器用 変圧器、 変流器、 零相変流器 等	外観点検	1. 本体 損傷、亀裂、異音、 異臭、汚損 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷、外れ、断線	絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
				外観点検	1. 本体 損傷、亀裂、過熱、 異音、異臭、ゆるみ、 汚損、腐食、 零相変流器セパレート の損傷・亀裂 2. 接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3. ヒューズ 溶断 4. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
	変 圧 器	外観点検	1. 本体 損傷、変形、亀裂、 温度、過熱、異音、 異臭、汚損、腐食、 漏油、振動、油量 (油量計がある場合)、 シリカゲルの変色 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷、外れ、断線	絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
				外観点検	1. 本体 損傷、変形、亀裂、 温度、過熱、異音、 異臭、汚損、腐食、 漏油、振動、固定、 シリカゲルの変色 2. 接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線

電 気 工 作 物		月 次 点 検		年 次 点 検	
		点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容
受 電 設 備 第 二 受 電 設 備 以 降 を 含 む			4. PCB使用・保管 の表示		4. PCB使用・保管 の表示
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
				絶縁油の 点検・試験	油量、変色、汚損、酸価、 絶縁破壊電圧
				内部点検	内部点検 接続部、リード線、 タップ値の確認
	電 力 用 コンデンサ、 直列リアクトル、 放電コイル	外観点検	1. 本体 損傷、変形、亀裂、 過熱、異音、異臭、 汚損、腐食、漏油、 ふくらみ 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷、外れ、断線 4. PCB使用・保管 の表示	外観点検	1. 本体 損傷、変形、亀裂、 過熱、異音、異臭、 汚損、腐食、漏油、 ふくらみ、固定、直列 リアクトルの油量 2. 接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 4. PCB使用・保管 の表示
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	避 雷 器	外観点検	1. 本体 損傷、亀裂、汚損 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1. 本体 損傷、亀裂、ゆるみ、 汚損 2. 接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	母 線 バスダクト 等	外観点検	1. 母線、クランプ等 たるみ、被覆損傷 2. 支持がいし等 損傷、脱落、汚損等	外観点検	1. 母線、クランプ等 損傷、過熱、たるみ、 ゆるみ、腐食、被覆損傷 2. 支持がいし等 損傷、亀裂、脱落、汚損

電 気 工 作 物		月 次 点 検		年 次 点 検	
		点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容
受 電 設 備					3. ダクト等(接地線) 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 4. ダクト等(内部) 損傷、過熱、変色、 腐食、接続状態
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	そ の 他 の 高 圧 機 器	外観点検	1. 本体 損傷、変形、変色、 過熱、異音、異臭、 汚損、発錆、腐食、 漏油 2. 接続箇所 変色 3. 接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1. 本体 損傷、変形、亀裂、 変色、異音、異臭、 ゆるみ、汚損、発錆、 腐食、漏油 2. 接続箇所 過熱、変色、ゆるみ 3. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	配 電 盤、 制 御 回 路 電圧計、 電流計、 パイロット ランプ、 漏電遮断器、 刃形開閉器、 ヒューズ 地絡継電器、 過電流 継電器等	外観点検	1. 指示計器 指示状態、損傷、汚損 2. 表示灯 損傷、汚損、不点灯 3. 開閉器等 損傷、過熱、変色、 汚損、腐食、接続方法 の適否 4. 接地線 損傷、外れ、断線 5. 保護継電器 損傷、汚損、整定値及び 動作表示の確認	外観点検	1. 指示計器 指示状態、損傷、汚損 2. 表示灯 損傷、汚損、不点灯 3. 開閉器等 損傷、過熱、変色、 ゆるみ、外れ、汚損、 腐食、接続方法の適否 4. 裏面配線 損傷、過熱、変色、 断線、汚損、端子の ゆるみ 5. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 6. 保護継電器 損傷、汚損、整定値及び 動作表示の確認

電 気 工 作 物		月 次 点 検		年 次 点 検	
		点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容
受 電 設 備			6. 配電盤等 点検用スペースの適否		7. 配電盤等 点検用スペースの適否
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (500 V、250 V又は 125 Vメガ)
				保 護 継 電 器 動作試験	遮断器等との 連動試験
				保 護 継 電 器 動作特性 試 験	継電器の動作特性を 確認する試験
				計器校正 試 験	電圧計・電流計等 校正試験
				制御回路 試 験	シーケンス試験
	受電設備の 建 物 ・ 室、 キュービクル の 金 属 箱	外観点検	1. 建物、金属箱等 損傷、変形、汚損、 発錆、腐食、換気、 照度不足、雨漏り、 雨雪浸入、小動物等 侵入口の有無、鍵の 状態、塗装剥離、 周囲の整理・整頓状態 2. 保護柵 損傷、腐朽 3. 接地線 損傷、外れ、断線 4. 予備品(ヒューズ等) の有無 5. 消火設備等の状態 6. 標識の有無・はがれ	外観点検	1. 建物、金属箱等 損傷、変形、汚損、 発錆、腐食、換気、 照度不足、雨漏り、 雨雪浸入、小動物等 侵入口の有無、鍵の 状態、塗装剥離、 周囲の整理・整頓状態 2. 保護柵 損傷、腐朽 3. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 4. 予備品(ヒューズ等) の有無 5. 消火設備等の状態 6. 標識の有無・はがれ
第 二 受 電 設 備 以 降 を 含 む	接 地 装 置	外観点検	1. 端子 損傷、腐食 2. 接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1. 端子 損傷、ゆるみ、腐食 2. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				接地抵抗 測 定	

電 気 工 作 物		月 次 点 検		年 次 点 検	
		点検種類	点検項目及び内容	点検種類	点検項目及び内容
配 電 設 備	構 内 配 電 線 路 電線、 ケーブル、 支持物、 支線、 腕金(腕木)、 がいし等	外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、 他の工作物・植物 との離隔 2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、 腐朽、傾斜 3. ケーブル本体及び 端末部 損傷、変形、汚損、 腐食、他の工作物との 離隔 4. ケーブル保護管 損傷、腐食 5. 吊架線 損傷、たるみ、外れ、 支持点間隔 6. 接地線 損傷、外れ、断線 7. マンホール 損傷	外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、ゆるみ、 他の工作物・植物 との離隔 2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、 腐朽、傾斜 3. ケーブル本体及び 端末部 損傷、変形、汚損、 腐食、他の工作物との 離隔 4. ケーブル保護管 損傷、腐食 5. 吊架線 損傷、たるみ、外れ、 支持点間隔 6. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線 7. 埋設表示 8. マンホール 損傷、浸水
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (5,000Vメガ)
	断 路 器、 遮 断 器、 開 閉 器、 変 圧 器、 計器用変成器、 電 力 用 コンデンサ、 そ の 他 高 圧 機 器		受電設備に準ずる		受電設備に準ずる
	接 地 装 置		受電設備に準ずる		受電設備に準ずる

電 気 工 作 物		月 次 点 検		年 次 点 検	
		点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原 動 機 及 び 付 属 装 置 燃料装置、 冷却装置、 潤滑油装置、 吸気・排気 装置、 始動装置、 防振装置等	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、 腐食、固定 2. 燃料装置 (貯油槽、配管等) 貯蔵量、損傷、外れ、 腐食、漏油 3. 冷却装置 (貯水槽、配管等) 貯水量、不凍液、 損傷、外れ、腐食、漏水 4. 潤滑油装置(配管等) 油量、損傷、外れ、 腐食、漏油 5. 始動装置 損傷、汚損、腐食、 空気貯蔵槽の漏気・ 圧力、 蓄電池の電圧・液量 6. 吸気・排気装置 損傷、腐食	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、 腐食、固定 保護ヒューズ 保温ヒータ 2. 燃料装置 (貯油槽、配管等) 貯蔵量、損傷、ゆるみ、 外れ、腐食、漏油 3. 冷却装置 (貯水槽、配管等) 貯水量、不凍液、 損傷、ゆるみ、外れ、 腐食、漏水 4. 潤滑油装置(配管等) 油量、損傷、ゆるみ、 外れ、腐食、漏油 5. 始動装置 損傷、汚損、腐食、 空気貯蔵槽の漏気・ 圧力、 蓄電池の電圧・液量・ 液温、比重 6. 吸気・排気装置 損傷、異音、腐食、 漏気
		始動試験	運転状態 温度、異音、異臭、 振動、漏気、始動、 停止、排気ガスの状態、 換気、圧力	始動試験	運転状態 温度、異音、異臭、 振動、漏気、始動、 停止、排気ガスの状態、 換気、圧力
				機関保護 継 電 器 動作試験	保護継電器動作試験 (過速度、油圧低下、水温 上昇、起動渋滞等)
	発 電 機 及 び 励 磁 装 置、 接 地 装 置	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、腐食 2. 接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、腐食 2. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線

電 気 工 作 物		月 次 点 検		年 次 点 検	
		点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容
非 常 用 予 備 発 電 装 置		始動試験	運転状況 温度、異音、異臭、 振動、回転、 電圧発生状況	始動試験	運転状況 温度、異音、異臭、 振動、回転、 電圧発生状況
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 高圧(1,000Vメガ) 低圧(500V、250V 又は125Vメガ)
				接地抵抗 測 定	
	遮断器、 開閉器、 配電盤、 制御装置等	外観点検	受電設備に準ずる	外観点検	受電設備に準ずる
				保護 継電器 動作試験	遮断器との連動試験
				保護 継電器 動作特性 試 験	継電器の動作特性を 確認する試験
				制御回路 試 験	シーケンス試験
				その他は受電設備に準ずる	
蓄 電 池 設 備	蓄電池本体	外観点検	本体 損傷、亀裂、汚損、腐食、 漏液、端子の外れ、 極板・セパレータ の湾曲	外観点検	本体 損傷、亀裂、汚損、腐食、 漏液、端子のゆるみ、 極板・セパレータ の湾曲
		液量点検	液量確認	液量点検	液量確認
				電圧・比重 測 定	電圧・比重・液温 の測定
	充電装置、 付属装置	外観点検	1. 充電装置 汚損、腐食、開閉器の 損傷、動作状況 2. 付属装置 損傷、汚損、腐食 3. 接地線 損傷、外れ、断線	液温測定	
				外観点検	1. 充電装置 汚損、腐食、開閉器の 損傷、動作状況
					2. 付属装置 損傷、過熱、ゆるみ、 汚損、腐食 3. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線

電 気 工 作 物		月 次 点 検		年 次 点 検	
		点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容
電 気 使 用 場 所 の 設 備				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (500V、250V又は 125Vメガ)
				接地抵抗 測 定	
	電 動 機	外観点検	1. 本体 損傷、過熱、変色、 異音、異臭、汚損、 振動 2. 接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1. 本体 損傷、過熱、変色、 異音、異臭、汚損、 振動 2. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 高圧(1,000Vメガ) 低圧(500V、250V 又は125Vメガ)
				接地抵抗 測 定	
	電 熱 装 置	外観点検	1. 耐熱部 損傷、外れ、汚損、 老朽 2. 電熱部 損傷、変形、過熱、 変色、外れ、腐食、 可燃物との離隔 3. 接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1. 耐熱部 損傷、ゆるみ、外れ、 汚損、老朽 2. 電熱部 損傷、変形、過熱、 変色、ゆるみ、外れ、 腐食、可燃物との離隔 3. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (500V、250V又は 125Vメガ)
				接地抵抗 測 定	
	電 気 溶 接 機	外観点検	1. 本体 損傷、変形、過熱、 異音、異臭、腐食 2. 溶接ケーブル 損傷、接続方法の適否 3. 溶接ホルダー 損傷	外観点検	1. 本体 損傷、変形、過熱、 異音、異臭、ゆるみ、 外れ、腐食 2. 溶接ケーブル 損傷、接続方法の適否 3. 溶接ホルダー 損傷

電 気 工 作 物		月 次 点 検		年 次 点 検	
		点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容
電 気 使 用 場 所 の 設 備			4. 接地線 損傷、外れ、断線		4. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (500V、250V又は 125Vメガ)
				接地抵抗 測 定	
	照 明 装 置	外観点検	1. 本体 損傷、変形、変色、 異音、脱落、汚損、 防湿、防水、不点灯 2. 接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1. 本体 損傷、変形、変色、 異音、脱落、汚損、 防湿、防水、不点灯 2. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (500V、250V又は 125Vメガ)
	配 線 線、 配 線 器 具	外観点検	1. 開閉器、配線器具等 損傷、過熱、変色、 異音、異臭、脱落、 汚損、腐食 2. 配線 電線被覆損傷、 接続方法の適否 3. 分電盤、操作盤等 操作・点検用スペース の適否 4. 接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1. 開閉器、配線器具等 損傷、過熱、変色、 異音、異臭、ゆるみ、 脱落、外れ、汚損、 腐食、摩耗 2. 配線 電線の被覆損傷、 接続方法の適否、 支持点間隔 3. 過負荷保護装置 整定値確認 4. 漏電火災警報器 テストボタンによる 動作確認 5. 漏電遮断器の動作試験 6. 分電盤、操作盤等 操作・点検用スペース の適否 7. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線

電 気 工 作 物		月 次 点 検		年 次 点 検	
		点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容
電 気 使 用 場 所 の 設 備	そ の 他 の 機 器 類	外観点検	1. 本体 損傷、変形、過熱、 異音、異臭、汚損、 腐食 2. 接地線 損傷、外れ、断線	絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (500V、250V又は 125Vメガ)
				接地抵抗 測 定	
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (500V、250V又は 125Vメガ)
				接地抵抗 測 定	
	接 地 装 置	外観点検	1. 端子 損傷、腐食 2. 接地線 損傷、外れ、断線	外観点検	1. 端子 損傷、腐食 2. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、 断線
				接地抵抗 測 定	
	使 用 機 器	漏洩電流 測 定		漏洩電流 測 定	

点検、測定及び試験方法（太陽電池発電所）

電 気 工 作 物	月 次 点 検		年 次 点 検	
	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容	点検種類	点 検 項 目 及 び 内 容
太陽電池アレイ	外観点検	1. 本体 損傷、汚損、発錆等	外観点検	1. 本体 損傷、汚損、発錆等
			絶縁抵抗 測 定	必要に応じ
接 続 箱	外観点検	1. 本体 損傷、発錆等、 接続部のゆるみの点検	外観点検	1. 本体 損傷、発錆等、 接続部のゆるみの点検
			絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (500V、250V又は 125Vメガ)
			温 度 測 定	放射温度計による 温度測定(必要に応じ)
インバータ (変圧器を含む)	外観点検	1. 本体 損傷、発錆等、 接続部のゆるみの点検 2. その他 設置場所環境の確認 保護機能動作の確認 表示部の動作確認	外観点検	1. 本体 損傷、発錆等、 接続部のゆるみの点検
			絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (500V、250V又は 125Vメガ)
系 統 連 系 保 護 装 置	外観点検	1. 本体 損傷、発錆等、 接続部のゆるみの点検 2. その他 設置場所環境の確認	外観点検	1. 本体 損傷、発錆等、 接続部のゆるみの点検
			絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定 (500V、250V又は 125Vメガ)
			保 護 継 電 器 動作試験	継電器の動作を確認 する試験
			投 入 ロ ッ ク 動作試験	
蓄 電 池 本 体	外観点検	1. 本体 損傷、亀裂、汚損、 腐食、漏液、 端子の外れ、極板・ セパレータの湾曲	外観点検	1. 本体 損傷、亀裂、汚損、 腐食、漏液、 端子の外れ、極板・ セパレータの湾曲

【エレベーター保守・点検業務】

1. 業務概要

国土交通大学校のエレベーターについて、良好な機能を維持するよう点検業務を行う。

2. 点検周期

通常点検 毎月 1 回

定期点検 年 1 回

3. 対象機器

別紙 2 「設備一覧表」 参照

4. 業務内容

通常点検 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官報官庁営繕部監修・平成 20 年版）による点検（フルメンテナンス）。

定期点検 人事院規則 10 - 4 第 32 条による定期検査

5. その他

- （1） 本件履行にあたっては、関係法令規則等に準拠して行うものとし、かつ作業の安全管理には十分留意すること。
- （2） 修理の又は交換の範囲は、エレベーターを通常使用する場合に当然生ずべき磨耗及び損傷に限るものとする。但し、各機器の一式交換及び性能向上に伴う交換は含まない。

【電気通信設備点検】

1. 業務概要

本業務は、国土交通大学校等に設置している電気通信設備の点検を行うもので、各設備の運用状況の把握と機能確保を行う。

2. 適 用

本業務の履行にあたっては、国土交通省が定める(電気通信施設点検業務共通仕様書(案)(以下「共通仕様書」という。))及び(電気通信施設点検基準(案))に基づき実施するものとする。

3. 履行場所

- ①国土交通大学校 (東京都小平市喜平町2-2-1)
- ②堂平山無線中継所(埼玉県比企郡都幾川村大字大野)

4. 契約の範囲

本特記仕様書による業務を行うものとし、業務上当然必要で軽微な障害箇所の追求、及び修理並びに各点検箇所の整理整頓及び清掃についても本契約の範囲に含むものとする。

5. 業務実施条件

- ①点検者は、大学校と連絡を密にし、指示事項を確認した後に作業を開始するものとする。
- ②点検者は、天候または災害等によって業務遂行が困難と思われる場合は、大学校に連絡し、その指示に従うものとする。
- ③点検者は、作業を実施した場合、作業結果を本校に報告して確認を受けなければならない。

6. 連絡・報告等

原則として、国土交通大学校以外(堂平山無線中継所など)に対し連絡等を行う場合は、連絡内容等について本校の確認を受けるものとする。

7. 履行施設及び点検周期等

点検対象設備及び各点検の点検周期については、別添1(履行施設一覧)によるものとする。ただし、12ヶ月点検の作業は6ヶ月、3ヶ月点検の作業を含み、6ヶ月点検の作業は3ヶ月点検の作業を含むものとする。

8. 総合点検

総合点検を行う設備については、実施手順書を作成し、本校に提出するものとする。

なお、実施手順書を作成する対象設備及び数量については次のとおりとする。

対象設備名	装置名	設 備 数
多重無線通信設備		1
端局設備	デジタル端局装置	1
自動電話交換設備		1
合 計		3設備

9. 技術的所見のとりまとめ

技術的所見のとりまとめについては、下記設備とする。

数量は3設備とする。

- ①多重無線通信設備

- ②端局設備
- ③直流電源設備

10. その他

- ①点検にあたっては、施設周辺(敷地内含む)及び点検用通路(公道以外)における危険箇所(土砂崩れ、崩壊等)等を目視により確認し、報告するものとする。
- ②作業開始前には、作業内容を大学校に説明を行い、機器が停止する場合には、停止する月の前月15日前までにその旨も報告する。また、作業内容を提出する。

11. 報告書

- ①共通仕様書第44条に定める点検記録簿の提出部数は1部とする。
- ②点検記録簿には、共通仕様書第44条に定めるほか、点検業務の実施結果の総括、改善すべき事項を特記した一覧表を添付するものとする。
- ③点検結果(点検データ、作業写真)については、点検記録簿によるほか、CD-Rの電子媒体に整理し1部提出するものとする。

ア. 点検対象機器一覧表を以下のとおり作成するものとする。

- ① 機器名称
- ② 規格等(形式、製造番号)
- ③ 数量等
- ④ 製造、施工年月日
- ⑤ 製造メーカー、施工業者
- ⑥ 機器単体写真

イ. 点検データの記録は、「Microsoft Excel」により整然と整理するものとする。

なおMicrosoft Excel2003にて閲覧できるものであること。

ウ. 作業写真については、デジタルカメラを使用するものとする。

点検対象機器及び履行回数

対象機器 \ 履行月	規 格	数 量	備 考	9 月	3 月
多重無線通信装置 (大学校、堂平山中継所)	6. 5GHz帯4PSK 6. 3Mbps×3	2 台	国電通仕第30号 空中線装置含む	⑫	⑥
デハイドレータ (大学校)	壁掛け型 3 方路	1 台		⑫	---
端局装置 (大学校)	中容量(96CH)型	1 架		⑫	⑥
専用通信網監視制御装置 (大学校)	被監視制御装置	1 台	国電通仕第40号	⑫	---
画像符号化装置 (大学校)	1. 5M CODEC	1 台		⑫	---
直流電源装置 (大学校)	KSR-48-20N	1 台	国電通仕第25号	⑫	---
自動電話交換装置 (大学校)	電子交換機	1 台		⑫	⑥
鉄塔 (大学校)	36m未満	1 基		⑫	---
局舎 (大学校)		1 局		⑥	⑥
空調設備 (大学校)		1 台		⑫	③

※ ⑫・・・12ヶ月点検1回を表す。 ⑥・・・6ヶ月点検1回を表す。

補足：12ヶ月点検1回には6ヶ月，3ヶ月，毎日点検内容を含む

6ヶ月点検1回には3ヶ月，毎日点検内容を含む

なお、点検対象月については、(案)であり乙を拘束するものではない。

【空調設備等保守点検業務】

1. 業務概要

国土交通大学校の空調設備、衛生設備、発電設備について、良好な機能を維持するよう定期的に点検、保守及び測定等を行う。

2. 点検周期、時間

①点検周期 別表 1 ～ 2 のとおり

②作業時間 平日 8 時 3 0 分 ～ 1 7 時 1 5 分

(指定時間外に業務を行う必要がある場合には、施設管理者の承認を得た上で、業務を行うことが出来る。)

3. 対象機器

別紙 2 「設備一覧表」 参照

4. 業務内容

対象機器について、別表に基づき点検、保守を行う。点検方法は、「建築保全業務共通仕様書（平成 2 0 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下、「共通仕様書」という。）によることとする。

なお、共通仕様書の適用が出来ない機器については、別表 2 のとおり行うこと。

別表 1

1-1 研修宿泊棟 空調設備

別紙1の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のページ	番号		
1～9（ユニット型空調機）	136	4. 4. 5	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月間
10～13（ファンコイルユニット）	138	4. 4. 6	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月間
14、17、20、23（空冷ヒートポンプ室外機）	115	4. 3. 7	（D）表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月間
15、16、18、19、21、22、24（空冷ヒートポンプ室内機）	138	4. 4. 6	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月間
25～48（送風機、排風機）	142	4. 4. 9	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。

1-2 研修宿泊棟 衛生設備

別紙1の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のページ	番号		
1 (貯湯槽)	128	4. 4. 2	(B) 表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ 対象機器が第2種であるため、共通仕様書の1Mは1Yと読みかえるものとする。
2 (膨張タンク)	128	4. 4. 2	〃	・ 〃
3、4 (給湯用循環二次ポンプ)	150	4. 5. 6	(A) 表を適用	・ 共通仕様書のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。
5、6 (雨水・湧水ポンプ)	150	4. 5. 6	(C) 表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり
7、8 (電気温水器)	別表2による		—	・ 別表2による
9 (冷水器)	別表2による		—	・ 別表2による
10 (ろ過器)	154	4. 5. 9	点検、清掃共実施	・ 共通仕様書記載のとおり
11 雨水層	149	4. 5. 4		・ 共通仕様書記載のとおり

2-1 研修棟 空調設備

別紙1の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のページ	番号		
1、2（冷温水発生機）	108	4. 3. 5	—	・ 共通仕様書記載のとおり
3、4（冷却塔）	132	4. 4. 4	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは3ヶ月間
5（ヒートポンプユニット）	97	4. 3. 2	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月間
6（チリングユニット）	93	4. 3. 1	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは3ヶ月間
7、8（膨張タンク）	128	4. 4. 2	（B）表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり
9（冷却水処理装置）	別表2による		—	・ 別表2による
10～21（ユニット型空調機、システム型空調機）	136	4. 4. 5	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月間
22～33（冷温水ポンプ類）	140	4. 4. 8	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。
34、35、37、39、40、41、43、45（パッケージ型空調機室内機）	138	4. 4. 6	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンはON冷暖共3ヶ月間
33、36、38、42、44（パッケージ型空調機室外機）	115	4. 3. 7	（D）表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月間
46、47（パッケージ型空調機室外機）	138	4. 4. 6	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは2ヶ月に1回
48（パッケージ型空調機室内機）	115	4. 3. 7	（D）表の適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは2ヶ月に1回
49～54（ファンコイルユニット）	138	4. 4. 6	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月間
55（全熱交換ユニット）	143	4. 4. 11	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。

別紙1の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のページ	番号		
56～102（還風機・送風機・排風機）	142	4. 4. 9	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。
103（OA用フィルター）	139	4. 4. 7	—	・共通仕様書記載のとおり ・ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。

2-2 研修棟 衛生設備

別紙1の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のページ	番号		
1 (温水発生機)	89	4. 2. 3	—	・ 共通仕様書記載のとおり
2 (受水槽)	147	4. 5. 1	清掃、検査共実施	・ 共通仕様書記載のとおり ・ 長期点検項目は行わない
3 (膨張タンク)	128	4. 4. 2	(B) 表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ 対象機器が第2種であるため、共通仕様書の1Mは1Yと読みかえるものとする。
4～7 (電気温水器)	別表2による		—	・ 別表2による
8 (飲料用冷水機)	155	4. 5. 10	(A) 表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり
9、10 (滅菌装置)	別表2による		—	・ 別表2による
11、12 (給水ポンプユニット)	150	4. 5. 6	(A) 表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。
13～20 (排水ポンプ類)	150	4. 5. 6	(C) 表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。
21 (給湯ポンプ)	150	4. 5. 6		・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする
22 (ろ過装置ユニット)	別表2による		—	・ 別表2による
23～29 (雨水槽類)	149	4. 5. 4	清掃も実施	・ 共通仕様書記載のとおり

2-3 研修棟 発電設備

別紙1の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のページ	番号		
1（地下式オイルタンク）	125	4. 4. 1	(A) 及び (B) 表適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ 漏洩点検年1回、月例点検月1回
2（地上式オイルタンク）	125	4. 4. 1	(C) 表適用	・ 共通仕様書記載のとおり

3-1 管理厚生棟 空調設備

別紙1の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のページ	番号		
1～27（パッケージ型空調機）	115	4. 3. 7	(D) 表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月間
28～36（コンパクト型空調機）	136	4. 4. 5	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月間
37～41（全熱交換ユニット）	143	4. 4. 11	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。
42（空気清浄機）	139	4. 4. 7	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。
43（OA用フィルター）	139	4. 4. 7	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。
44～48（ファンコイルユニット）	138	4. 4. 6	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月。
49～76（送風機・排風機）	142	4. 4. 9	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。

3-2 管理厚生棟 衛生設備

別紙1の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のページ	番号		
1 (膨張タンク)	128	4. 4. 2	(B) 表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、共通仕様書の1Mは1Yと読みかえるものとする。
2～3、9 (電気温水器)	別表2による		—	・ 別表2による
4～5 (飲料用冷水機)	155	4. 5. 10	点検項目1適用	・ 共通仕様書記載のとおり
6、10 (給湯用循環ポンプ)	150	4. 5. 6	(A) 表を適用	・ 共通仕様書のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。
7 (排水用水中ポンプ)	150	4. 5. 6	(C) 表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。
8 (貯湯槽)	128	4. 4. 2	(B) 表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、共通仕様書の1Mは1Yと読みかえるものとする。

4-1 大会議室 空調設備

別紙1の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のページ	番号		
1～4 (パッケージ型空調機)	115	4. 3. 7	(D) 表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月間
5～6 (還風機)	142	4. 4. 9	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。
7 (空気清浄機)	139	4. 4. 7	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。

4－2 大会議室 衛生設備

別紙1の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のページ	番号		
1（排水用水中ポンプ）	150	4. 5. 6	（C）表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。

5－1 図書館棟 空調設備

別紙1の番号	点検項目		特記事項	点検等の回数
	共通仕様書のページ	番号		
1～10（パッケージ型空調機）	115	4. 3. 7	（D）表を適用	・ 共通仕様書記載のとおり ・ シーズンONは冷暖共3ヶ月間
11～16（全熱交換ユニット）	143	4. 4. 11	—	・ 共通仕様書記載のとおり ・ ただし、1Mとされているものは、仕様書上は1ヶ月に1回の点検回数であるが、2ヶ月に1回と読みかえるものとする。

別表 2

別紙 1 の機器番号	点検項目	点検等の回数
1－2 宿泊棟衛生施設 7、8（電気温水器）	外観点検、清掃	年 1 回
	内部点検、清掃	
	機器調整	
1－2 宿泊棟衛生施設 9（冷水器）	外観点検、清掃	年 1 回
	内部点検、清掃	
	周辺ポンプ類の清掃	
2－1 研修棟空調施設 9（冷却水処理装置）	外観点検、清掃	年 1 回
	薬液量の確認（不足している場合は注入）	
	運転状況の確認	
2－2 研修棟衛生施設 4～7（電気温水器）	外観点検、清掃	年 1 回
	内部点検、清掃	
	機器調整	
2－2 研修棟衛生施設 8、9（滅菌装置）	外観点検、清掃	年 1 回
	薬液量の確認（不足している場合は注入）	
	運転状況の確認	
2－2 研修棟衛生施設 21（ろ過装置ユニット）	外観点検、清掃	年 1 回
	内部点検、清掃	
	周辺ポンプ類の清掃	
3－2 管理厚生棟衛生施設 2、3、9（電気温水器）	外観点検、清掃	年 1 回
	内部点検、清掃	
	機器調整	

【自動制御機器点検】

1. 業務概要

国土交通大学校の自動制御装置について、良好な機能を維持するよう点検業務を行う。

2. 点検周期

「4. 業務内容」参照

3. 対象機器

別紙2「設備一覧表」参照

4. 業務内容

点検項目			周期		備考
電気式調節器(サーモスタット、ヒューミディスタット、プレッシャスタット等)					
1	各部清掃点検	①本体内外部清掃、外環検査 ②ポテンショ、ワイパー接触面清掃	1回/年 1回/年		
2	各接続部点検	①ポテンショ、ワイパー接触面清掃 ②端子のゆるみ点検 ③感温筒(接触部)の取付状態点検	1回/年 1回/年 1回/年		
3	機器単体点検	①機器取付状態点検 ②標準計器による校正	1回/年 1回/年		
4	システム動作点検	①システム動作状態での制御状況点検	1回/年		
電子式調節計					
1	各部清掃点検	①本体内外部清掃 ②基板の汚れ清掃	1回/年 1回/年		
2	各接続部点検	①プラグ、コネクタの接続点検 ②端子のゆるみ点検	1回/年 1回/年		
3	電源点検	①供給電源点検 ②出力電圧、電流点検	1回/年 1回/年		
4	スイッチ、ランプ点検	①スイッチ動作点検 ②ランプの点灯点検	1回/年 1回/年		
5	機器単体点検	①単体動作点検、校正	1回/年		
6	システム動作点検	①システム動作状態での制御状況点検	1回/年		
電子式検出器(温室度、圧力、露点、流量等)					
1	各部清掃点検	①本体内外部清掃、外環検査 ②接続導管内の清掃	1回/年 1回/年		
2	各接続部点検	①プラグ、コネクタの接続点検 ②端子のゆるみ点検 ③導管接続部の漏れ点検	1回/年 1回/年 1回/年		
3	電源点検	①供給電源点検 ②出力電圧、電流、抵抗点検	1回/年 1回/年		
4	スイッチ、ランプ点検	①スイッチ動作点検 ②ランプの点灯点検	1回/年 1回/年		
5	特性点検	①標準計器による特性点検、校正	1回/年		
6	システム動作点検	①システム動作状態での点検	1回/年		
コントロールバルブ(二方弁、三方弁、電磁弁)					
1	各部清掃点検	①グラント部清掃、増締め	1回/年		
2	各接続部点検	①アクチュエーターとの接続点検 ②配管との接続部漏れ点検 ③バルブシステムとプラグの接続部点検	1回/年 1回/年 1回/年		
3	電源電圧点検	①電磁弁の供給電圧点検	1回/年		

点検項目			周期		備考
	4 機器単体点検	①全開、全閉動作による開閉点検 ②弁本体取付方向の点検 ③流体の流れ方向の点検 ④全閉止圧力の点検 ⑤全閉時の流体漏れ点検 ⑥弁前後差圧の確認	1回／年 1回／年 1回／年 1回／年 1回／年 1回／年		
	5 システム動作点検	①システム動作状態での制御状況点検	1回／年		
コントロールモーター					
	1 各部清掃点検	①本体内外部清掃点検 ②フィードバックポテンション、ワイパー清掃	1回／年 1回／年		
	2 各部接続部点検	①端子のゆるみ点検 ②コネクタの接続点検 ③バルブ、ダンパーの接続点検 ④モーターと架台の取付点検	1回／年 1回／年 1回／年 1回／年		
	3 電源点検	①供給電源点検	1回／年		
	4 機器単体点検	①モーターストロック点検 ②バルブ閉切圧点検	1回／年 1回／年		
	5 システム動作点検	①システム動作状態での制御状況点検 ②インターロック機能の点検	1回／年 1回／年		
補助機器類					
	1 各部清掃点検	①本体外部清掃	1回／年		
	2 各接続部点検	①機器の取付状態の確認 ②端子のゆるみ点検	1回／年 1回／年		
	3 電源点検	①供給電源点検 ②出力電圧、電流点検	1回／年 1回／年		
	4 スイッチ、ランプ点検	①スイッチ動作点検 ②ランプ点灯点検	1回／年 1回／年		
	5 機器単体点検	①入出力信号の確認 ②発熱の有無確認	1回／年 1回／年		
	6 システム動作点検	①システム動作状態での制御状況点検	1回／年		

【自動扉保守点検業務】

1. 業務概要

国土交通大学校の自動扉設備について、円滑に稼働させ、運用に支障のないように点検及び保守を行い、良好な機能を保持させること。

2. 点検周期、時間

点検周期 : 「3. 対象箇所」の※印の箇所については年1回、それ以外の箇所は年2回とする。

点検時間 : 平日 8時30分～17時15分

3. 対象設備

別紙2「設備一覧表」参照

4. 業務内容

(1) 点検内容

①駆動装置

- ギヤボックス
- モーター
- 駆動、ガイドプーリー
- 駆動Vベルト
- クラッチ

- ・目視（異音、加熱、損傷のチェック）
- ・目視（異音、加熱、損傷のチェック）
- ・目視（摩擦、損傷のチェック）
- ・目視（摩擦、損傷のチェック）
- ・目視（摩擦、損傷のチェック及び調整）

②制御装置

- ・目視（損傷、異常加熱接続コード等の損傷、接続コネクタのチェック）

③起動、補助公電スイッチ

- ・目視（損傷一のチェック）
- ・検知エリア及び起動・安全信号の発信確認

④駆動装置

- 吊りレール
- モーター

- ・目視（摩擦、損傷のチェック）
- ・取り付けボルト等の締め増し
- ・目視（損傷の有無、戸車転動面の摩擦、戸車フランジの摩擦チェック）
- ・転動時の円滑性の確認

(2) 保守業務

不具合時には、受注者の技術員を速やかに派遣し修理を行うこと。

【厨房排水処理設備保守・点検業務】

1. 業務概要

国土交通大学校の厨房排水処理設備について、処理水が法令等で定められた水質基準に適合するため水質管理、機器の運転管理及び運転記録の作成等を行う。

2. 点検周期

別表参照

2. 対象機器

別紙 2 「設備一覧表」 参照

3. 業務内容

別表参照

4. その他

(1) 報告記録 (様式任意)

落札事業者は、点検毎に以下の報告書等を提出する。

①排水処理設備維持管理報告書 (点検毎)

②水質分析計量証明書

(2) 適用

次に掲げる費用は、本業務の適用から除外する。

① B C 槽内部リタクターの交換費用

②水槽清掃及び汚泥残渣処分費用

③脱臭材交換費用

別表（別紙３－８）

項 目	内 容	頻 度
運 転 条 件 の 調 整	各機器装置運転時間、流量等の確認及び設定 （薬注量、曝気量、循環水量等）	１回／１０日
前 処 理 関 係	原水の状況点検（色、臭気、曝気状況）	１回／１０日
	スクリーン状況点検調整（洗浄・夾雑物除去）	１回／１０日
薬 注 関 係 （バイオユニット）	バイオユニットの作動確認・調整・清掃	１回／１０日
	薬剤の残量確認・補充（補充薬剤はDANAK-P-7とする）	１回／１０日
	生剤注入ポンプ作動、注入量等の状況確認・調整	１回／１０日
生 物 反 応 槽 関 係（BC槽）	槽内の状況点検（色調、臭気、発砲、曝気状況）	１回／１０日
脱 臭 関 係	ミストセパレーターの点検洗浄	１ 回 ／ 月
計 器 類 関 係	各機器の電流、圧力、流量のチェック等	１回／１０日
回 転 機 器 関 係	各回転機器の振動、異音、洩れ等	１回／１０日
	Vベルト、オイル、グリス（水中ポンプを除く） の確認	１回／１０日
	Vベルト、オイル、グリス（水中ポンプを除く） の補充、交換	適 宜
電 気 関 係	各電動機器類の絶縁抵抗測定	１ 回 ／ 月
	レベルスイッチ、その他制御電気機器の点検	適 宜
弁 類 関 係	手動弁の作動、開度調整、確認点検	適 宜
洗 浄 、 清 掃	原水スクリーン点検洗浄、その他機器回りの清掃	１回／１０日
水 質 関 係	現場確認（pH、水温）	１回／１０日
	公的機関での水質分析	
	原 水(p h、B O D、S S、n - H e x)	１回／３ヶ月
	処理水(p h、B O D、S S、n - H e x)	１ 回 ／ 月
文 書 、 通 信 関 係	点検、保守、調整の記録連絡並びに書類作成、提出	
	１）点検、保守、調整の記録	１回／１０日
	２）連絡業務	適 宜
	３）定期書類	１ 回 ／ 月
	４）臨時書類	適 宜
特 記 事 項	・点検時間は、平日の８時３０分～１７時００分とする。	

【消防設備に係る点検】

1. 業務概要

国土交通大学校の消防設備について、関係法令に基づき点検を行い、良好な機能を維持するよう点業務を行う。

2. 点検周期

- ①機能点検 年2回 9月、3月
- ②総合点検 年1回 3月

3. 対象機器

別紙2「設備一覧表」参照

4. 業務内容

(1) 点検の基準、結果報告及び資格者

- ・「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく以下の告示並びに「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成20年版）」による。
- ①「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成16年5月31日消防庁告示第9号）
- ②「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）
- ③その他、該当する告示

(2) 防火管理者の要請に対応する事項

- ・消防設備の使用方法

5. その他

- (1) 点検前に点検予定者一覧表を提出すること。様式は、『「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」別記様式第3』を準用すること。
- (2) 点検結果報告書へ記載した不具合箇所の写真を提出すること。
- (3) 点検終了後は、必ず適正な状態とすること。
- (4) 本業務に必要な試験機器及び消耗品は請負者の負担とする。

【運転・監視及び日常点検・保守業務】

1. 業務概要

国土交通大学校の中央監視装置を用いて、空調等設備機器等の運転と運転状態を監視し、正常な運転状態を保持するため、24 時間体制の監視体制をとるとともに、日常巡視点検を行う。

2. 業務時間等

(1) 常駐管理業務

業 務 日：平日

業務時間：8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分

(2) 遠隔監視業務

業 務 日：毎日

業務時間：2 4 時間

3. 機器仕様

現在の中央監視装置のシステムは、ジョンソンコントロールズ（株）製のメタシスで構築されている。

4. 業務内容

(1) 常駐監視業務（1 名以上配置）

①運転管理業務

1. 中央監視装置を用いて、以下の業務を行う。

- a. 研修棟に設置されている中央監視装置に入力されている管理点に対して運転・監視及び操作を行う。
- b. 夜間及び休日等の無人状態における管理点の遠方運転・監視及び操作を行う。
- c. 設備異常、災害発生等に伴う重大な危険が認められる場合の本校との連絡及び調整を行う。
- d. 監視上における各種運転機器の指示値の確認と記録を行う。
通報または警報があった場合には速やかに異常の有無を確認し、必要な指摘を行うとともに担当職員に報告すること。
- e. 月間報告書を月末までに担当職員に提出すること。

2. 設備機器の日常巡視点検

別表参照

②遠隔監視業務

1. 電話回線を利用した遠方監視システムとし、24 時間の監視体制をとること。
2. 中央監視装置に入力されている管理点を把握し、国土交通省職員と綿密な連絡を取り、以下の業務を行う。
 - a. 研修棟に設置されている中央監視装置に入力されている管理点に対して運転・監視及び操作を行う。
 - b. 夜間、休日及び日常巡視点検等の中央監視室が無人状態における場合の管理点の遠方運転・監視及び操作を行う。
 - c. 設備異常、災害発生等に伴う重大な危険が認められる場合の本校との連絡及び調整を行う。
 - d. 監視上における各種運転機器の指示値の確認と記録を行う。
通報または警報があった場合には速やかに異常の有無を確認し、必要な指摘を行うとともに担当職員に報告すること。

※ 遠隔監視業務については、常駐管理業務とは別に 24 時間体制で中央監視室に常駐し監視することとすることで、遠隔監視業務に代わるものとする。

5. その他

- (1) 落札事業者は、契約後速やかに業務実施計画表及び業務実施体制表を作成の上、提出すること。
- (2) 業務の遂行に必要な下記の材料等は、落札業者の負担とする。
油脂類（グリス、マシン油）、パッキン類、一般機器工具類、必要備品（机、椅子、ロッカー、書類棚等）、事務用品、各種点検用紙、トナー、ウエス等

別表（別紙４）

1. 空調設備

機器名称	点検項目	点検周期	
		日	週
冷温水発機 (吸収式)	1. 冷温水入口温度及び出口温度、冷却水入口温度 及び出口温度、高温再生器温度及び圧力、本体真空 度の確認	○	
冷却塔	1. 水槽の水漏れ及び水位の確認 2. 送風機の異音又は異常振動の有無	○ ○	
ポンプ (冷温水系) (冷水・温水系) (冷却水系)	1. 各部の異音又は異常振動の有無 2. 軸封部からの水漏れの適否 3. 運転電流の適正の確認	○ ○ ○	
チリングユニット 空気熱源ヒートポン プユニット	1. 冷水(冷温水)入口温度及び出口温度並びに圧力、 圧縮器の電流及び圧力、潤滑油圧力などの確認	○	

2. 給排水設備

機器名称	点検項目	点検周期	
		日	月
真空式温水発生機	1. 連成計(真空)の指示値の確認 2. 水面系の水位の確認 3. 燃料系統からの漏れの確認 4. 給湯温度の確認 5. 水漏れの確認 6. 点火装置の正常動作確認	○ ○ ○ ○ ○ ○	
貯湯タンク	1. 給湯温度、水頭圧力の確認 2. 各部の水漏れの確認 3. 循環ポンプの動作確認	○ ○ ○	

3. 自動制御設備

機器名称	点検項目	点検周期	
		日	月
中央監視装置	1. 外観の汚損、損傷の有無 2. 欠測又は通信異常の有無 3. プリンターの印字機能の確認 4. 警報信号の確認	○ ○ ○ ○	○

【清掃業務(宿泊棟除く)】**1. 業務内容等****(1) 基本原則**

- ① 計画的に作業を実施し、清掃効果を十分に発揮させるようにする。
- ② 各清掃場所及び各床材等の特性を検討し、最適な清掃資材等を使用する。
- ③ 作業員については、厳選せることはもちろん日常の教育訓練等も十分に行う。
- ④ 光熱水費を必要最小限に留めるよう常に努める。
- ⑤ その他、管理厚生棟等の美観を維持するように努める。

(2) 業務日等**ア. 屋内清掃(日常清掃)**

- ① 平日
- ② 時間: 8時30分～12時15分、13時～17時15分。

イ. 屋外清掃

- ① 10月1日～12月28日の月曜～金曜日(ただし、祝日は除く。)。
悪天候等により困難な場合は、本校担当者と協議のうえ清掃作業を1月4日以降に延期するものとする。
- ② 時間: 8時30分～12時15分、13時～17時15分。

ウ. 各執務室清掃

- ① 毎月1回(日程については、大学校と協議する。)
- ② 時間: 原則8時00分～8時30分。

エ. 特別清掃

- ① 閉庁日に年間2回。(日程については、大学校と協議する。)
- ② 時間: 8時30分～17時15分。

(3) 業務内容等

- ① 屋内清掃の方法については、別表1のとおり。
- ② 作業要旨については、別表2のとおり。
- ③ 特別清掃要旨については、別表3のとおり。
- ④ 屋外清掃の方法については、別表4のとおり。
- ⑤ 作業を終了した毎に作業日誌に作業内容を記載し、提出する。(様式2)

(4) 業務実施上の注意

- ① 落札事業者は、善良なる管理者の注意をもって作業を行うものとする。
- ② 建物・設備等に損害を与えた場合は、大学校に速やかに報告をするとともに、作業員の故意または過失による場合は落札者において現状回復等その責を負うものとする。
- ③ 業務の運営に関して、緊急に必要と認められることが生じた場合には、落札事業者に対して所要の措置を求め、そのとった措置については報告させることができる。
- ④ 清掃にあたっては、清掃用水等が建物内外に飛散しないようにするとともに、落下事故等のないよう安全対策に十分注意して行うこととする。
- ⑤ 備品等を移動する場合は、破損のないように注意するとともに、作業終了後は必ず原状に戻すこと。
- ⑥ 清掃に従事する者の履行場所への出入りについては、大学校の指示に従うこと。

2. 作業員の管理

- (1) 落札事業者は、作業規律の維持及び衛生に留意し、作業員に指導・徹底をするとともに、作業服を着用させ落札者の従業員であることを示す証明書を携行させるものとする。
- (2) 作業員には、礼儀正しく職員及び研修員等に不快の感を与えることのないよう指導し、なるべく同一人を継続して従事させること。また、病気等により同一人を従事させることができない場合は、速やかに継続して作業できる者を選定すること。

3. 清掃業務遂行上必要な資機材の負担区分

(1) 大学校が負担するもの

- ① 光熱水料
- ② 消耗品 (トイレトペーパー、指定有料ゴミ袋、マジックリン、クリームクレンザー、水石鹼・粉石鹼、トイレ用・洗濯用等洗剤、台所用漂白剤等)

(2) 落札事業者が負担するもの

- ① 清掃員の事務用品、工具・清掃用具・被服類
- ② 消耗品 (洗浄剤・ワックス類等)

4. その他

- ・ 業務開始前に作業実施予定表 (月間) 及び作業に従事する者の名簿 (業務名、氏名、性別等を明記したもの) を作成し、提出する。

屋 内 清 掃 の 方 法

番号	作 業 内 容	作 業 方 法
1	床の清掃	床用ブラシ等で掃いて大きなゴミやほこりを除き、微細なほこりや汚れを濡れモップ等で拭き取る。
2	手摺の清掃	手摺の乾拭きを行い、汚れが著しい場合は、濡れ雑巾等で拭き掃除を行う。
3	扉の清掃	扉の汚れを濡れ雑巾等で拭き掃除を行う。
4	スイッチ回りの清掃	スイッチ回りを濡れ雑巾等で拭き掃除する。
5	流し台の清掃	流し台を洗剤を用い、たわし等で入念に拭き掃除を行い、清潔を保持する。
6	衛生陶器の清掃	便器等を当校の支給する支給品により洗浄し、清潔を保持する。
7	汚物の処理	トイレの汚物を処理し、その容器を清潔にする。
8	ペーパー・水石鹼の補給	トイレ等のトイレットペーパー及び水石鹼の補充を行う。なお、トイレットペーパー及び水石鹼の予備が無くなりそうな時は事前に担当職員に連絡する。
9	吸殻捨・灰皿清掃	灰皿のタバコの吸い殻等の回収及び処分を行い、汚れの著しい灰皿については、適宜水洗いし、所定の場所へ戻す。
10	紙屑等処理	各階にある共用のゴミ箱の紙屑等を回収し、指定した収集日に指定した場所に運搬する。
11	生ゴミ・金属・ビン類等の処理	湯沸室の生ゴミ、各階にある共用の金属・ビン・缶・ペットボトル等の不燃物を回収し、指定した収集日に指定した場所へ運搬する。
12	古新聞等の処理	段ボール及び新聞紙、コピー室の再生紙等を集めて区分し、紐等で梱包した後、指定した収集日に指定した場所へ運搬する。

別表2(別紙5-1)

作 業 要 旨

建物名	清掃場所	時 期	面 積	清 掃 内 容	床の材質	備 考
管理・厚生 (本館)	風除室	1回/3日	21.44	掃き拭き、灰皿清掃、ガラス拭き	石質タイル	
	TELコーナー	週1回	6.72	掃き	石質タイル	
	自販機コーナー	週1回	6.72	掃き拭き	石質タイル	
	エントランスロビー	1回/3日	79.21	掃き拭き	石質タイル	
	エントランス	1回/3日	92.16	掃き拭き	石質タイル	
	喫煙コーナー	毎日	38.4	掃き拭き、灰皿清掃、ゴミ処理	塩ビ・シート	
	湯沸コーナー	毎日	18.71	掃き拭き、生ゴミ処理、流し台清掃	塩ビ・シート	
	コピーコーナー	週1回	9.5	掃き拭き、ゴミ処理	塩ビ・シート	
	階段	週1回	276.74	掃き拭き、手すり拭き	塩ビ・シート	
	トイレ	毎日	176.23	床の水拭き、ゴミ処理、扉・間仕切り の拭き、洗面台の洗浄、鏡の拭 き、衛生陶器類を適正な洗剤で洗 浄、汚物の処理、トイレットペーパー・手 洗い石鹸水等の補充 掃き拭き、手すり拭き 掃き拭き、手すり拭き 掃き拭き 掃き拭き	磁器質タイル	
	廊下	週1回	826.956		塩ビ・シート	
	3F廊下	週1回	169.85		タイルカーペット	
研修棟	集会室	週1回	67.58		塩ビ・シート	
	和室	週1回	33.79		畳	
	階段	週1回	249.24	* 本館階段と同様	タイルカーペット	
	廊下	週1回	1192.575	掃き拭き	タイルカーペット	
	ロビー	1回/3日	358.16	掃き拭き	タイルカーペット	
	ラウンジ	1回/3日	531.9	掃き拭き	タイルカーペット	
	湯沸室	毎日	2.8	* 本館湯沸室と同様	塩ビ・シート	
	喫煙コーナー	毎日	121.43	掃き拭き、灰皿清掃、ゴミ処理	耐シラレット性	
	自販機コーナー	毎日	42.315	掃き拭き	タイルカーペット	
体育館	トイレ	毎日	254.98	* 本館トイレと同様	磁器質タイル	
	コピー室	毎日	117	* 本館コピー室と同様	塩ビ・シート	
	エントランスホール	週1回	64.25	掃き拭き	磁気質タイル	
	ホール	週1回	90	掃き拭き	タイルカーペット	
	多目的ホール	4ヶ月1回	120	掃き拭き	木床	
	アリーナ	4ヶ月1回	986.4	掃き拭き	木床	
	階段	週1回	36	掃き拭き	タイルカーペット	
	廊下	週1回	43	掃き拭き	タイルカーペット	
	トイレ	毎日	35.25	* 本館トイレと同様	タイル	
	更衣室	週1回	44	掃き拭き	ビニールシート	
	身障者ロッカー	週1回	5	掃き拭き	ビニールシート	
	身障者シャワー	週1回	5	掃き拭き	タイル	
	ラウンジ	週1回	35	掃き拭き	タイルカーペット	
	トレーニング室	週1回	171.6	掃き拭き	ビニールシート	

建物名	清掃場所	時 期	面 積	清 掃 内 容	床の材質	備 考
ホール	ホール内	週1回	180.97	掃き拭き	タイルカーペット	
	ステージ	週1回	23.23	掃き拭き	フローリング	
	ホワイエ	週1回	56.2	掃き拭き	タイルカーペット	
	エントランス	週1回	22.08	掃き拭き	磁器質タイル	
	外部テラス	週1回	34.95	掃き拭き	タイル	
	廊下	週1回	108.93	掃き拭き	カーペット	
	女子トイレ	週1回	11.72	* 本館トイレと同様	ビニールタイル	
	男子トイレ	週1回	11.72	* 本館トイレと同様	ビニールタイル	
	階段室	週1回	26.55	掃き拭き	ビニールタイル	
	2階廊下	週1回	127.4	掃き拭き	ビニールタイル	
	アルコーブ	週1回	4.37	掃き拭き	ビニールタイル	
図書館	閲覧	週1回	168.59	掃き拭き、本棚はたき	タイルカーペット他	
	閲覧コーナー	週1回	20.3	掃き拭き	タイルカーペット	
	インターネットコーナー	週1回	40.6	掃き拭き	タイルカーペット	
	グループ討議	週1回	55.97	掃き拭き	タイルカーペット	
	玄関1	週1回	19.5	掃き拭き	磁器質タイル	
	玄関2	週1回	9.71	掃き拭き	磁器質タイル	
	女子トイレ	毎日	12.31	* 本館トイレと同様	ビニールシート	
	男子トイレ	毎日	10.26	* 本館トイレと同様	ビニールシート	
	身障者トイレ	毎日	6.95	* 本館トイレと同様	ビニールシート	
	検索コーナー	週1回	6.49	掃き拭き	カーペット	
	貸出コーナー	週1回	12.93	掃き拭き	カーペット	
	階段室	週1回	30.79	掃き拭き	ビニールタイル	
	2階廊下	週1回	151.23	掃き拭き	ビニールタイル	
	OALームA	週1回	15.6	掃き拭き	タイルカーペット	
	OALームB	週1回	16.2	掃き拭き	タイルカーペット	
渡り廊下		週1回	574	掃き拭き	ビニールシート	
外構部分（市道沿い）		週1回	144.2	ゴミ収拾	植栽	

建物名	清掃場所	時 期	面 積	清 掃 内 容	床の材質	備 考
執務室	総務部	月1回	229.37	掃き掃除	タイルカーペット	
	計画管理部	月1回	175.15	掃き掃除	タイルカーペット	
	建設部	月1回	175.15	掃き掃除	タイルカーペット	
	測量部	月1回	190.46	掃き掃除	タイルカーペット	
	講師控え室	月1回	89.08	掃き掃除	タイルカーペット	
	校長室	月1回	83.2	掃き掃除	タイルカーペット	
	校長秘書室	月1回	19.2	掃き掃除	タイルカーペット	
	副校長室	月1回	49.15	掃き掃除	タイルカーペット	
	特別会議室	月1回	57.34	掃き掃除	タイルカーペット	
	総務部長室	月1回	36.86	掃き掃除	タイルカーペット	
	教授室1	月1回	32.25	掃き掃除	タイルカーペット	
	教授室2	月1回	32.25	掃き掃除	タイルカーペット	

特 別 清 掃 要 旨

●清掃の範囲

床面清掃

名 称	数量(m ²)	床の材質
管理厚生棟1階		
風除室	21.440	石質タイル
TELコーナー	6.720	石質タイル
自販機コーナー	6.720	石質タイル
エントランスロビー	79.210	石質タイル
エントランス	92.160	石質タイル
喫煙コーナー	19.200	塩ビ・シート
湯沸コーナー	6.080	塩ビ・シート
コピーコーナー	4.750	塩ビ・シート
A会議室	38.910	タイルカーペット
教務・総務課	229.370	タイルカーペット
講師食堂	27.360	塩ビ・シート
食堂	246.272	塩ビ・シート
階段①	26.250	塩ビ・シート
階段②	47.320	塩ビ・シート
階段③	64.800	塩ビ・シート
便所①	36.480	磁器質タイル
便所②	36.480	磁器質タイル
廊下	424.106	塩ビ・シート
小 計	1413.628	
管理厚生棟2階		
講師控室	89.080	タイルカーペット
B会議室	38.400	タイルカーペット
計画管理部	132.430	タイルカーペット
計画管理部長室	42.720	タイルカーペット
建設部	132.430	タイルカーペット
建設部長室	42.720	タイルカーペット
測量部	147.740	タイルカーペット
測量部長室	42.720	タイルカーペット
湯沸コーナー	6.080	塩ビ・シート
コピーコーナー	4.750	塩ビ・シート
喫煙コーナー	19.200	塩ビ・シート
自販機コーナー	39.320	塩ビ・シート
集会室(小)	33.790	塩ビ・シート
集会室(大)	67.580	塩ビ・シート
階段①	26.250	塩ビ・シート
階段②	47.320	塩ビ・シート
階段③	64.800	塩ビ・シート
便所①	36.480	磁器質タイル
便所②	36.480	磁器質タイル
廊下	402.850	塩ビ・シート
	1453.140	

名 称	数量(m ²)	床の材質
管理厚生棟3階		
校長室	61.440	タイルカーペット
校長応接室	21.760	タイルカーペット
秘書室	19.200	タイルカーペット
特別会議室	57.340	タイルカーペット
副校長室	49.150	タイルカーペット
総務部長室	36.860	タイルカーペット
教授室1	32.250	タイルカーペット
教授室2	32.250	タイルカーペット
湯沸コーナー	6.550	塩ビ・シート
便所	30.310	磁器質タイル
廊下	169.850	タイルカーペット
小 計	516.960	
合 計	3383.728	

窓ガラス清掃

名 称	数量(m ²)
体育館	501.41
管理厚生棟	750.07
大会議室・渡り廊下	460.92
研修棟	1,654.17
合 計	3,366.57

●清掃の方法

清 掃 場 所	清 掃 実 施 方 法		
ビニル床タイル 長尺塩ビシート フローリング	表面洗浄作業		洗浄剤を用い、ポリッシャーによる床面の汚れを除去すること。除去後汚水の処理を完全に行い、床面を十分乾燥させること。
	仕上材の塗布		床面が完全に乾燥した後に塗布材(ワックス)をモップに含ませ、むらの無いよう塗布し、必要に応じて重ね塗りを行うこと。
磁気タイル、御影石、コンクリート	表面洗浄作業		洗浄剤を用い、ポリッシャーによる床面の汚れを除去すること。除去後汚水の処理を完全に行い、床面を十分乾燥させること。
タイルカーペット、ジュタン	表面洗浄作業		洗浄剤を用い、ポリッシャーによる床面の汚れを除去すること。除去後汚水の処理をバキュームで完全に行い、床面を十分乾燥させること。
窓ガラス	拭き清掃		専用クリーナーを用い、煤塵等汚れを落とし、乾布磨き仕上げをするとともに、枠・さん等に付着した汚水、脂質は雑巾等で清水拭きとする。

屋 外 清 掃 の 方 法

作 業 内	作 業 方 法
校内等の清掃	大学校の校内及び敷地外西側歩道をほうき等により掃き、落ちているゴミ、落ち葉、果実等を拾い、ビニール袋に入れて指定した場所へ運搬する。

【清掃業務(宿泊棟)】

1. 業務内容等

(1) 基本原則

- ① 計画的に作業を実施し、清掃効果を十分に発揮させるようにする。
- ② 各清掃場所及び各床材等の特性を検討し、最適な清掃資材等を使用する。
- ③ 作業員については、厳選せることはもちろん日常の教育訓練等も十分に行う。
- ④ 光熱水費を必要最小限に留めるよう常に努める。
- ⑤ その他、学寮の美観を維持するように努める。

(2) 業務日等(清掃面積は、別表3参照)

ア. 日常清掃

- ① 平日
- ② 時間: 8時30分～12時15分、13時～17時15分。

イ. 排水部清掃

- ① 8月中旬 1日間(日程については、本校と協議する。)
- ② 時間: 8時30分～12時15分、13時～17時15分。

(3) 業務内容等

- ① 日常清掃の清掃範囲及び清掃基準については、別表1のとおり。
- ② 排水部清掃の清掃範囲及び清掃基準については、別表2のとおり。
- ⑤ 作業を終了した毎に作業日誌に作業内容を記載し、提出する。(様式任意)

(4) 業務実施上の注意

- ① 落札事業者は、善良なる管理者の注意をもって作業を行うものとする。
- ② 建物・設備等に損害を与えた場合は、大学校に速やかに報告をするとともに、作業員の故意または過失による場合は落札者において現状回復等その責を負うものとする。
- ③ 業務の運営に関して、緊急に必要と認められることが生じた場合には、落札事業者に対して所要の措置を求め、そのとった措置については報告させることができる。
- ④ 清掃にあたっては、清掃用水等が建物内外に飛散しないようにするとともに、落下事故等のないよう安全対策に十分注意して行うこととする。
- ⑤ 備品等を移動する場合は、破損のないように注意するとともに、作業終了後は必ず原状に戻すこと。
- ⑥ 清掃に従事する者の履行場所への出入りについては、本校の指示に従うこと。

2. 作業員の管理

- (1) 落札事業者は、作業規律の維持及び衛生に留意し、作業員に指導・徹底をするとともに、作業服を着用させ落札事業者の従業員であることを示す証明書を携行させるものとする。
- (2) 作業員には、礼儀正しく研修員等に不快の感を与えることのないよう指導し、なるべく同一人を継続して従事させること。また、病気等により同一人を従事させることができない場合は、速やかに継続して作業できる者を選定すること。

3. 清掃業務遂行上必要な資機材の負担区分

(1) 大学校が負担するもの

① 光熱水料

② 消耗品(指定有料ゴミ袋、ビニール袋・水切りネット(三角コーナー用)、台所漂白剤、洗剤(トイレ用・バス用・ガラス用・除菌用)、洗濯用石鹼等

(2) 落札事業者が負担するもの

① 清掃員の事務用品、工具、清掃用具、被服類

② 消耗品(洗浄剤、ワックス類等)

4. その他

- ・ 業務開始前に作業実施予定表(月間)及び作業に従事する者の名簿(業務名、氏名、性別等を明記したもの)を作成し、提出する。

宿泊棟共用部清掃業務(日常) 清掃範囲及び清掃基準

清掃箇所	種別	業 務 内 容
北棟(A棟) 南棟(C棟)	◎	ゴミの処理(ゴミ集積所のゴミの分別、搬出処理及び整理整頓を含む)
	アルコーブ	
	◎	・床のモップ掛け
	◎	・灰皿の清掃(喫煙スペースのみ:6箇所)
	◎	・椅子の水拭き、拭き上げ
		談話室の清掃
		(洋室)
	◎	・床のモップ掛け
	◎	・床のゴミ収集及び掃除機等での清掃
	◎	・テーブルの清掃
	◎	・椅子及び棚等の水拭き、拭き上げ
	○	・カーテンの昇降
	○	・ダストボックス天井部(冷暖房吸込口)の掃除機等での清掃
	○	・流し及び冷蔵庫の清掃・除菌
	○	・電気ポット及びコップ等の清掃
	○	・研修員未入寮階の電気ポットの電源切断
	○	・新聞及び雑誌等の廃棄
	○	・ゴミ袋等の補充
		(和室)
	◎	・掃除機掛け
	◎	・テーブルの清掃
	○	・テレビコーナー及びテレビ本体の掃除
	○	・畳の水拭き(乾燥した日に行う)
	○	・換気(朝、窓を開ける。埃の立つ時は不要。清掃後(2～3時間後)に窓を閉める)
		洗濯室
	◎	・床の清掃
	◎	・洗濯機・乾燥機の清掃(残洗剤・綿くずの除去等)
	○	・洗濯機の排水口(床側)のゴミ除去(半年に1回程度及び不具合発生時はその都度)
	◎	・備品庫の管理(トイレトーパーの残量確認及び補充、清掃用具のチェック及び手入れ)
		廊下、階段等
	◇	・掃除機による清掃
	◇	・エレベーター内清掃及び管理(ゴムマットがドア側にずれるので奥に引き調整する)
		出入口
	△	・床のモップ掛け
中央棟 1F (B棟)	◎	ゴミの処理
		ラウンジ及び玄関
	◎	・新聞及び雑誌等の廃棄
		身体障害者用寮室
	□	・床の掃除機掛け及び椅子・机等の水拭き、ユニット内の清掃及び点検、換気
		共同トイレ
	○	・清掃(便器は薬液その他で洗浄・除菌)
	○	・汚物の処理、容器の洗浄・除菌
	○	・トイレトーパー及び水石鹸等の補充
		電話コーナー
	□	・床の掃除機掛け及びモップ掛け
	□	・棚等の水拭き、拭き上げ
		自動販売機コーナー
	□	・ゴミの処理、床の掃除機掛け及びモップ掛け
		管理事務室、ラウンジ、リネン庫、管理人室
	△	・床の掃除機掛け及び椅子・カウンター等の水拭き、拭き上げ
		廊下及び階段、玄関、傘立て・下足室、宅配庫等
	△	・床の掃除機掛け及びモップ掛け、玄関外の灰皿の清掃
		テラス、ラウンジ
	□	・タイルのモップ掛け
中央棟 2F (B棟)	◎	ゴミの処理
		共同トイレ
	○	・清掃(便器は薬液その他で洗浄・除菌)
	○	・汚物の処理、容器の洗浄・除菌
	○	・トイレトーパー及び水石鹸等の補充
		講師用寮室
	□	・(宿泊前)布団等のセット、電気ポット及び茶器のセット
	□	・(宿泊後)床の掃除機掛け及び椅子・机等の水拭き、拭き上げ、ユニット内の清掃及び点検
		講師談話室及びOALーム
	□	・床の掃除機掛け及び椅子・カウンターの水拭き、拭き上げ
		集会室
	□	・畳の掃除機掛け及び畳・棚・廊下・床の間の水拭き、拭き上げ
		女子洗濯室
	◎	・床の清掃
	◎	・洗濯機・乾燥機の清掃(残洗剤・綿くずの除去等)
	○	・洗濯機の排水口(床側)のゴミ除去(半年に1回程度及び不具合発生時はその都度)
		廊下・階段等
	△	・床の掃除機掛け及び展示コーナーの水拭き、拭き上げ
		共同浴場・脱衣室(休業日を除く)
	◎	・浴場の換気、浴床及び浴槽・シャワー・洗面台等の清掃、シャンプー等消耗品の補充
	◎	・脱衣室の床の掃除機掛け及び洗面所・衣類棚・バスマット等の清掃、備品の清掃、ゴミの処理
		その他の業務
		・上記以外に必要なが生じた場合

(注1) ◎箇所は、毎日行う。

(注2) ◇箇所は、1日置きに行う。

(注3) □箇所は、必要に応じて行う。

(注4) ○箇所は、毎日現状を確認後、必要がないと判断される場合は作業を省略することができる。

(注5) △箇所は、1日置きに現状を確認後、必要がないと判断される場合は作業を省略することができる。

宿泊棟共用部清掃業務(排水部) 清掃範囲及び清掃基準

1. 清掃箇所及び作業内容

① 排水部清掃 ユニット内部の排水部の汚れ、詰まり等洗浄、調整	寮室部分
------------------------------------	------

2. 清掃箇所別面積及び箇所内訳

(単位:室)

① 排水部清掃 寮室全室 (101～570号室、特101～102号室、特201～205号室)	357
---	-----

3. 作業手順

① 準備 寮室ユニット内の洗面台下部にある化粧板を取り外し、排水口部を確認する。
② 目皿(ヘアキャッチ等)部分 ヘアキャッチ等を取り外し、髪の毛や汚れを取り除いた後、浴室用洗剤(中性)をスポンジや柔らかい布又は歯ブラシに付けて洗い流す。
③ 排水トラップ トラップ本体をスポンジや歯ブラシに洗剤(中性)を付けて、汚れを洗い流す。
④ 排水ホース及び排水口(チューブ) ホース・排水口本体をスポンジや歯ブラシに洗剤(中性)を付けて、汚れを洗い流す。
⑤ 排水部付近 排水部付近にスポンジや歯ブラシに洗剤(中性)を付けて、汚れを洗い流す。
⑥ 排水口洗浄 排水管用の洗浄剤を用い、洗い流す。 (排水管専用洗浄剤は、配水管の詰まりの主な原因である有機物を分解し、排水機能を回復させる事を目的としたものを用いる)
⑦ 現状回復 排水漏れ・詰まり等がない事を確認した上で、取り外した化粧板を元通りに装着する。

別表3(別紙5-2)

清掃床面積表(1)

(単位: m²)

室名	材 料	面 積	室名	材 料	面 積
共用部					
A棟					
廊下 1F	タイルカーペット	99.16	洗濯室 1F	VS	20.33
2F	タイルカーペット	99.16	2F	VS	20.33
3F	タイルカーペット	99.16	3F	VS	20.33
4F	タイルカーペット	99.16	4F	VS	20.33
5F	タイルカーペット	99.16	5F	VS	20.33
(小計)		495.80	(小計)		101.65
アルコーブ 1F	タイルカーペット	16.12	EVホール 1F	タイルカーペット	31.50
2F	タイルカーペット	16.12	2F	タイルカーペット	31.50
3F	タイルカーペット	16.12	3F	タイルカーペット	31.50
4F	タイルカーペット	16.12	4F	タイルカーペット	31.50
5F	タイルカーペット	16.12	5F	タイルカーペット	31.50
(小計)		80.60	(小計)		157.50
アルコーブ 1F	VS	4.20	階段 1F	タイルカーペット	42.00
2F	VS	4.20	2F	タイルカーペット	42.00
3F	VS	4.20	3F	タイルカーペット	42.00
4F	VS	4.20	4F	タイルカーペット	42.00
5F	VS	4.20	5F	タイルカーペット	20.82
(小計)		21.00	(小計)		188.82
談話室・湯沸室 1F	フローリング	41.65	テラス・出入口 1F	タイル	34.72
2F	フローリング	41.65	バルコニー 2F	タイル	10.98
3F	フローリング	41.65	3F	タイル	10.98
4F	フローリング	41.65	4F	タイル	10.98
5F	フローリング	41.65	5F	タイル	10.98
(小計)		208.25	(小計)		78.64
談話室 1F	タタミ	15.58			
2F	タタミ	15.58			
3F	タタミ	15.58			
4F	タタミ	15.58			
5F	タタミ	15.58			
(小計)		77.90			

清掃床面積表（２）

			(単位：㎡)		
室名	材 料	面 積	室名	材 料	面 積
共 用 部			共 用 部		
C 棟			B 棟		
廊下 (1～5 F)	タイルカーペット	596.60	廊下 1 F 2 F	タイルカーペット	172.57
アルコーブ (1～5 F)	タイルカーペット	80.60	渡り廊下 1 F 2 F	タイルカーペット	27.50 27.50
アルコーブ (1～5 F)	V S	21.00	エントランス 1 F	タイル	16.62
談話室・湯沸室 (1～5 F)	フローリング	208.25	玄関 1 F	タイル	44.54
談話室 (1～5 F)	タタミ	77.90	傘立て・下足室	タイル	18.05
洗濯室 (1～5 F)	V S	101.65	下足室	V S	21.15
E Vホール (1～5 F)	タイルカーペット	157.50	自動販売機コーナー	V S	10.37
階段 (1～5 F)	タイルカーペット	188.82	電話コーナー	タイルカーペット	10.10
テラス・出入口 1 F	タイル	36.47	リネン庫	V S	2.86
バルコニー (2～5 F)	タイル	43.92	ラウンジ	タイルカーペット	93.40
			便所 1 F 2 F	V S	12.32 4.90
			テラス 1 F 2 F	タイル	75.60 28.29
			階段 1 F	タイルカーペット	23.10
			女子洗濯室	V S	17.16
			脱衣室	籐マット敷	15.96
			共同浴場	花崗岩	22.00
			集会室	タタミ	55.00
			特別宿泊室	タイルカーペット	14.10
			特別談話室	タイルカーペット	7.03
			管理人室	V S	11.00
			O A ルーム	タイルカーペット	8.78

清掃面積表（３）

寮室排水部（１）

			(単位：㎡)		
室名	材 料	面 積	箇 所	室数	室番号
専 用 部			一般用	350	101～570
B 棟			講師用	5	特201～205
事務室	タイルカーペット	32.50	身体障害者用	2	特101～102
身体障害者					
宿泊室（１）	タイルカーペット	12.50			
宿泊室（２）	タイルカーペット	12.50			
身体障害者					
便所・浴室（１）	タイル	6.00			
便所・浴室（２）	タイル	6.00			
特別宿泊室（１）	タイルカーペット	8.30			
（２）	タイルカーペット	8.30			
（３）	タイルカーペット	8.30			
（４）	タイルカーペット	8.30			
（５）	タイルカーペット	8.30			

合計室数
357

【宿泊棟個室清掃業務】**1. 対象、業務予定数（年間）**

研修員用寮室 350室

2. 業務内容等**（1）基本原則**

- ① 計画的に作業を実施し、清掃効果を十分に発揮させるようにする。
- ② 各清掃場所及び各床材等の特性を検討し、最適な清掃資材等を使用する。
- ③ 作業員については、厳選せることはもちろん日常の教育訓練等も十分に行う。
- ④ 光熱水費を必要最小限に留めるよう常に努める。
- ⑤ その他、寮室の美観を維持するように努める。

（2）業務日等

- ① 原則、退室後3日以内の間。（研修終了日を起算日とする。）
ただし、その3日以内に次の入室予定がある寮室は、入室日に間に合うよう相当期間を繰り上げて作業を行う。
- ② 時間：8時30分～17時15分。

（3）業務内容等

- ① 清掃範囲については、別表1のとおり。
- ② 清掃基準については、別表2のとおり。
- ③ 作業を終了した毎に作業日誌に作業内容を記載し、提出する。

（4）業務実施上の注意

- ① 落札事業者は、善良なる管理者の注意をもって作業を行うものとする。
- ② 建物・設備等に損害を与えた場合は、大学校に速やかに報告をするとともに、作業員の故意または過失による場合は落札事業者において現状回復等その責を負うものとする。
- ③ 業務の運営に関して、緊急に必要と認められることが生じた場合には、落札事業者に対して所要の措置を求め、そのとった措置については報告させることができる。
- ④ 清掃にあたっては、清掃用水等が建物内外に飛散しないようにするとともに、落下事故等のないよう安全対策に十分注意して行うこととする。
- ⑤ 備品等を移動する場合は、破損のないように注意するとともに、作業終了後は必ず原状に戻すこと。
- ⑥ 清掃に従事する者の履行場所への出入りについては、本校の指示に従うこと。

3. 作業員の管理

- （1）落札事業者は、作業規律の維持及び衛生に留意し、作業員に指導・徹底をするとともに、作業服を着用させ落札者の従業員であることを示す証明書を携行させるものとする。
- （2）作業員には、礼儀正しく研修員等に不快の感を与えることのないよう指導し、なるべく同一人を継続して従事させること。また、病気等により同一人を従事させることができない場合は、速やかに継続して作業できる者を選定すること。

4. 経費負担

(1) 大学校が負担するもの

①光熱水料

②消耗品（指定有料ゴミ袋、洗剤（トイレ用・バス用・除菌用）等）

(2) 落札事業者が負担するもの

①清掃員の事務用品、工具、清掃用具、被服類

②消耗品（洗浄剤等）

5. その他

業務開始前に作業実施予定表（月間）及び作業に従事する者の名簿（業務名、氏名、性別等を明記したもの）を作成し、提出する。

別表1(別紙6)

宿泊棟宿泊室部清掃業務 清掃範囲

対象箇所		種別	数量	単位	適用
1	衣装棚	ウレタン樹脂製	1	式	①W81×D56×H212mm ②W81×D56×H212mm、W108×D56×H212mm
2	机	ウレタン樹脂製	1	式	①1.82㎡+鍵具(W1200×D180×H730mm) ②1.95㎡+鍵具(W1200×D180×H730mm)
3	椅子	OAチェア	1	脚	
4	電気スタンド	卓上型	1	台	
5	ゴミ箱	プラスチック製	1	個	
6	壁面	石音ボード壁紙張り	1	式	
7	窓枠	アルミ製	1	式	窓寸法:W1200×H1900mm
8	カーテン	ポリエステル製	1	枚	W1300×H2000mm
9	床	タイルカーペット	1	式	①7.21㎡ ②7.98㎡
10	バスタブ、カーテン(レール含)	FRP製、ポリエステル製、ステンレス製	1	式	バス:W1200mm×H700mm、カーテン:W1200×H1500mm
11	シャワー(ホース含)	一般型	1	式	
12	床、壁、天井	FRP製、塩ビ鋼板複合パネル	1	式	ユニット内延床面積:2.16㎡(バスタブ、便器、洗面台含む)
13	タオル掛、パイプ棚	ステンレス製	1	式	
14	洗面台	人口大理石・HIPS製	1	台	
15	照明カバー	樹脂製	1	個	60W円筒平型(防湿型)
16	鏡	洗面用	1	枚	W600×H950(防湿型ツメ式)
17	便器	プラスチック・陶器製	1	台	洋式
18	トイレトペーパー		1	式	予備2個程度常備
19	ドア	鋼製、フラッシュパネル	1	式	鋼製:W820×H2100mm 1面 フラッシュパネル:W630×H1930mm 2面
20	ベッド廻り(引き出し含む)	ウレタン樹脂製	1	式	引き出し部:W600×D450×H200mm 2個
21	ベッドスタンド	ウレタン樹脂製	1	式	照明器具(カバー付) 1台
22	ベッドマットレス	フランスベッド製	1	式	ベッドフレーム寸法:W2050mm×D1000mm
23	ベッドパット	キルティング	1	式	970×2030mm
24	羽毛掛布団	ダウン70%:夏用(0.8kg)・冬用(1.5kg)	1	式	150×210mm
25	毛布(6～9月を除く)	アクリル	1	式	150×200mm
26	枕	半パイプ・半ポリエステル	1	式	430×630mm
27	備品		1	式	寮室利用案内、ラジオ、ドライヤー、スリッパ、物干し台 各1

(備考)

1. 適用欄の②に該当する寮室番号は、以下の通りである。

A棟	35室
1階	101、108、109、116、123、124、131
2階	201、208、209、216、223、224、231
3階	301、308、309、316、323、324、331
4階	401、408、409、416、423、424、431
5階	501、508、509、516、523、524、531

C棟	35室
1階	132、141、142、151、160、161、170
2階	232、241、242、251、260、261、270
3階	332、341、342、351、360、361、370
4階	432、441、442、451、460、461、470
5階	532、541、542、551、560、561、570

2. 適用欄の①に該当する寮室番号は、上記1で示した寮室以外の280室である。

宿泊棟宿泊室部清掃業務 清掃基準

対 象 箇 所		作 業 内 容
1	衣装棚	埃・汚れ等を除去し、水拭き、拭き上げ
2	机	
3	椅子	
4	電気スタンド	外部と内部を中性洗剤で拭き掃除
5	ゴミ箱	内容物を収集し、所定の集積所へ搬出。容器(内外)を水拭き、拭き上げ
6	壁面	洗剤・洗淨剤等を使用して適正に清掃
7	窓枠	水拭き、拭き上げ、枠のゴミ処理
8	カーテン	除塵及び拭き掃除
9	床	掃除機で丁寧に吸塵する。汚れた部分は、専用洗剤で洗淨し拭き上げる。
10	バスタブ、カーテン(レール含)	洗剤拭き、必要に応じて専用洗剤等で水あか、カビ等の汚れ落とし、拭き上げ、髪の毛等除去
11		
12	ユ 床、壁、天井	
13	ニ タオル掛、パイプ棚	
14	ツ 洗面台	
15	ト 照明カバー	
16	内 鏡	
17	便器	
18	トイレトーパー	残量点検及び補充
19	ドア	埃・汚れ等を除去し、水拭き、拭き上げ(金属類含む)
20	ベッド廻り(引き出し含む)	埃・汚れ等を除去し、水拭き、拭き上げ
21	ベッドスタンド	外部と内部を中性洗剤で拭き掃除
22	ベッドマットレス	掃除機等で清掃、髪の毛等の除去
23	リ ベッドパット	塵・髪の毛等の除去、汚れ等チェック、折りたたみ整頓(マットレス上)
24	ネ 掛布団	
25	ン 毛布(6～9月を除く)	
26	枕	
27	備品	水拭き、拭き上げ、整頓

(留意事項)

1. 寮室内において、入寮者の忘れ物等を発見した場合は、直ちに学寮管理人に報告する。
2. 寮室内の不具合等を発見した場合は、直ちに学寮管理人に報告をする。
3. 学寮管理人に報告した事項については、作業日誌に経過を記録する。

(リネン関係)

1. 寮室内に未使用のシーツ類(バック詰め)が残っていた場合は、学寮管理人に報告の上、リネン庫に戻す。
2. 寮室内に使用済みのシーツ類があった場合は、学寮管理人に報告の上、リネン庫脇の回収カゴに入れる。
3. 寮室内の備品(ベッドパット、掛布団、毛布、枕)が不足している場合は、学寮管理人に報告の上、補充をする。
4. 再度利用ができないと見込まれる等、汚れが著しいものがあった場合は、学寮管理人に報告の上、交換をする。

【除草業務】

1. 業務概要

大学校敷地内の除草を行い、快適な研修環境を整備する。

2. 除草期間、時間

第1回目 7月上～下旬（予定）

第2回目 10月中旬（予定）

作業時間 平日8時30分～17時15分

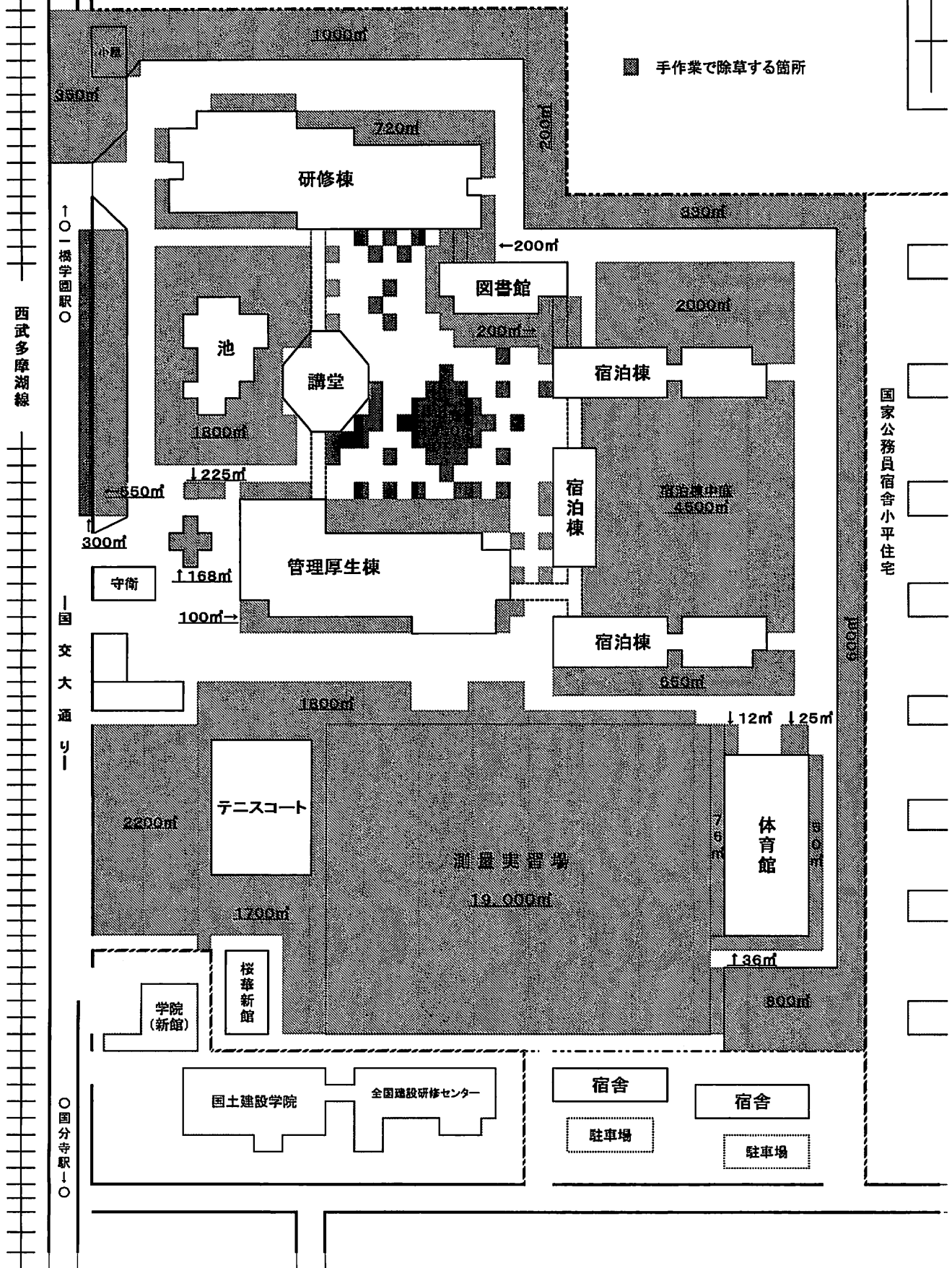
3. 業務内容

- ・別表図面における箇所を機械及び手作業により除草を行う。
- ※別添図面の赤色箇所についての仕上げは手作業とする。
- ・除草後の草等は、落札者の負担にて適正に処分すること。

4. その他

- ・作業に際しては、職員、近隣住民、通行人、車両等に配慮し、安全第一も行うこと。
- ・警備システムに注意し作業を行うこと。
- ・宿泊棟中庭には、ライトが設置してあるため、機械による作業の際には十分注意すること。（また施設及び設置物等を破損させた場合には、必ず本校へ報告を行い、実費弁償すること）

<陸上自衛隊小平駐屯地>



【守衛業務】

1. 業務概要

国土交通大学校庁舎内における火災、盗難等を防止するとともに違法・不当な行為を排除し、本校が行う業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2. 警備委託箇所、配置人数及び警備時間

以下のとおりとする。

なお、労働基準法に沿った休憩、休息等により落札者警備員（以下「警備員」という。）が警備業務に従事しない場合は、必ず他の警備員が警備業務に従事し、常態として、請負時間中の常駐警備が確保されていること。

配置場所	配置人数	警備時間	勤務形態
守衛所 及び庁舎内外巡回	1	平日 7:00～13:00	座しょう及び 動しょう

3. 警備員の勤務要領

（1）勤務姿勢

警備員は本校の秩序を維持し、災害防止及び安寧な執務環境を保持する役割を担う者としての自らの責務を自覚し、言動・服装等の容姿に十分注意を払い、厳正な勤務態度を保持すること。

（2）報告

①警備報告

1) 警備員は、毎日の警備状況を本校が配布する守衛日誌に所要事項を記入の上、守衛に提出する。

なお、報告内容で重要な事項については、口頭で監督職員に報告する。

2) 緊急時及び緊急と判断した場合は、直ちに総務課監督職員に報告する。

②事故報告

事故発生の際には、速やかに監督職員に電話又は口頭で報告すると共に、特に指示された場合には、書面をもって報告する。

（3）警備要領

①庁舎玄関等の開閉等業務

特に指示のあった場合の他、所定の時刻になったら正門、玄関等の開閉、国旗等の掲揚及び降納を行う。

②庁舎内の施錠

所定の方法により庁舎内の施錠を行う。

③災害、事故及び故障発生時の措置

災害、事故及び庁舎内の設備の故障が発生したときは、監督職員に通報し、監督職員の

指示の下、応急措置をとる。

④不審者等発見時の措置

不審者等を発見したときは、氏名・用件等を質問し、必要に応じて身分証明するものの提示を求める等の適切な措置をとる。場合によっては、監督職員に通報し、指示を仰ぐものとする。

⑤出入り管理業務

守衛所受付において、来訪者、納品業者及び工事業者等に対して必要な受付案内業務を行う。必要に応じて、ボディチェック及び手荷物検査を行う。

⑥車両による来校時における出入り管理及び駐車場管理業務

ア) 来訪車両の来校時における身分及び来校目的等の確認

イ) 車両の安全管理及び誘導

ウ) 庁舎内外に搬出する物品、資材等の確認

⑦庁舎内外巡回業務

ア) 不審者、徘徊者、侵入者の発見及び措置

イ) 不審物の発見と通報措置

ウ) 庁舎内での禁止行為の取締り及び庁舎外での禁止行為監視

エ) 避難通路における傷害物の除去

オ) 漏水、溢水箇所の発見と通報

カ) その他庁舎管理上支障となる行為の取締り

⑧守衛所

ア) 職員及び来訪者の出入状況の確認

イ) 総合案内（来訪者の対応等）

ウ) 防犯システム及び防災システムの監視業務

エ) 拾得物、遺失物の受付及び処理

オ) 非常、異常発生時における対応

⑨その他業務

ア) 火災発生時の自衛消防活動

イ) デモ・抗議行動等への警戒

ウ) 自衛消防訓練等への積極的な参加

エ) 悪天候の庁舎機能の維持（大雨時の漏水確認、雪かき）

オ) その他警備業務上必要な事項

4. 費用の負担等

（1）警備員の服装及び装備品等必要なものは、落札者の負担において用意するものとする。

①制服、制帽、ネームプレート

②電気メガホン、警笛、警戒棒、携帯用無線機、照明器具

③その他警備上必要なもの

（2）業務上必要とする施設等は、本校が準備するものとする。

①警備員の控室及び仮眠室

②机、椅子等必要最小限度の備品

③業務遂行に必要な電気、ガス、水道、電話

【宿泊棟管理人業務の内容】

1. 概要

宿泊棟の入室者及び外来者の安全かつ平穏・円滑な環境を確保するため、所定の業務を誠実に遂行する。

2. 基本的事項

- ② 落札事業者は、宿泊棟の管理人業務に従事する者(以下、「管理人」という。)の配置について円滑な運営と入室者の安全を確保できるよう体制を整える。
- ③ 落札事業者は、管理人の教育指導・訓練に万全を期し、接遇・風紀・衛生の維持に責任を追うものとする。
- ④ 宿泊棟の品位を落とすことのないよう努め、これに相応しい制服・名札を着用させる。
- ⑤ 宿泊者及び外来者への対応は、言葉・態度に常に気を付け親切を旨とする。
- ⑥ 落札事業者は、業務開始前に業務年間計画表、管理業務計画書及び宿泊棟管理人名簿(業務名、氏名、性別、生年月日等を明記したもの(履歴書でも可))を作成し、提出する。
- ⑦ 業務の遂行に必要な控室、倉庫、什器備品及び業務用の光熱水費は、本校の負担とする。但し、光熱水費を必要最小限に留めるように常に努める。
- ⑧ 落札事業者は、大学校から無償使用を受けている各室等について、業務の契約期間が終了したときは、速やかに原状に回復して返還する。
- ⑨ 大学校が消防訓練等を実施する場合、落札者事業者は管理人を参加させこれに協力する。
- ⑩ 大学校との緊密な連絡体制を常時維持する。

3. 業務時間等

- ① 毎日
- ② 業務時間: 24時間
- ③ 配置人員: 1名以上

※人員数により、労働基準法に沿った休憩、休息等を行うこととし、休憩、休息等を行う場合には、休憩、休息等の時間帯を本校と協議する。

4. 業務内容等

別表のとおり。

5. 報告書等の提出

毎日の状況報告を報告書(管理日誌)として提出する。(様式任意)

【環境衛生設備管理業務】

1. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号。以下「法」という。）・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年10月12日政令第304号。以下「令」という。）・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年1月21日厚生省令第2号。以下「規則」という。）等法令に基づく業務

（1）管理技術者を選任する。（法第6条第1項）

（2）環境衛生管理業務

法第10条に基づいて、下記の施設の適切な維持管理と良好かつ衛生的な建物環境を維持するため年間計画の作成、実施状況の確認及び備付帳簿類の整備保管を行う。

管理厚生棟（守衛室を含む。）、研修棟、宿泊棟、図書館、大会議室

（3）建築物環境衛生管理基準に基づく業務（法第4条関係）

①空気環境測定（20ヶ所（屋内）+2ヶ所（屋外））

令第2条第1号に定める測定

②飲料水水質検査（給湯水を含む）

令第2条第2号に定める測定

③ねずみ、こん虫等の防除

令第2条第3号に定める防除

④排水再利用水の水質検査

排水再利用水について、排水再利用水の水質基準（昭和56年4月27日建設省住指発第91号）に基づく検査を2ヶ月ごとに行う。

2. その他の業務

（1）煤煙測定（年2回）（大気汚染防止法第16条）

大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）施行規則第15条に定める煤煙発生施設の測定を6ヶ月ごとに行い（測定数 外気2点）、報告書を提出する。

冷温水発生器

（サンヨー吸収冷温水機 TSA-BUW-320ECP）1台

（サンヨー吸収冷温水機 TSA-AUW-150EIGIS）1台

（2）照度の測定（年2回）

事務所衛生基準規則（昭和47年9月30日労働省令第43号）第10条に基づき照明設備の点検及び測定を行い、報告書を提出する。

評価表

実施 要項 区分	業務区分	項番	評価項目・評価の視点	得点配分		得点	備考
	実施要項区分			基礎点	加算点		
① 必須項目 審査	業務共通						
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	0/10	—		提出様式4
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10	—		提出様式4
	2) 業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10	—		提出様式3
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10	—		提出様式3
	3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、(発注者側の)要求水準が確保されているものとなっているか	0/10	—		提出様式5
② 加点項目 審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案						
	1) 業務の質についての提案内容	1	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により、各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	—	0/5		提出様式6
		2	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	—	0/5		提出様式5
	点検等及び保守業務						
	1) 業務の質についての提案内容	1	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0 ～ 5		提出様式6, 7
	2) 改善提案内容	2	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0 ～ 25		提出様式7
	清掃業務						
	1) 業務の質についての提案内容	1	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0 ～ 5		提出様式6, 7
	2) 改善提案内容	2	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0 ～ 10		提出様式7
	施設等警備業務						
	1) 業務の質についての提案内容	1	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0 ～ 5		提出様式6, 7
	2) 改善提案内容	2	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0 ～ 10		提出様式7
	緊急時及び非常時対応						
	3) 緊急時への対応についての考え方・体制	1	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	—	0/5		提出様式8
		2	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	—	0 ～ 5		
合計得点				50	80		

従来の実施状況に関する情報の開示

＜国土交通大学校(小平本校)で実施した管理・運営業務に係る経費＞

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

			平成17年度	平成18年度	平成19年度
人件費	常勤職員		0	0	0
	非常勤職員		0	0	0
物件費			0	0	0
委託費等			69,754	70,493	73,074
計(a)			69,754	70,493	73,074
参考 値 (b)	退職給付費用		0	0	0
	減価償却費		0	0	0
	間接部門		0	0	0
(a) + (b)			69,754	70,493	73,074
(注意事項)					
○ 委託費等の内訳は、別添1を参照。					
○ 警備業務のうち、守衛業務はH21からの業務のため、実績には含まれていない。					
○ 建築物点検業務及び宿泊棟共用部清掃のうち定期清掃についてはH19より新規に行っているため、H17、H18の実績には計上されていない。					
○ 委託費等には業務を実施するに当たって必要な全ての経費を含む。					

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0
(業務従事者に求められる知識・経験等)			
○ 実施要項「3. 入札参加資格に関する事項」参照。			
(業務の繁閑の状況等)			
○ 研修繁忙時期：6月、7月、9月～12月 (別添2参照)			
(その他)			
○ 入札の対象である業務の全部を外部委託により実施。			

3 従来の実施に要した施設及び設備

国土交通大学校(小平本校)で実施した管理・運営業務に係る施設及び設備

○ 実施要項 別紙2「設備一覧表」参照

注意事項

1. 上記の施設及び設備については、請負業務を行う範囲において無償貸与。
2. 上記以外で請負業務を行うにあたり必要なものは、請負者が用意する。
3. 前項において請負者が用意する設備は、国土交通大学校(小平本校)の他の業務及び研修業務に支障のないものに限る。

4 従来の実施における目的の達成の程度

国土交通大学校(小平本校)で実施した管理・運営業務に係る目的の達成の程度

1. 入居者満足度(満足回答数／全回答数)

平成20年度(○月～○月)	
目標・計画	70.0%
実績	

注意事項

- ① 入居者満足度については、入居施設利用者の70%以上から、「普通」以上の評価を得ることを数値目標としている。
- ② 入居者に対する満足度調査のためのアンケートは、本校が実施する。
- ③ 計上した入居者満足度とは、実施要項別紙13の①の質問に対する回答で、「普通」以上の回答をした者の割合である。
- ④ 実績については、平成20年7月から○月までのものである。

2. 設備管理業務の不備に起因する大学校業務の中断回数

(目標) 0回

(実績) 0回

3. 管理・運営業務による周辺住民からの苦情回数

(目標) 0回

(実績) 0回

5 従来の実施方法等

従来の実施方法

- ・ 別添3のとおり。

事業の目的を達成する観点から重視している事項

- ・ 省エネの観点から、効率的な設備運用を目標としている。

注意事項

- ・ 対象業務については全部委託であったため、国土交通大学校(小平本校)では、直接実施していないが、監督部署については別添4のとおり。

従来の実施に要した経費（委託費）内訳

(単位:千円)

	業務内容	委託費実績			別紙	内訳
		H17	H18	H19		
点検等及び保守	建築物点検業務	-	-	775	別紙3ー1	人件費、消耗品費、通信運搬費(電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等)
	自家用電気工作物保守・点検業務	1,109	1,109	1,109	別紙3ー2	人件費、消耗品費、通信運搬費(電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等)
	エレベーター保守・点検業務	5,733	5,733	5,733	別紙3ー3	人件費、消耗品費、通信運搬費(電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等)
	電気通信設備点検業務	979	987	987	別紙3ー4	人件費、消耗品費、通信運搬費(電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等)
	空調設備等保守・点検業務	20,643	20,580	19,845	別紙3ー5	人件費、消耗品費、通信運搬費(電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等)
	自動制御機器点検業務	6,615	6,510	6,510	別紙3ー6	人件費、消耗品費、通信運搬費(電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等)
	自動扉保守・点検業務	345	345	345	別紙3ー7	人件費、消耗品費、通信運搬費(電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等)
	厨房排水処理設備保守・点検業務	2,306	2,306	2,306	別紙3ー8	人件費、消耗品費、通信運搬費(電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等)
	消防設備点検業務	1,890	3,150	3,098	別紙3ー9	人件費、消耗品費、通信運搬費(電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等)
	運転・監視及び日常点検・保守業務	9,167	9,167	9,030	別紙4	人件費、消耗品費、通信運搬費(電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等)
	清掃業務(宿泊棟除く)	6,248	5,723	5,460	別紙5ー1	人件費、消耗品費、通信運搬費(交通費等)
	清掃業務(宿泊棟)	2,867	2,415	4,043	別紙5ー2	人件費、消耗品費、通信運搬費(交通費等)
警備等業務	宿泊棟個室清掃業務	2,506	2,560	2,808	別紙6	人件費、消耗品費、通信運搬費(交通費等)
	除草業務	2,027	2,573	3,444	別紙7	人件費、処分費、通信運搬費(電話・交通費等)、使用機器に要する費用
	守衛業務	-	-	-	別紙8	-
	宿泊棟管理人業務	7,319	7,335	7,581	別紙9	人件費、消耗品費、通信運搬費(交通費等)
	執務環境測定業務	-	-	-	別紙10	人件費、消耗品費、通信運搬費(電話・郵便・宅配便・振込手数料・交通費等)
	合計	69,754	70,493	73,074		

※1 「宿泊棟個室清掃」については従来単価契約である。(支払実績額を記載)

※2 「守衛業務」については、平成20年度まで契約実績なし。

※3 執務環境測定業務は、平成19年度まで「点検等及び保守」のうち「空気設備等保守・点検業務」で行っているため、金額が内数となっている。

宿泊棟寮室使用実績

(室)

月	平成17年度	平成18年度	平成19年度	3ヶ年平均
4月	197	211	213	207
5月	292	275	284	284
6月	426	431	509	455
7月	451	454	270	392
8月	225	224	384	278
9月	327	414	413	385
10月	546	365	293	401
11月	311	386	439	379
12月	395	340	358	364
1月	224	114	82	140
2月	195	190	260	215
3月	97	79	63	80
計	3,686	3,483	3,568	3,579

※退寮は、金曜日に集中する。

国土交通大学校の施設環境に関するアンケート(案)

研修員の皆様へ

- ・ 国土交通大学校における施設環境をより良いものにするための参考とさせて頂きますので、アンケートにご協力下さい。
記載が出来ましたら、〇〇〇に設置しているアンケートBOXへ投函してください。

①施設環境に関して、全体的な感想はいかがでしたか。

☐満足 ☐普通 ☐不満足

②施設内の清掃は行き届いていましたか。

☐満足 ☐普通 ☐不満足

③供用施設の備品、消耗品等(灰皿、共同浴室のシャンプー類、トイレトーパー等)は適切に整備されていましたか。

☐満足 ☐普通 ☐不満足

④管理人の対応はいかがでしたか。

☐満足 ☐普通 ☐不満足

⑤守衛(警備員)の対応はいかがでしたか。

☐満足 ☐普通 ☐不満足

●その他、お気付きの点やご意見がございましたら記載して下さい。

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。